

平成26年6月2日（月曜日）第2回定例会

○出席議員（18名）

1 番	鴨	田	俊	廣	議員	2 番	阿	部	清	議員
3 番	遠	藤	智	与子	議員	4 番	後	藤	健一	郎議員
5 番	太	田	芳	彦	議員	6 番	國	井	輝	明議員
7 番	沖	津	一	博	議員	8 番	工	藤	吉	雄議員
9 番	杉	沼	孝	司	議員	10 番	辻		登代	子議員
11 番	荒	木	春	吉	議員	12 番	新	宮	征	一議員
13 番	佐	藤	良	一	議員	14 番	内	藤		明議員
15 番	高	橋	勝	文	議員	16 番	川	越	孝	男議員
17 番	那	須		稔	議員	18 番	木	村	寿太	郎議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	丹 野 敏 晴 副 市 長
渡 邊 満 夫 教 育 委 員 長	兼 子 昭 一 選 挙 管 理 委 員 会 長
高 子 武 農 業 委 員 会 会 長	奥 山 健 一 総 務 課 長（併） 選 挙 管 理 委 員 会 長
月 光 龍 弘 政 策 推 進 課 長	宮 川 徹 財 政 課 長
松 田 幸 彦 税 務 課 長	小 林 友 子 市 民 生 活 課 長
芳 賀 弘 明 建 設 管 理 課 長	森 谷 孝 義 下 水 道 課 長
犬 飼 敬 一 農 林 課 長（併） 農 業 委 員 会 長	秋 場 礼 子 商 工 振 興 課 長
原 田 真 司 さ くら ん ぼ 観 光 課 長	菅 野 英 行 健 康 福 祉 課 長
阿 部 藤 彦 子 育 て 推 進 課 長	工 藤 恒 雄 会 計 管 理 者 （兼） 会 計 課 長
阿 部 誠 水 道 事 業 所 長	安 孫 子 和 広 病 院 事 務 長
荒 木 利 見 教 育 長	山 田 健 二 学 校 教 育 課 長
荒 木 信 行 生 涯 学 習 課 長	大 沼 孝 一 郎 監 査 委 員
安 達 晃 一 監 査 委 員 長	

○事務局職員出席者

丹 野 敏 幸 事 務 局 長	佐 藤 肇 局 長 補 佐
山 田 良 一 総 務 主 査	渡 邊 拓 也 総 務 係 長

議事日程第 1 号 第 2 回定例会
平成 26 年 6 月 2 日（月） 午前 9 時 30 分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- （1）定例監査結果等報告について
- （2）第 131 回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- （3）第 66 回東北市議会議長会定期総会の報告について
- （4）第 90 回全国市議会議長会定期総会の報告について
- 〃 4 行政報告
- （1）市政の概況について
- （2）平成 27 年度国県に対する重要事業の要望事項について
- （3）平成 25 年度寒河江市土地開発公社決算及び平成 26 年度寒河江市土地開発公社予算について
- （4）平成 25 年度一般財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成 26 年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 全国市議会議長会表彰状伝達
- 〃 7 寒河江市農業委員会委員の推薦について
- 〃 8 議第 32 号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 〃 9 議案説明
- 〃 10 委員会付託
- 〃 11 質疑・討論・採決
- 〃 12 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 〃 13 報告第 2 号 平成 25 年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 〃 14 質疑
- 〃 15 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例等の一部を改正する条例）
- 〃 16 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 〃 17 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 〃 18 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度寒河江市一般会計補正

予算（第1号）

- 日程第19 議第33号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）
- 〃 20 議第34号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 〃 21 議第35号 さがえっこすくすく宣言の制定について
- 〃 22 議第36号 寒河江市市の魚の制定について
- 〃 23 議第37号 寒河江市市のシンボルカラーの制定について
- 〃 24 議第38号 寒河江市市民のまつりの制定について
- 〃 25 議第39号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 26 議第40号 市道路線の変更について
- 〃 27 請願第4号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 28 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

寒河江市は、今年市制施行60周年を迎えます。この節目の年に当たり、今6月定例会を「さくらんぼ議会」とし、市内外に「さくらんぼの都市 寒河江」を発信してまいります。

ただいまから、平成26年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関より撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○鴨田俊廣議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、6番國井輝明議員、14番内藤明議員を指名いたします。

会 期 決 定

○鴨田俊廣議長 日程第２、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕

○内藤 明議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成26年第２回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る５月28日、委員６名全員と関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問通告数等を勘案し、本日から６月18日までの17日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付しております日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○鴨田俊廣議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から６月18日までの17日間と決定いたしました。

第２回定例会日程

平成２６年６月２日（月）開会

月	日	時 間	会 議		場 所
6 月	2 日（月）	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、表彰状伝達、農業委員会委員推薦、固定資産評価審査委員会委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、人権擁護委員候補者推薦、報告、質疑、議案・請願上程、同説明	議 場
6 月	3 日（火）		休	会（議案調査）	
6 月	4 日（水）		休	会（議案調査）	
6 月	5 日（木）		休	会（議案調査）	
6 月	6 日（金）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6 月	7 日（土）		休	会	
6 月	8 日（日）		休	会	
6 月	9 日（月）		休	会（議案調査）	
6 月	10 日（火）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場

月 日	時 間	会 議		場 所
6月11日(水)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会 終了後	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第5会議室
6月12日(木)	午前9時30分	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第5会議室
6月13日(金)	午前9時30分	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第5会議室
6月14日(土)	休 会			
6月15日(日)	休 会			
6月16日(月)	休 会 (事 務 処 理)			
6月17日(火)	休 会 (事 務 処 理)			
6月18日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 第131回山形県市議会議長会定期総会の報告について、(3) 第66回東北市議会議長会定期総会の報告について、(4) 第90回全国市議会議長会定例総会の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、(2) 平成27年度国県に対する重要事業の要望事項について、(3) 平成25年度寒河江市土地開発公社決算及び平成26年度寒河江市土地開発公社予算について、(4) 平成25年度一般財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成26年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 皆様、おはようございます。

初めに、3月定例会以降、このさくらんぼ議会までの主な市政の概況について御報告申しあげたいと思います。

いよいよ6月に入りまして、寒河江市が一番にぎわう季節を迎えました。昨日の観光さくらんぼ園の開園を皮切りに、約2カ月間にわたり多彩な催しを開催し、寒河江の魅力と元気を全国に発信してまいりたいと考えているところであります。

初めに、ことしのさくらんぼの作柄についてであります。

ことしは春から温暖な天候が続き、開花期も平年より3日程度、昨年よりもおよそ1週間早まっておるわけですが、順調な生育状況になっているところであります。県のさくらんぼ作柄調査によりますと、収穫量はやや多いと公表されておりますが、5月21日に実施されました寒河江西村山管内での調査によりますと、一花叢当たりの着果数は2.0と、平年1.6を上回り、収穫量はやや多いと見込まれているところであります。

次に、「さがえさくらんぼ祭り」について御報告を申しあげます。

まず、さくらんぼの種吹きとばし全国キャンペーンについては、5月10日の海遊館で開催をいたしました大阪大会を皮切りに、東京、岩手、神奈川などで開催し、今後6月8日、11日の宮城大会、そして15日の本大会へと盛り上げてまいることになっているところであります。

また、6月7日からはチェリークア・パークで第2回の「ゆめタネ@さがえ」を7月6日まで30日にわたり開催するとともに、15日にはチェリーナさがえを発着とした「さくらんぼマラソン大会」、22日に「寒河江さくらんぼウォーク」、29日には西村山地域をめぐる長距離の自転車の大会、「ツール・ド・さくらんぼ2014」が実施されているところでございます。

一方、寒河江産さくらんぼのブランド化と消費拡大への取り組みについては、去る4月16日と17日の2日間、東京スカイツリーと東京都中央卸売市場大田市場において、5月9日には大阪のなんばグランド花月でハウスさくらんぼのトップセールスを行い、今後6月17日には西村山1市4町が一体で横浜で売り込みを行うとともに、さらに7月2日、3日には再び大阪におきまして紅秀峰のトップセールスを予定しているところでございます。

次に、寒河江サービスエリアスマートインターチェンジの24時間運用開始についてでございます。

寒河江サービスエリアスマートインターチェンジにつきましては平成16年12月に社会実験が開始されて以来、平成18年10月に本格導入となり、これまで順調に利用台数を伸ばしてきているところであります。

このような中で、市民の皆さんや観光客、工業団地に立地する企業の皆さんからは夜間や早朝も利用したいという声が多く寄せられてきたことから、関係者による勉強会を昨年11月より重ねて、ことし3月19日の寒河江サービスエリアスマートインターチェンジ地区協議会で24時間化を協議をし、6月1日、昨日から運用開始をすることに決定したところであります。昨日、午前6時からの24時間運

用開始に合わせて地区協議会主催で記念式典を開催し、鴨田議長を初め、これまで御尽力いただきました関係者の皆様、利用する市民の皆様とともにお祝いをさせていただいたところであります。

今後、スマートインターチェンジの利活用がさらに促進され、地域経済へ好影響を及ぼし地域の活性化につながるものと期待しているところでございます。

次に、慈恩寺秘仏御開帳についてでございます。

昨日から、市制施行60周年を記念をして、平成4年に開催されたべにばな国体以来22年ぶりで今世紀初の開催となる慈恩寺秘仏御開帳が始まっているところであります。来る14日からの山形デスティネーションキャンペーンにも合わせて国史跡指定を目指す慈恩寺の魅力を全国に発信し、さくらんぼ観光を初めとした行楽シーズンへの誘客が期待できるものと考えているところであります。

開催中は、山門や三重塔のライトアップを行い、夜間の魅力向上を図るとともに、あわせて慈恩寺大駐車場の舗装整備などハード面での充実、また観光ボランティアガイドと交通誘導員の常駐など、ソフト面でも受け入れ態勢を強化してきたところであります。さらに、慈恩寺観光振興会と醍醐地区の各種団体が協力して観光客のおもてなしをしてまいる考えであります。

次に、フローラ・SAGAEのリニューアル事業についてであります。

フローラ・SAGAEの地下1階に市民団体等によるステージ発表の場となる文化イベント広場を整備し、昨日オープンしたところであります。毎週日曜日に「さんで～すて～じ・さがえ」として開催され、今後中心市街地におけるコミュニティー機能の充実と活性化につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続いて、景気・雇用対策について申し上げます。

国の5月の月例経済報告では、「景気は緩やかな回復基調が続いているが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動きも見られる」としており、消費税引き上げ後の景気は堅調に推移しており、4月報告に比べ、設備投資と公共投資を上方修正しております。

また、ことし3月末現在での西村山管内高校新卒者の就職内定率は100%となっております。新たな雇用開発や若者・リストラ者の地元定着を支援するための寒河江市雇用創出特別奨励金制度を継続して実施してまいる考えであります。

一方、寒河江中央工業団地への企業誘致につきましては、4月14日に東京都内に本社のある道路貨物運送会社と運上契約を締結したところであります。交通の要衝地として、寒河江営業所を新築されることになり、来年4月に事業を開始する予定と聞いているところでございます。

今後とも、社会経済情勢の変化に対応した効果的かつ効率的な雇用対策を推進していくとともに、引き続き企業誘致活動にも積極的に取り組んでまいる考えであります。

次に、子育て関連事業について申し上げます。

平成24年7月にオープンいたしました寒河江市総合子どもセンター「ゆめはーと寒河江」は、オープン以来多くの皆様から親しまれ、去る5月2日に入場者数10万人を達成したところであります。

また、4月から学童保育の未設置地区の児童を対象として、隣接する学区の学童クラブに送迎して利用機会を提供する事業を開始いたしました。さらに、5月からは子育てと仕事の両立支援を図るため、「いつでも保育事業」の一環として休日保育事業を開始したところであります。今後とも安心して子育てができる環境の整備を図ってまいる考えであります。

次に、つや姫のブランド産地化の推進について申し上げます。

寒河江産つや姫は、「山形の米日本一推進運動食味コンクール」におきまして前年に引き続き2年連続で最高賞の「山形県知事賞」を受賞し、良質米の産地であることを内外に示したところであります。去る5月17日には、市内南部地区「つや姫ヴィラージュ」において出発式が行われ、南部地区20ヘクタール、三泉地区5.9ヘクタールで取り組みを行っております。今後、さらに多くの地区に広がり「つや姫の里 寒河江」が定着することによりまして、魚沼産こしひかりに負けない日本一の寒河江産つや姫として全国にアピールしていけるものと期待しているところであります。

次に、市制施行60周年記念事業について申し上げます。

市制施行60周年の節目に当たり、寒河江市の歴史、文化を踏まえ、未来への飛躍に願いを込めて市制施行60周年を記念したさまざまな事業を実施してまいることにしております。

市のホームページを活用し、市民の集合写真を日ごわで掲載する60周年応援企画、「みんなでカウントダウン60」を8月1日から数え60日前である本日からスタートさせたところであります。

また、ゆめタネ@さがえ開催に合わせて市民参加型イベント「さがえ60市民フェスタ」には17団体約350名から申し込みがあり、市民主役の元気あるステージとなることを期待しているところであります。

加えまして、新たなまちづくりの象徴となる「市のシンボル」、「都市宣言」の制定については、公募、選考を行い、今議会に提案をさせていただいたところでございます。

また、地域の垣根を越え、市内全域を対象とした新たな市民講座「寒河江さくらんぼ大学」が7月5日にスタートしてまいります。

さらに、8月1日の記念式典では市政功労者を初め、未来を担う子供たちの活動を対象とした表彰を行うこととしており、また市政の新たな門出を祝い、宇宙飛行士毛利 衛氏による特別記念講演を開催する予定にしているところでございます。

以上、3月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政の運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、平成27年度国県に対する重要事業の要望事項について御報告を申し上げます。

国県に対する重要事業の要望事項につきましては、去る5月23日の議会全員協議会におきまして御協議をいただいたところでございます。御協議いただきました結果を踏まえ、環境エネルギー部関係の「4村山広域水道の非常時における水道供給体制の強化等について」、子育て推進部関係の「1子育て支援策の充実について」、県土整備部関係の「11土砂災害対策事業の促進について」、教育委員会関係の「2山形県立寒河江高等学校教育施設の整備促進等について」及び「3山形県立寒河江工業高等学校教育施設の整備促進及び将来に向けた産業教育の充実について」の一部について加筆修正させていただいたところであります。

また、全員協議会で申しあげましたとおり、農林水産部関係の「3紅秀峰のブランド化推進について」を新規項目として追加をさせていただきました。

そのほか、御意見をいただきました事項につきましては、調査などを踏まえた上で今後県と協議してまいりる考えであります。

詳細につきましては、議会全員協議会におきまして御説明を申しあげておりますので、それにより御報告にかえさせていただきたいと存じます。

次に、平成25年度寒河江市土地開発公社決算及び平成26年度土地開発公社予算について御報告を申

しあげます。

初めに、平成25年度事業報告及び決算であります。委託事業においてはチェリークア・パーク整備事業用地ののり面の処分を行っております。また、自主事業においては寒河江中央工業団地拡張用地造成事業として調整池土砂撤去工事及び醍醐住宅団地用地事業として給水装置設置工事を行うとともに、寒河江中央工業団地1区画と住宅団地等6区画を処分しております。この結果、収益合計では1億161万3,914円、費用合計では1億2,777万481円となり、2,615万6,567円の当期純損失となっております。

次に、平成26年度の事業計画及び予算でございますが、土地開発公社の設置目的と役割を認識し、委託事業並びに自主事業を推進することにしております。特に、公社保有地の処分に重点を置くとともに、寒河江中央工業団地第4次用地造成事業については引き続き企業の立地動向を見きわめながら、オーダーメイド方式により進めていくことにしているところでございます。これに伴う収益的支出予算として33億6,035万6,000円を、また資本的支出として55億4,727万5,000円が計上されているところであります。

なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりでございます。

次に、平成25年度一般財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成26年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について御報告を申しあげます。

平成25年度につきましては、指定管理者として各種スポーツ教室の開催やスポーツ講習指導要請にも積極的に応えとともに、寒河江市総合スポーツクラブ「アスポートさがえ」の運営支援を行いながら、生涯スポーツの普及振興に努めてきたところでございます。その結果、利用者数は約13万2,600人、当期収入合計6,670万6,000円、当期支出合計6,676万6,000円となり、当期収支差額としてマイナス6万円、次期繰越収支差額として223万1,000円が計上されているところでございます。

また、平成26年度につきましては、指定管理者として各施設の管理運営業務を円滑に行い、市民がスポーツに親しむ機会を多く提供するため、予算総額6,714万8,000円を計上したところでございます。なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりでございます。

以上の2件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、御報告申しあげるものでございます。

以上でございます。

質 疑

○鴨田俊廣議長 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、(1) 市政の概況について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(2) 平成27年度国県に対する重要事業の要望事項について、質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 何点かについてお尋ねをしたいと思います。今市長から報告にもありましたように、5月23日の全員協議会の中で協議をいたしました。これは執行部だけでなく議会と一緒に国

県に要望していこう、こういうふうな趣旨でございまして大変結構なことでありますし、その中で出された幾つかの課題について加筆して要望書を提出する旨の報告がございました。

そこで1点、きょう議会に報告されるわけでありますから、その加筆された部分の文章を議会に配付をしていただくということが極めて親切であり誠意のあることではないかと思うわけであります。きょうの手元に配付なっている資料の中には私は見当たりませんので、この点についてまず1点です。

それからやっぱり、基本的には国民主権でありますから、納税者は国民でありますから、要求なくして解決なしというのが極めて当然の原則的なことだと思います。しかし、今回出されるこの要望についても県で一旦市町村から直接国に対する要望は国にストレートでなくて県に集約をする。そして県で審査をしてフィルターがかかるという報告が23日にありました。したがって、私はその基準、それぞれの市町村から出される要望が県で落とされるその基準というものはどういうものかわかっているなら教えていただきたいということをお尋ねをしています。それについては、県のほうに調べて報告をしたい旨の答弁がされていたと思うんですが、きょう議会に正式に重要事項の要望事項の説明でありますので、この点どうなっているのか教えていただきたいというのが2点目です。

3点目。23日も申しあげましたけれども、寒河江市単独でなくて西村山の1市4町に共通する課題、あるいは全市町村に共通する課題なども国に対する要望事項の中にありました。したがって、要望することは一つの手段であって、目的ではないと思うんですね。したがって、解決をするために要求の段階から市単独でなくて一緒にやったらいいんじゃないですかということも申しあげました。これらについて、国を通じて県に出すまでの間、例えば西村山の共通課題などについては西村山の開発協議会などで全体的に協議をして一緒に課題として上げるというのも一つの方法ではないかと思いますが、この点についての考え方もお聞かせをいただきたいと思います。

それから、4点目でありますけれども。3点目でも申しあげました。要望するというのは目的でないわけであります。さまざまな課題を解決することが目的でありまして、その手段であります、要望は。したがって、この要望を出した後の解決に向けた対策、先ほど関係機関と協議をしながらという市長の報告もありましたけれども、具体的にこれらの要望を実現をするためにどういう手法を考えておられるのか、合わせてこの4点をお尋ねをいたします。

○鴨田俊廣議長 月光政策推進課長。

○月光龍弘政策推進課長 それでは、川越議員さんのほうからただいま4点の項目について御質問いただいたかと思えます。

まず初めに、今回の加筆修正部分についての資料ということでございましたが、今回項目的に少し多いかなと思われますので、後でお渡しできるよう処理したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2つ目の県におけるフィルター関係の基準ということでございましたが、あの後県に問い合わせはしたところではございますが、当方の押しが弱かったのか、県では基本的には全部国のほうには上げますという御回答をいただいたところでございまして、そう言われますとその後のやりとりもなかなかでございまして、もう少し来年に向けて話し合いを進めながら調整してまいりたいとは思っています。

3つ目の1市4町西村山関係で同じような要望事項になるのを調整してというお話だと思っておりますが、これにつきましては議員さんから御指摘いただいたとおり、西村山総合開発推進協議会において、それぞれの地区で、1市4町それぞれでぜひとも譲れない要望というのもございます。それと含めまし

て、集約をかけてこれはみんなで要望していきましょうということを調整しながら毎年やっているところでございます。

4つ目の解決に向けた対策ということでございますが、これらにつきましては全国市長会と県の市長会と地方6団体等の大きな上部団体のほうでも要望等で動いていただいております、うちのほうではある程度担当課レベルで重要事項に載っているよと言いながら県とやりとりしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今の答弁でおおむね了としますが、県のフィルターの関係です。

私は、県の回答でいいというふうに思うんです。市町村から上がってきたものは国に対する要望については全部県は上げます。これが基本だと思います。したがって、来年また協議しながら何を落とすかということではなくて、基本はそれだと思います。したがって、後の部分はそれぞれ気持ちに通じていると思いますので、行政執行に当たって十分配慮をしてそれぞれの要求ができるだけ早く実現するように当局の御努力を期待をしたいと思います。終わります。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、（3）平成25年度寒河江市土地開発公社決算及び平成26年度寒河江市土地開発公社予算について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、（4）平成25年度一般財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成26年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

全国市議会議長会表彰状伝達

○鴨田俊廣議長 日程第6、全国市議会議長会表彰状伝達についてであります。

事務局長から申し上げます。

○丹野敏幸事務局長 それでは、私から申し上げます。

去る5月28日、第90回全国市議会議長会定期総会におきまして、本市議会から高橋勝文議員が表彰を受けられましたので、伝達を行います。

表彰状の伝達は、議長からお願いいたします。高橋勝文議員、御登壇お願いいたします。

〔高橋勝文議員 登壇〕

○鴨田俊廣議長 表彰状。寒河江市、高橋勝文殿。

あなたは、市議会議長として4年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成26年5月28日。全国市議会議長会会長佐藤祐文。

おめでとうございます。（拍手）

〔表彰状伝達〕

○丹野敏幸事務局長 以上で、表彰状の伝達を終わります。

寒河江市農業委員会委員の推薦について

○鴨田俊廣議長 日程第7、寒河江市農業委員会委員の推薦についてであります。

このことについては、市長から委員2名の推薦を依頼されております。

お諮りいたします。

推薦の方法は指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、寒河江市農業委員会委員に寒河江市字タカへ137番地菊地弘美氏並びに寒河江市大字白岩655番地眞木早百合氏に指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました菊地弘美氏並びに眞木早百合氏を寒河江市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました菊地弘美氏並びに眞木早百合氏を寒河江市農業委員会委員に推薦することに決しました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第8、議第32号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題いたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第9、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第32号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員のうち、鈴木捷藏委員が本年6月11日をもって任期満了となります。

で引き続き同氏を選任いたしたく御提案するものであります。

御同意くださいますようよろしくお願い申しあげる次第であります。以上であります。

委 員 会 付 託

○鴨田俊廣議長 日程第10、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第32号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○鴨田俊廣議長 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第32号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議第32号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第32号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第32号についてはこれに同意することに決しました。

人権擁護委員の候補者の推薦に 関し意見を求めることについて

○鴨田俊廣議長 日程第12、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題いたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者1名の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により市長から意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

報 告

○鴨田俊廣議長 日程第13、報告第2号平成25年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 平成25年度補正予算で繰越明許の手続きをとりました報告第2号平成25年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。

報告第2号は緊急時一斉通報が可能な通信システム整備に係る防災行政無線整備事業費や山西米沢線整備事業費など6億5,744万5,529円を平成26年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

質 疑

○鴨田俊廣議長 日程第14、これより質疑に入ります。

報告第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第15、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例等の一部を改正する条例）から日程第27、請願第4号手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願までの13案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第28、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 初めに、承認第1号、承認第2号及び承認第3号専決処分の承認を求めることについて、3件とも関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

いずれも、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分を行ったものでございます。

市税条例等の改正内容は、地方法人税の新設に伴い、標準税率及び制限税率が引き下げられたため、法人市民税法人税割を引き下げるものなどでございます。

また、都市計画税条例の改正内容は、地方税法等の改正に伴う条項ずれを整備したものでございます。

国民健康保険税条例の改正内容については、国民健康保険税の後期高齢者支援金及び介護納付金に係る課税限度額を引き上げるものなどでございます。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを御説明を申し上げます。

過疎集落等自立再生対策事業に係る醍醐地区地域づくり事業に対する過疎集落等自立再生対策事業費補助金の計上のため、平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）について専決処分を行ったものでございます。

以上、4案件について議会を招集する時間的余裕がなく急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

御承認くださいますよう、よろしくお願いを申しあげる次第であります。

次に、議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、高屋分館ほか1分館の耐震補強工事等に対する公民館整備事業費補助金等を追加し、さがえ産の酒の普及等を図るため市産品愛用推進事業費を計上するものでございます。その結果、2,284万6,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ154億9,284万6,000円とするものでございます。

次に、議第34号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は国庫支出金の変更に伴う調整を行うとともに、寒河江中央工業団地地区ほか1地区に係る公共下水道管渠建設費を追加するものでございます。その結果、6,000万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ14億1,707万7,000円とするものでございます。

次に、議第35号さがえっこすくすく宣言の制定について御説明を申し上げます。

寒河江の子供たち、「さがえっこ」は寒河江市の未来を担うかけがえのない宝でございます。少子高齢化が進展する中、安心して子供を産み育てることができるよう、社会全体であらゆる世代がかかわりながら子育てを支援し子供たちが健やかに成長する社会を目指し、「さがえっこすくすく宣言」を行うものでございます。

次に、議第36号寒河江市市の魚の制定について御説明申し上げます。

寒河江市の豊かな自然を象徴する清流寒河江川に生息するアユは、姿、香り、味など総合的に高い評価を得ているところであります。この清流寒河江川のアユを地域の資源として将来に継承していくため市の魚として制定しようとするものでございます。

次に、議第37号寒河江市市のシンボルカラーの制定について御説明を申し上げます。

初夏の寒河江を彩るさくらんぼの鮮やかな赤は情熱的で元気あふれるイメージを与えてくれます。その「さくらんぼRED」を未来に向け躍進する「さくらんぼの里寒河江」をあらわす市のシンボルカラーとして制定しようとするものでございます。

次に、議第38号寒河江市市民のまつりの制定について御説明申し上げます。

「神輿の祭典」は、市民から盛り上がった祭りで子供から大人まで幅広い年齢層が参加し、世代間

交流が図られるなど寒河江市の一大イベントとなっております。その市民の活気あふれる祭りを次世代へと引き継ぐため、「神輿の祭典」を市民のまつりとして制定しようとするものでございます。

次に、議第39号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

子育て支援医療給付事業において子供の医療費無料化を中学校3年生まで拡大するとともに、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第40号市道路線の変更について御説明を申し上げます。

道路網の再編等に伴い、2路線の終点を変更しようとするものでございます。

以上、8案件を御提案申しあげました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

散 会 午前10時20分

○鴨田俊廣議長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成26年6月6日（金曜日）第2回定例会

○出席議員（17名）

1 番	鴨 田 俊 廣	議員	2 番	阿 部 清	議員
3 番	遠 藤 智 与 子	議員	4 番	後 藤 健 一 郎	議員
5 番	太 田 芳 彦	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	沖 津 一 博	議員	8 番	工 藤 吉 雄	議員
9 番	杉 沼 孝 司	議員	10 番	辻 登 代 子	議員
11 番	荒 木 春 吉	議員	12 番	新 宮 征 一	議員
14 番	内 藤 明	議員	15 番	高 橋 勝 文	議員
16 番	川 越 孝 男	議員	17 番	那 須 稔	議員
18 番	木 村 寿 太 郎	議員			

○欠席議員（1名）

13 番	佐 藤 良 一	議員
------	---------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	丹 野 敏 晴	副 市 長
渡 邊 満 夫	教 育 委 員 長	兼 子 昭 一	選 挙 管 理 委 員 会 長
高 子 武	農 業 委 員 会 会 長	奥 山 健 一	総 務 課 長（併） 選 挙 管 理 委 員 会 長
月 光 龍 弘	政 策 推 進 課 長	宮 川 徹	財 政 課 長
松 田 幸 彦	税 務 課 長	小 林 友 子	市 民 生 活 課 長
芳 賀 弘 明	建 設 管 理 課 長	森 谷 孝 義	下 水 道 課 長
犬 飼 敬 一	農 林 課 長（併） 農 業 委 員 会 長	秋 場 礼 子	商 工 振 興 課 長
原 田 真 司	事 務 局 長 さ くら ン ぼ	菅 野 英 行	健 康 福 祉 課 長
阿 部 藤 彦	観 光 課 長	工 藤 恒 雄	会 計 管 理 者 （兼）会 計 課 長
阿 部 誠	子 育 て 推 進 課 長	安 孫 子 和 広	病 院 事 務 長
荒 木 利 見	水 道 事 業 所 長	山 田 健 二	学 校 教 育 課 長
荒 木 信 行	教 育 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
安 達 晃 一	生 涯 学 習 課 長 監 査 委 員 長		

○事務局職員出席者

丹 野 敏 幸	事 務 局 長	佐 藤 肇	局 長 補 佐
山 田 良 一	総 務 主 査	渡 邊 拓 也	総 務 係 長

議事日程第2号
平成26年6月6日（金）

第2回定例会
午前9時30分開議

再開
日程第1 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開します。
本日の欠席通告議員は13番佐藤良一議員であります。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
なお、このたび傍聴席における手話通訳について議長において許可しております。
本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

○鴨田俊廣議長 日程第1、これより一般質問を行います。
通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。
この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成26年6月6日（金）

（第2回定例会）

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	市民浴場について	(1) 駐車場の通路の傷みについて (2) 排水升の水漏れについて (3) 4月から6時開場について	7番 沖 津 一 博	市 長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
2	チェリンの有効活用について	(4) 半年券の販売について (1) 全国規模のイベントに参加させていきたいとありましたが、今後どのようなイベントを考えているのか。 (2) 市庁舎の市民生活課の窓口やフローラ・SAGAEにチェリンのぬいぐるみを置いてはどうか。 (3) ぬいぐるみやアクセサリグッズを作り販売してはどうか。 (4) さくらんぼを使った飲料水やお菓子などに、チェリンをキャラクターとして採用してもらえよう営業を掛けてはどうか。		市長
3	最上川河川の安全について	(1) 国交省は26年度に島地区の堤防に浸透対策を実施するとあるが、どのような工事になるのか。 (2) この工事により市内866戸の浸水を防止するとあるが、どこの地域を想定しているのか。 (3) 護岸を守るための工事を地元住民は以前から願っており、県の要望とは別に国交省に直接要望して頂きたいと思うがどうか。		市長
4	再生可能エネルギーの推進について	(1) 小水力発電の推進について (2) 木質バイオマスの促進について (3) 太陽光発電の売電収益を活用した農村集落の再生について		市長
5	さくらんぼの産地を維持・発展する仕組み作りについて	今後も寒河江市がさくらんぼの名産地であり続けられるよう、また、新規さくらんぼ就農者が就農当初から収入を得られるよう、以下の点について伺いたい。 (1) 寒河江市における「さくらんぼ」の現状について (2) 産地を維持・発展できる仕組み(マッチング)について	4番 後 藤 健一郎	市長
6	さらなる子育てし	「日本創成会議・人口減少問題検討分		市長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
	やすい・若者が定住するまちづくりについて	科会」の発表をうけて、マスコミでは「消滅可能性都市」が大きく取り上げられた。寒河江市の少子化問題、若者が定住するまちづくりについて伺いたい。 (1) 課を横断した少子化対策プロジェクトチーム設立について (2) 市立保育所の土曜日終日保育について (3) 若者や若年女性を対象としたタウンミーティングの開催について		
7	心をつなぐ市政のために手話条例の制定を	(1) 聴覚障がい者の現状について (2) 言語としての手話がどこでも使える寒河江市の環境づくりについて ア 手話教室への支援について イ 公共施設などへの手話通訳者の配置について ウ 若い世代への手話の普及について とりわけ、手話教育を学校教育に取り入れることについて (3) それらの課題を円滑に推進するための手話条例の制定について	3 番 遠 藤 智与子	市 長 教育委員長
8	寒河江市平和都市宣言を生かした施策の推進について	(1) 集団的自衛権の容認など、安倍政権の政治姿勢について、平和都市を宣言している寒河江市の市長としてどう考えるか。 (2) 平和都市宣言を生かしたまちづくりについての市長の見解について (3) これまでの平和都市宣言に基づく事業内容について (4) 平和事業推進のためのいくつかの提案について		市 長
9	環境問題について	今春 3 月に本市の「環境基本計画」と「地球温暖化対策実行計画」が発表された。以下の 2 点について伺う。 (1) 資源化率の低下傾向の原因は何か。	1 1 番 荒 木 春 吉	市 長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
10	市立図書館について	(2) 資源化率の実行可能な向上策について 4月に「寒河江市の教育」が出た。その中から以下の2点について伺う。 (1) 市立図書館の利用状況は入場者数以外は減少傾向となっているが、原因は何か。 (2) 改善策は何か。		教育委員長

沖津一博議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号1番から4番までについて、7番沖津一博議員。

○沖津一博議員 おはようございます。

寒河江市にとりまして最もにぎやかで一番いい季節、さくらんぼの本格的なシーズンがやってまいりました。6月定例会をさくらんぼ議会と名づけ、寒河江のさくらんぼを全国に発信するいい機会になったと思います。ことしも昨年以上の大勢の人がにぎわうことになればいいなと願っているところであります。

私は、新政クラブの一員として多くの市民の御意見、私の意見も交え質問させていただきますので、答弁よろしく願いいたします。

通告番号1番、市民浴場について伺います。

ことし2月21日に入場者が1,000万人に達しました。大変多くの市民に愛されてきたと改めて感じるところであります。そこで、市民浴場をもっと使いやすく市民の声を反映させていきたいものであります。

(1) 初めに、南側駐車場の通路が非常に傷み、穴のあいた状況が前から放置されておりますが、今後どのように修理をされていくのかと、その時期についてお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

沖津議員からは市民浴場について御質問いただきました。開場以来、市民の皆さんに愛されてことし2月に1,000万人という入場者を迎えることができました。これもひとえに多くの皆様、議員各位の御理解と御協力があったらばこそと思います。

早速お答えをしたいと思います。市民浴場の南側駐車場の通路の傷みについては、これまでも指定管理者が何度か部分的に簡易舗装などによって補修をしてきたところではありますが、現在のような状態、おっしゃるような状態が繰り返されているという状況から本格的に改修しなきゃいかんということで、今年度当初予算に改修費を盛り込んでいるところであります。

現在、路盤の調査を行っているところであります。間もなく、発注できると思っているところであります。できるだけ利用される方の不便にならないように休みの日などを利用して改修、修繕を行い

たいということで、今考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 これから発注されるということでもありますので、安心しましたけれども、できるだけ早くしていただきたいなと思っているところであります。

次に、排水ますの排水漏れについてお伺いいたします。

数カ月も放置をされています状況にあります。指定管理者と市の連携が余りうまくいっていないのではないかなと思っているところでもありますけれども、今後の対策についてもお伺いしたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 排水ますからの水漏れについては、指定管理者のほうから4月に連絡を受けた、相談を受けたところではありますが、それによりますと昨年12月ごろに水漏れが発見をしたということですが、原因を特定するには現場付近を掘削する必要があるということでありました。ただ、そのころはもう降雪期に入りましたので、掘削することが難しいという判断をしたということでもあります。

そういったところで、我々としては現場付近を掘削するということに今後なっていくわけですが、先ほど御質問にありました駐車場の修繕もありますので、あわせて実施をしたいと考えているところでもあります。そういった意味で、その部分についても発注を今あわせて進めているという状況にあるわけであります。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 それもよろしくお伺いしたいと思えます。

次に、(3)でありますけれども、寒河江市の周辺には多くの浴場があります。3月ぐらいからはほとんどの浴場で6時開場、営業ということになっております。市民浴場は6月から6時営業ということになっておりますけれども、市民の方々は冬期間を除き、できれば4月ころから6時開業にしていだきたいという方が大勢おります。そういった利用される方々の意見を尊重し、4月から6時開場していただきたいと私も思うところではありますが、指定管理者と協議の上実施していただくようお願いしたいと思えますが、市長の見解を伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市民浴場の会場の時間については、御案内のとおり条例で6時半からと定まっているわけではありますが、平成22年度から市民の皆さん、利用者へのサービスの向上ということで、指定管理者による自主的な事業として6月から9月までの4カ月間、サマータイム営業ということで午前6時から開場していただいております。

そういったことで開場時間については、必要に応じて弾力的に運用可能だとなっておりますので、指定管理者のほうが利用者の声、あるいは運営経費なども総合的に判断をして検討するというふうになろうかと思えます。

市としても、そういった市民の皆さんの声を十分に把握しながら話し合っていきたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 3月、2月ぐらいですとまだ6時ですとちょっと薄暗い感じがありますけれども、4月ともなりますと、今、非常に5時ごろから明るくなりますので、毎日利用されている方は一生懸命

朝待っている状況にありますので、ぜひそういったことも考えていただきたいと思います。

次に、(4)でありますけれども、私も昨年10月に腰を痛めまして市民浴場の風呂が大変いいということで、ほぼ毎朝のように利用させていただいているところであります。おかげさまでずっとよくなりまして、大変よかったなと思っておりますが、市民浴場のお湯は湯量も豊富で温まりの湯で膝や肩、腰痛などに大変よく効くということで大勢の高齢者が毎日楽しみにして来られているところであります。こういった方々が健康で過ごせ、健康寿命が延び、医療費も節約できるような格安での半年券の販売なんかも今後考えてはどうかと思っておりますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市民浴場の入浴の料金については、通常の入浴券のほかに13枚つづりで2,000円ということで回数券を発行しているところであります。

沖津議員から半年券というお話がありましたが、現在近隣の公共温泉施設、大江町ですか、健康温泉館、それから柏陵荘でそれぞれ値段が違う3万円と2万円ということで半年券を発行しているところであります。そういった施設の利用状況なんかも聞いてみなきゃいかんというふうに思いますが、市民浴場で発行するということになりますと、一般的には写真入りの会員券などで発行するという形になろうかと思いますが、一見半年で何万円ということになると1回当たりは相当割安になるというような印象があるわけですが、利用者からすれば逆に最初に多額のお金を払うということで、思ったほど利用者は多くないのではないかとということも懸念されています。というのは、ほかの温泉施設多々あるわけでありまして、なかなかそういうところは発行されていないという状況を見るとそうなのかなというところもあろうかというふうに思いますが、そういったところで、今後利用者の方からいろいろなお話を聞きながらそういう要望に応えていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 そうですね。私もたまに大江町まで行きますけれども、朝早く行きますとほとんどの方がフリーパスというか半年券を持った方が多くて、300円入れて入るのは私と少しの人間しかいないのかなと思いますので、寒河江でもそういったことをやっていただければ大変いいのではないかなと思いましたので、ぜひ検討をしていただきたいと申しあげておきたいと思います。

次に、通告番号2番、チェリンの有効活用について伺います。

ゆるキャラ山形県ナンバーワンになったイメージキャラクターを市として全国規模のイベントに活躍させていきたいとありましたけれども、そのようなイベントに参加して今後ともどのようなことを考えているのか、市民の方々にもわかりやすいように教えていただければいいのではないかなと思いますので、見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市のイメージキャラクターチェリンについては平成23年のさくらんぼの日に誕生して間もなく3歳になろうというわけでありまして、以来PR活動を重ねて御案内のとおり昨年度のゆるキャラグランプリでは県内1位を獲得したということであります。県内では認知度が一番だと、こういうことであります。そういったところでぜひこれをさらに全国区にしていくということをしていかなきゃならん。

今のチェリンの持っているイメージを大切にしていけることが大事だろうと思います。そういった意味で、全国規模のイベントの参加ということが上位に全国的に認知をされるような位置に行くということに必要になってまいりますので、昨年は埼玉県羽生市で開催された第4回のゆるキャラサミット、さらには横浜市のゆるキャラグルメフェスティバル、さらに福島県、新潟、岩手県のイベントなどにも参加させていただいたところであります。

ことはさらに新たに名古屋で開催される予定のゆるキャラグランプリ2014というのがあるんですが、それを初めとして全国規模のイベントに参加をしていくということで検討しているところであります。

県内では、1位ということでもありますけれども、申しあげたように全国的にはまだまだと、こういうことでもありますので、さらに積極的にPR活動を展開していく必要があるというふうに考えております。

○**鴨田俊廣議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 県内1位ということで、県で1位になるのもなかなか大変だなと思っていますけれども大したものだなと思います。この人気を継続させるためにもっともっと頑張っていかなければならないと思います。とても私が見てもかわいいと思いますし、癒しにもなると思います。

そこで、市民が市庁舎に訪れたときに窓口チェリンの縫いぐるみなどが置いてあるだけで心が和み癒しにもなり、少しは庁舎が明るいイメージに感じられるのではないかと考えております。市民課の窓口やフローラ・SAGAE、ハートフルセンターなどに大きな縫いぐるみを置いてはどうかと思いますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 去年県内1位ということにさせていただきましたが、それは御案内のとおり投票によって1位になったということでもあります。投票というのは市民の皆さんも含めて、市民の皆さんだけではありませんけれども、そういうお一人お一人が投票していただいたということでもありますから、特にやっぱり地元での投票というのは何の選挙でも大事でありますから、そういう意味で寒河江市民の皆さんにより広く認知をしていただくということはさらに認知度を上げるということにつながっていくんだと思います。

そういった意味で、御質問の市役所市民課、2階のフロア、さらにはフローラ、ハートフルなどに設置をしていく、チェリンの縫いぐるみ等を設置をしていくということが大変親しみを持たれてよろしいかというふうに思います。

そういったときに、どういう姿がいいのか、あるいはお客さんが来られたときに触れられるようにするかどうかなどという見せ方とか置き場所などについてもいろいろ研究していかなきゃならないと思いますので、これから鋭意研究を重ねてぜひ実現を図っていききたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 大変ありがとうございます。研究を重ねて実現に向けていきたいということでもありますので、ぜひお願いしたいと思います。

この議場も、秋場課長がここに座っているだけで少し明るくなったような感じになりますので、そういった効果があるのではないかと思います。

次に（3）でありますけれども、小さい縫いぐるみとかアクセサリーグッズなどを買いやすくわか

りやすい環境がもっとあれば宣伝にもなりますし、もっと多くつくって売って、少しは利益にもつながるような、地域の活性化や経済効果などにもつながるようなこともしていただきたいなと思いますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 チェリンのグッズについては、現在ボールペン、それから缶バッジ、タオル、Tシャツ、靴下、さらに5月末からは縫いぐるみストラップなども販売して、現在16種類のグッズを観光協会が企画制作をしている状況であります。どこで売っているかということになりますと、市内ではチェリーランド、さらに寒河江サービスエリア、寒河江駅の見晴らしサロン、慈恩寺の売店、それから旅館、ホテルなど14カ所、市外では山形市のセブンプラザということであります。また、全国種吹き飛ばし大会の会場などでも販売をさせていただいておりますし、先般の六魂祭においてもブースを設けていただいてそこで販売をさせていただいたということでもあります。

今後とも、グッズ、さまざまなニーズがあるわけでありますので、そういう要望を捉えて観光協会と連携して商品開発ということを進めていきたいと思います。どこで購入できるかわからないなどという声も、御指摘もいただいておりますので、販売店舗の拡大などについても検討してPRをしてまいりたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 先日、南部小学校の相撲大会にチェリンの入ったTシャツでなくてポロシャツを私の会派でつくって持っているんですけれども、それを見ていた方々から非常にいいなということどこで売っているんだとかぜひ欲しいという方もおりましたので、Tシャツだけでなくポロシャツなども検討していただきたいと思います。

次に（4）でありますけれども、さくらんぼにこだわったまちづくりをしている寒河江市が積極的にさくらんぼを使った飲料水や菓子、食品などにチェリンをキャラクターとして採用していただけるように企業やメーカーに営業をかけてはどうかと思いますけれども、御見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 チェリンの使用については、届け出をしていただければ自由に使用できるというようなことにしておりますから、チェリンについてもこれまでも森永製菓株式会社のホットケーキミックス、さらにはライオン菓子株式会社のキャンデーなどのパッケージなどにも採用されて、全国的にも販売もされているというようなところであります。

そういったことでありますけれども、さらにPRをしていくという意味ではこういった手法も大変有効だと、効果的な手法だと思いますので、ぜひ我々のほうもチェリンのPR活動と同時に商品開発などについての企業のキャラクターに採用していただくようにPRを続けていきたいと思っているとあります。いろんな機会を捉えてぜひ企業に話をかけていければと思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 大変前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。チェリンの活躍で寒河江市がもっともっと元気が出るようになればいいのかなと思って質問させていただきました。

次に、通告番号3番の最上川河川敷の安全について伺いたいと思います。

国交省は、今年度島地区、皿沼地区に2億1,400万円の予算がつき、堤防の浸透対策を実施すると

いうことになっております。市としてはどのような工事になるのか把握しているのか、わかる範囲内で教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま沖津議員からお尋ねの事業、島地区、皿沼地区堤防の浸透対策工事ということでありますが、河川の管理者であります国土交通省が最上川上流皿沼地区質的整備事業という事業名で実施をしているところであります。

御案内のとおり、堤防というのは洪水の氾濫を防ぎ、堤防内地域の人命を守るために最も重要な施設の1つであるわけでありますけれども、近年集中豪雨などによって各地で計画規模を超える洪水が発生して、浸水被害を生じているという状況の中から、堤防のり面の滑りや漏水による堤防決壊を防止するため、堤防強化の対策を図っていく必要があるというふうに考えられているところであります。

今回の工事内容については、この地区の堤防については一定の安全度は確保されているというふうに認識しているところでありますが、昨年の豪雨の際にも大きな被害は生じていないというような状況であります。堤防の土砂の種類などによっては雨の量や洪水によりのり面の滑りや漏水が発生することが懸念されるということから、これらを強化するための浸透対策工事を行うということであり。現在、その工法について鋭意検討されていると聞いているところであります。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 このことにつきましては（3）のほうでももう少し詳しくしたいと思いますが、（2）であります。この工事によって、寒河江市内866世帯を洪水から守ることになるという国交省の試算でありますけれども、その地域をはっきりわかれば大変いいのではないかなと思います。マップのようなものがあればと思いますけれども、その件に関して市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 国土交通省の事業ということでありますけれども、河川氾濫図などの資料によりますと浸水から守るべきと想定される地域の範囲については主に南部地区、それから本楯地区及び寒河江川との合流地点付近までの最上川沿岸部、さらに中山町の一部ということで、625ヘクタール、866世帯となっているのは御案内のとおりであります。この範囲については国交省のホームページなどで公開されているというふうになっております。

この866世帯というのは、具体的に地図に落としてこの世帯この世帯ということではないようでありまして、ある程度国交省の推定値というふうにお聞きをしているところであります。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 私どもの南部地区は昭和40年代くらいから住宅が急激に進み、昔から住んでいる方は最上川の危険性というのは十分に認識をしているわけでありますけれども、新しく来られた方々は最上川に行ったこともないような方も大勢おりますので、危険性を少しでも知っていただければ万が一のときに逃げるなりなんなり、被害を少なくできるのではないかなと思って、マップのようなものがあれば大変いいのではないかなと思ったものですから質問をさせていただいたところであります。

次に、（3）であります。国交省が行おうとしております堤防の浸透対策では、私は地元の住民として余り効果がないのではないかなと思います。

1つの理由としては、堤防まで水が来るということは、水面広場のほうが低いわけでありますのでちょっと考えにくいということが1つと、堤防を守るための護岸が崩れれば、堤防そのものに浸透工

事をして堤防そのものが危険な状況にあるのではないかなと思うからであります。そういったことで、寒河江市としても十分に検討していただいて、国交省のほうに市長のほうからですね、堤防の護岸工事というものは何十年前もやったところがあるんですけども、その護岸を守るための工事をしていただきたいということを申し入れをしていただきたいと思いますが、市長の見解を伺いたと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど申しあげましたけれども、現在の大雨というのは想定を超えるような計画の考慮を超えるような大雨が想定される、想定されるではありませんね、想定外で襲うということがあるから、そういう場合も考えながらいろんな整備をしていかなきゃならんということでありましょうし、また護岸についても国交省でも大変重要な施設だという認識は当然持っているわけでありまして、今後も河川パトロールなどを十分監視をしながら適宜対策を検討実施をしていくと我々も聞いているところでありますので、現時点ではこれから進めようとしている事業の推移を見守りたいと思っています。

しかしながら、御指摘の地域の皆さんの御心配も多々あるわけでありますので、我々としても必要に応じて適切な対処を講じていくということを申しあげたいと思います。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 昨年6月にも、この河川敷については私も一般質問させていただきましたが、昨年7月の大雨で私が指摘していた場所が非常に危険になったということで、建設管理課に電話をかけて危険な場所を写真を撮っておいてくださいとお願いしたんですが、その写真は市長はごらんになったことはありますか。どうですか。お伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 去年の写真は見せていただきました。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 市長も写真を見ていただいたということでありますので、ぜひ護岸を守るような工事もしていただけるように市としても要請をしていただければと思っていますので、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、通告番号4番、再生可能エネルギーの推進について伺いたと思います。

我が国の総発電量に占める再生可能エネルギーの電気の割合は、大規模水力発電を除くと約1%しかありません。エネルギー基本計画、平成26年4月の閣議決定では再生可能エネルギーについて導入を最大限加速していくと明記されております。美しいこのまちを未来の子供たちに残していくために、現在の私たちが少しでも原発や石油を使わないクリーンエネルギーを活用した健全な発展と調和のとれた社会を目指すべきと思います。規制や合理化や制度の見直し、低コスト化など、導入拡大にはさまざまな課題もあると認識をしております。しかし、各地方自治体が少しずつでも地球環境に優しいエネルギー政策を進めることが大事ではないかと思っています。

(1) 将来的にこのようなことができないかということですが、例えば小水力発電による土地改良区の維持管理費負担軽減をするために、市と土地改良区が力を合わせて二ノ堰などに小水力発電をつくり、売電したお金で農家にも水利費の軽減にもつながるような仕組みができれば素晴らしいことだなと思いますが、市長の見解を伺いたと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、御案内のとおり、今般、寒河江市地球温暖化対策実行計画というものを作成をさせていただきました。低炭素社会実現に向けた基本方針の1つに将来における再生可能エネルギーの普及拡大ということを明記をさせていただいたところであります。

再生可能エネルギーというのはやはり資源や適地が偏在をしているということが一つの特徴であろうかと思ひますし、その導入についても地域特性を考慮していろいろ検討していく必要があると思ひます。寒河江市においては、市内を流れる多くの農業用水路があるわけでありまして。それが一つの新しい可能性を生み出していくというふうにも我々としては大いに期待しているところであります。

また一方では、現在の取り組みということに申しあげますと産学官連携事業ということで、寒河江市技術交流プラザと山大工学部にお願いをして、従来にないような新しい発想で、比較的落差とか流れる量、流量が少なくとも発電可能な小水力発電のシステムなどを研究をお願いをしているところであります。ぜひ、その成果が待たれるところでございます。

いずれにしても、我々としてはそういう地域の資源というものを大いに利用していく必要があると思ひます。

これから、今年中に再生可能エネルギーの利用検討委員会というものを立ち上げさせていただきます。その中で、農業用水による小水力発電の可能性などについても先ほどから申しあげているように大変可能性の高い分野でありますので、ぜひ検討していく、あるいは水利関係機関とも十分協議を進めていきたいと考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 現在、山大などで研究を進めているということでもありますので、すぐと言わなくても将来的にはそういうことも十分に行えるような環境が整えばぜひ前向きに取り組んでいただきたいなと思ひているところであります。

次に、(2)でありますけれども、林産業の活性化のために、未利用の間伐材などを原料とする木質バイオマス熱供給施設や木質バイオマスの発電施設への取り組みを支援していく仕組みづくり、企業や民間と一体となって一緒にできればいい、雇用や経済の発展にもつながりすばらしいのではないかなと思ひますけれども、木質バイオマスについて市長の見解を伺いたいと思ひます。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどのつくりました基本方針の中で、バイオマスエネルギーの循環利用というものも推進をしていくということに定めているわけでありまして。寒河江、あるいはもう少し広く言えば西村山間伐材を初めとする林業の分野も盛んでありますし、またさくらんぼに代表されるような果樹栽培ということが盛んでありますから、大量の果樹剪定枝が発生するわけでありまして。現在はその多くが利用されずに焼却処分あるいは野積みされているというのが現状でありますから、これらの間伐材や果樹剪定枝などを木質系のバイオマスの資源として利用していく、燃料として利用していくということは、温室効果ガスの削減にぜひつながっていくわけでありまして。

そういった意味で、寒河江にも企業がありますが、木質ペレットの製造、さらには焼却灰の肥料化といったバイオマス循環利用システムというものを有効な取り組みの施策として我々は推進していかなくやならんと思ひているところであります。

こういったことも含めて、先ほど申しました利用検討会などでこういった分野も含めてですね、実

現に向けて各事業者の皆さん、あるいは市民の皆さんと一緒に取り組みを推進していくということでまいりたいと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 ぜひ、そういった取り組みも進めていただきたいと思っているところであります。

次に、本市でも小中学校の市有施設へ太陽光発電の導入など再生可能エネルギーの普及拡大を進めるため、県、国に要望をしているわけであります。大変いいことだなと思います。そこで、太陽光発電による高齢化している農業を活性化するため、将来、耕作放棄地や市有地を利用して市やＪＡが協力して共同で太陽光発電をつくり、売電収益を基幹産業である農業の再生に生かしていくことはできないのかというふうに考えているところでありますけれども、こういったことに対しての市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 太陽光発電の売電収益を活用した農業、農村集落の再生というお尋ねでありますけれども、御案内のとおり平成24年7月から再生可能エネルギー固定価格買取制度というのが施行されまして、太陽光初め風力、水力、バイオマスなどさまざまな再生可能エネルギーで発電された電気を電力会社が一定価格で買い取ることを国より約束されているわけであります。

平成26年度の太陽光発電の買取価格というのは10キロワット以上で32円、10キロワット未満で37円となっております。必要となるコストを基礎に適正な利潤などを勘案して定められているところであります。

こういった状況の中から、現在は公営企業、さらには民間事業者などが事業に参入をしているわけであります。高価な発電設備の設置コストを回収できる見通しのもとに事業化されているということであります。

今後は、再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用して、太陽光のみならず山形県でポテンシャルが高いとされている水力、バイオマスを含めて総合的に再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。先ほど申しあげたとおりでありますので、寒河江市としても利用されていない市有地の貸し付けなどについても研究を進めていく必要があると考えているところであります。

議員からは、耕作放棄地への太陽光発電設備の設置ということについて御質問がありましたが、これも農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律というのがこの5月1日に施行されたところであります。農地法での制限が緩和されたということでもありますので、市としても今後荒廃農地への発電設備導入について研究を進めていく必要があると考えているところであります。

また、話は変わりますけれども、県におきまして、太陽光発電と農作物栽培を同時に行うソーラーシェアリングの実証実験というものが今年度から開始をされるということであります。

どこで開始をされるかというと、高屋の県の園芸試験場を舞台にして太陽光パネルで覆ったパイプハウスの中で「みょうが」の早出し栽培の研究を行うと聞いているところであります。

農業生産を行いながら売電できるということになりますと、農業経営が安定し、地域の活性化にも大いにつながっていくと期待されていると思いますので、市としてもその実験の結果を注視しながら、また園芸試験場とのいろんな連携、情報交換なども進めていきたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○**沖津一博議員** このことにつきましては研究中であるということでありますので、5年、10年後の先には寒河江市でも大変多くの再生可能エネルギーが登場することを期待をしていきたいと思います。

最後に、低酸素・環境・自然共生の総合的達成のため、全国の自治体が地域の特性に合わせた協働による低酸素、地域づくりを目指す、将来原発のない地球に優しい美しいふるさとを後世に残していただきますようお願いを申しあげまして、私の質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

後藤健一郎議員の質問

○**鴨田俊廣議長** 通告番号5番、6番について、4番後藤健一郎議員。

○**後藤健一郎議員** おはようございます。

「さくらんぼの都市 寒河江」を市内外に発信していこうと今議会から6月定例会を「さくらんぼ議会」と銘打ち、議場の至るところにさくらんぼやさくらんぼをモチーフにしたものが設置されています。この「さくらんぼ議会」にちなみ、また本日6月6日は「山形さくらんぼの日」と制定されていますので、これから先も寒河江市がさくらんぼの名産地であり続けられるよう、私の一般質問の第1問目はさくらんぼについていろいろとお伺いをしてまいりたいと思います。

通告番号5番、さくらんぼの産地を維持・発展する仕組みづくりについてです。

まず、今後を考える上で一番大事なのは現状把握であります。そこでお尋ねいたしますが、現在寒河江市においてさくらんぼ畑の面積とさくらんぼをつくっている農家さんの数、さくらんぼの売り上げはどれぐらいあるのか。また、さくらんぼは面積や農家数、売り上げで寒河江の農作物のどれぐらいの割合を占めているのか。さらには10年前と比べてふえているのか減っているのか。現在耕作放棄地などがあり、さくらんぼ畑ではあるけれども、収穫などは全くしていない畑などもあると思いますので、結実面積はどれぐらいなのか、このような集計は今まで行ったことがあるかどうかわかりませんので、どこまで数値化できているか、可視化できているかわかりませんが、今後を考える上で共通認識を持たなくてはならないと思いますので、把握している数字があれば教えていただければと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** いろんな施策を進める際に一番大事なことは実態を知ることが基本でありますので、大変重要かつ基本的な御質問かと思えます。そういった意味でお答えをしたいと思えます。

平成22年にまとめられました農林業センサスによりますと、栽培面積については349ヘクタール、栽培農家数は1,296人となっております。販売金額については、農協取扱実績などから推計になるわけではありますが、平成24年産のさくらんぼについては、約37億円程度と見込まれるところでございます。

さくらんぼの農作物全体に占める割合でありますけれども、栽培面積でいいますと約15.5%、農家数でいいますと85.9%、販売金額でいいますと、農作物の中では最も多いわけではありますが、38.3%となります。第2位は米でありまして21.6%となっております。

10年前と比較してということでありますが、農林業センサス10年前の平成12年の数字であります、栽培面積でいえば356ヘクタールでありますから、7ヘクタール減少しています。栽培農家でいえば

1,597人ということでありますから301人減少しているということになっております。

さくらんぼ園地で耕作放棄地になっている面積というお尋ねであります。昨年9月に行った調査によりますと全体の耕作放棄地78.6ヘクタールのうち、さくらんぼ園地については0.1ヘクタールというふうになっているところでございます。以上であります。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

スーパー公務員や地域おこしのプロフェッショナルとして名高い木村俊昭さんの研修に、私何度か参加させていただいているんですけれども、その木村さんが毎回どの会場でも必ずお話しされるのが「地域の活性化は「ないものねだり」ではなく「自分のまちのあるものさがし」からはじまる」とか、「イメージで物事を勧めないよう、ほんとうにそうなのか、数値化、データ化して自ら確かめることが重要」、そして「まちづくりは住民の知り気づきと納得理解から」と口を酸っぱくしておっしゃっておりますので、まずは大前提として数字をお伺いしたところでございます。

今、数字をお伺いして、特に農家さんの数は85.9%ですか。すごく多いなということを改めて実感したところでありますけれども、やはり寒河江市の農業にとってさくらんぼというのは基幹であるというのは間違いないということはわかりました。

現在、紅秀峰の苗木導入や育成の助成、雨よけハウス設置補助やさくらんぼの長期生産体制確立のための無加温ハウスやY字仕立てハウス整備などさまざまな取り組みをしていることを私も重々承知はしております。

しかし、私が懸念している問題が1つございます。それは、ほかの農業と同様ではありますけれども担い手や放棄地の問題であります。

特に、さくらんぼの場合は野菜と違いまして植えてすぐとか次の年に収穫できるものではございませんので、「継続する」という意味合いにおいて担い手というのはより大きな問題になっていると思います。

現在低木Y字などへの補助は行っておりますけれども、まだまださくらんぼははしごや脚立を使って収穫するのが主流であり、それゆえに危険な作業となっております。

ちょうど今時期、きのうなんかもニュースで流れておりましたけれども、ビニールを張る際にパイプから落ちたとかですね、毎年さくらんぼの収穫とかビニールを張る時期になりますと転落事故、今回は死亡もされたようですけれども、こうした事故が報じられます。

また、収穫で人手が足りないというのもそうなんですけれども、例えばビニールを張る際、それが自分でできないとなると人に頼まなければならない、そうすると採算が合わないとなり、やはりある程度の年齢になると自分ではできないとか御家族の方が仕事も休めないのということで御家庭の事情などによりさくらんぼづくりをおやめになる方もいらっしゃるかと伺っております。

その際に、畑ですと耕作放棄地という別にもそのままの状態になるんですけれども、さくらんぼなどの果樹の場合、放っておくと害虫や鳥を寄せてしまって、周りの方に迷惑になるということでさくらんぼの木を切ってしまうというふうにとっております。中には、これから最盛期になるというようになまだ若い木も倒さざるを得ない方もいらっしゃるかと伺いました。

今後も寒河江市の名産として、また市の基幹農業としてさくらんぼを維持・発展するために、生産者が栽培を継続できなくなったときには、次の生産者へ継承しやすくしていかなければならないと思

いますが、この問題について市長のお考えを伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 最初に、栽培される農家の皆さんが減ってくる、高齢化してるということでありますので、そのことによって栽培管理が大変になってくる、継続が難しくなるというような状況があるわけでありまして、私としても大変そこは懸念をしているところであります。

そういったことから、1つには高齢者の皆さんのさくらんぼ栽培の作業の負担軽減と能力軽減ということに対していろんな取り組みをしていかなきゃなんらんと思って、昨年度から高所作業車の導入について市としても支援をしていく補助制度もつくらせていただきました。昨年度12名の方に導入をしていただいて支援をさせていただきました。ことしも一応予算では10名ということでしておりますけれども、追加の募集などもさせていただいて、できるだけ多くの方に労力軽減についての支援なども講じていくというふうに考えているところでありますし、これはまた農家の皆さんからの意見を頂戴しながら、そういう行政としてできるものがあれば支援をさせていただくということが必要なのではないかと思います。

それから、御指摘の栽培を断念せざるを得ないケースが出てくるということでもありますけれども、今般国における農業政策の見直しによりことし4月に発足した農地中間管理機構というのが組織としてあるわけでありまして、山形でいえばやまがた農業支援センターがその役割を果たすということでもあります。農地の出し手から農地を借り受けて受け手に貸し付けするまでの間2年間、機構において農地の管理を行うということに定めていることから、これを有効に活用できないかということとで検討をしているところでございます。

また、JAさがえ西村山のほうで農業への直接参入とあわせて御指摘のようなつくり手のいなくなる農地を借り受けて新規就農者を目指す研修生を受け入れて、その研修生が新規就農をする際にその農地を貸し出しをするシステムの構築というものを進めているというふうにも聞いているところであります。

それから、新たな取り組みもそういう形で進んでいるという状況がありますし、現状ではさくらんぼ栽培をやめる農家の方と規模拡大や新規に栽培に取り組まれる農業者の方のマッチングする相談窓口というのは、日常的には農業委員会が受けているわけでありまして、地域によっては農業委員の方、あるいは農用地利用改善組合の方からそういう業務を行っていただいているというところであります。

今後、そういったケースが多々出てくるということが想定されているわけでありまして、これらの相談の内容などもこれから整理をさせていただいて、さらにそういった用地についての地図などという可視化されるような表示なども一元化をしていくことが大事だろうと思いますので、そういう出し手と受け手のマッチングというものがスムーズに行えるような体制づくりというものを早急に進めていく必要があるというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。そうですね。非常に今、市長から御答弁いただいたことがまさにやるべきことだなと思っております。体力的につらくなったり、特に今はちょうどビニールを張っている時期なんですけれども、結局ここから一番どんどん忙しくなって、終わったあたりに、「いやあもうことしでいっぱい」だと、「来年さんね」という方が、多分この後7月とか8月とかさくらんぼのシーズンが終わったあたりに出てくると私は思っております。

そうなったときにどこに相談したらいいかというのをしっかり農家さんたちにお知らせするというか、そういったことをぜひお知らせしていただいて、できるだけつくっていただくのがベストであるんですけども、そうできなくなった場合については引き継いでもらいたい方が自分は今もつとやれると、もしくは今後法人化ということで一生懸命頑張っているという企業さんなんかもあると思いますので、そういったところにうまくマッチングできるような仕組みがさらに必要になってくると思いますので、そちらを早急にやっていただきたいと思います。

また、JAさがえ西村山さんのほうの取り組みとしてお話がありましたけれども、さくらんぼに限らずですけども、果樹の新規就農者というのはやっぱり植えてすぐ収穫できるものではありませんので、苗木を植えてから3年、5年というふうにはたないと安定した収入は得られないと、そうなる就非常にと就農に対して高いハードル、じゃあその3年分、例えばの話2,000万円とか3,000万円とか貯金がないと就農できないのかということにもなってしまうと思いますので、就農当初からできるだけスムーズに収入を上げられるような仕組みづくりというのも、このマッチングと一緒に並行して行っていたいただければと思います。

平成25年3月定例会において、果樹園芸作物生産振興対策事業の1,200万円の減額補正が可決されました。この内容といたしましては、改植支援補助金と紅秀峰の里確立事業補助金ですので、こちらとしてはこれぐらいのさくらんぼ農家さんが頑張ってくれるだろうと予算をとったけれども、そこまでする人が25年度はいらっしゃらなかったということでの減額補正だったのではないかと思います。

やはり、高齢化の問題などもあると思いますけれども、近年さくらんぼの生産に対して少し減額補正1点だけ見るというのも変ですけども、こういうところを見ると少し以前よりはパワーが落ちてきているのではないかというのが懸念される点でもございますので、ぜひ先ほどのマッチングであったり、もしくは高所作業車であったり、あとは生産体制への措置というのですね、少しでも早くしていただければと、どんどん前倒しにしていいただければと思います。

今後も、寒河江市がさくらんぼの産地であるために、語弊を恐れずに言いますと、さくらんぼ畑を「個人」で管理するものから「産地として守り発展させていくもの」という意識の改革が必要ではないかと私は思っております。

これができれば今後もさくらんぼの名産地として維持・発展できると思いますので、まずはさくらんぼの木という財産が無駄にならないようにですね、わかりやすい、そして相談しやすい窓口と施策を訴えていただきまして生産者と畑のマッチングの施策などをまずはお願いしたいと思います。

続きまして、通告番号6番、さらなる子育てしやすい若者が定住するまちづくりについてであります。

先日、新聞やテレビで非常にショッキングなニュースが流れました。学識経験者らで組織する日本創成会議・人口減少問題検討分科会が5月8日に発表した2040年人口推計結果で、山形県の8割に当たる28の市町村が20から39歳の若年女性人口が2010年と比較して50%以下となり急激な人口減少で自治体機能の存在が難しくなる消滅可能性都市に分類されました。

2012年に子供を産んだ女性の9割以上を占める20から39歳の若年女性の人口が少なくなれば、必然と子供の数は少なくなるとの推計のようです。

我が寒河江市は消滅可能性都市には分類されませんでしたが、発表されました寒河江市の数字を見てもみますと、2010年4万2,373人だった人口が2040年には3万301人、若年女性人口変化率はマイナス

48.2%とされております。

この数字がマイナス50%を超えると消滅可能性都市と分類されますので、寒河江市は今回そうならなかったとはいえ、48.2%とかなりぎりぎりの数字で推計されたようです。まずは、こういった結果、この推移について市長の所見をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘の日本創成会議・人口減少問題検討分科会の人口推計結果というものについては、御案内のとおり昨年3月に国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計結果をもとにして、今後も地方からの若者の流出が収束しない場合、20から30代の若年女性が2040年までの間にどれだけ減少するかということを試算した数字であります。あくまで今のまま人口流出がとまらないと仮定した場合の試算ということになるわけでありましてけれども、先ほど後藤議員御指摘のとおり寒河江市の場合は、人口が3万301人ということで20代、30代の若年女性が48.2%も減少するというような結果、試算結果になっております。

消滅可能性都市には辛うじて分類されることはありませんでしたが、それに近いわけでありまして、大変ショッキングな数字であります。市長としては危機感を持って今後の市政運営に当たっていかなければならないということを、この結果を受けとめさせていただいたところであります。

ことは、市制施行60周年ということで何度もいつも申し上げておりますけれども、新たな寒河江の将来に向かってスタートを思い描くべき、そういう年であろうと思います。そういう意味から、将来にわたる寒河江市の発展の活力を維持して市民誰もが安心して元気に暮らせるまちづくりを推進していくということに、そのためには子育て支援を初めとした少子化対策のみならず総合的な人口減少対策というものについて、さらに充実強化をしていかなきゃなんらんという思いを強くしているところであります。

また、同時に今回の調査については地方から大都市への人口流出ということがあるわけでありまして。そういうことを踏まえた調査結果であるわけでありましてけれども、これはもちろん寒河江市のみならず全国の地方都市、地方自治体が抱える重要課題と思っているところであります。つまり、この推計については国レベルで危機感を、国全体で国土全体で危機感を共有して早急にこの問題の解決に当たっていかなければならないのではないかというふうに思っているところであります。そういった意味で一つの警鐘と思っています。

そういったことから寒河江市としても、今後とも市長会などあらゆる機会を通じて人口の地方へのさらなる分散、東京一極集中にならないような施策というものを早急に講じていただくように国に対して訴えていくということが重要なのではないかと考えたところであります。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。私もこの人口減少問題については非常に、本当にショックを受けたところであります。

今回、若年女性が半分以下に減る地域を消滅可能性都市と定義しまして、不安をあおるといいますか、現実を直視させられたという試算を自治体に対して一日も早く対策を打てという、まさに警鐘だったのではないかと私も思います。

今回発表された消滅可能性都市というのは、北海道から東北を中心に全国広範囲にありますけれども、東京23区では唯一豊島区が若年女性人口変化率マイナス50.8%という試算結果になりました。こ

のため、このニュース報道以来豊島区には区民から将来を不安視する声や意見が寄せられ、区は早急に試算内容を詳細に分析し将来像を発信しようと、区消滅可能性都市緊急対策本部を報道1週間後の5月16日に設置。副区長、教育長、子ども家庭部、総務部などの部課長などを初め、出産前からの支援を視野に保健所長らも組み込んだ計27名で構成し、区民の不安払拭に早速取り組み始めたそうです。

こういった報道を受けて、私の率直な感想になりますけれども、結果はもちろんまだまだ先まで見えないとはいえ、報道から1週間でこういった体制づくりができるほどフットワークが軽く、このような対応ができるのならば、私は決して豊島区が予想されるような事態は回避できるのではないかと思います。

今議会には、さがえっこすくすく宣言の制定が上程されております。少子高齢化が進展する中、安心して子供を産み育てられることができるよう、社会全体であらゆる世代がかかわりながら子育てを支援し、子供たちが健やかに成長する社会を目指し、宣言するものとの説明がございました。この子供を産み育てられる環境づくりを一日でも早くそして市全体で取り組めるよう、寒河江市でも子育て推進課や健康福祉課といった担当課の取り組みだけではなく、いろいろな角度からの課を横断したプロジェクトチームの立ち上げが必要ではないかと思いますが、市長はいかががお考えでしょうか。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この問題については、先ほどから申しあげておりますとおり、少子化対策、もっと広い意味でいえば人口・定住対策ということでありましょう。結婚から出産、子育て、それから教育はもとより住宅、交通、生活環境、産業、就労、防災、さらには文化活動というふうに至るまで一貫した総合的な施策の展開というものが必要であると思っていますところであります。

そういった意味で、市としての総合力、実力も含めて高めてあらゆる分野において「住みよいまちづくり」、「魅力あるまちづくり」というものを行っていく、市民と行政が一体となって取り組んでいくことが極めて大事だというふうに思っているところであります。

先ほど後藤議員からもありましたけれども、今議会にさがえっこすくすく宣言というものを提案させていただいております。将来を見据えて寒河江を担う子供たちを社会全体で支えていくという機運を、市民の皆さんとともに醸成していくということでもあります。加えて、寒河江市が「子育て支援策の充実に重点的に取り組んでいくんだ」というメッセージを市内外に発信するというところであります。そういったことで、施策の確実な推進を図って市民誰もが安心して子供を産み育てられる環境づくりを推進していくことの決意表明ということをしていただいているところであります。

そういった宣言を契機として関係団体とも連携をしながら、保育所、それから学童保育の整備充実による子育て、就労との両立支援、さらには遊具とか公園の整備、それから住宅の整備、就労環境の改善ということを一層努力をしていくということにしていく覚悟であるわけであります。

そういった状況でありますので、現時点ではこうした施策の着実な推進というものに全力で取り組んでいきたいと考えているところであります。

プロジェクトチームを早急に豊島区のようにつくっていったらどうかという御指摘であります、プロジェクトチームというのはある一定期間、集中的にそれぞれの専門の部署が集まって1つの課題として取り組んでいくということだろうというふうに理解をすれば、この問題というのはやはりある程度長期的な施策の展開、先を見通した施策の展開というものを進めていく必要があると我々は思っているところであります。

具体的に言いますと、今回のすくすく宣言のさらなる具現化、そして御案内のとおり子ども子育て支援事業計画の策定というものを予定させていただいておりますので、むしろ総合的な住宅減少対策を推進していくための市の組織体制というものを新たに構築をしていくということが必要なのではないかと考えているところでもあります。そういった意味で、少し中長期的な体制固めというものを踏まえて検討していく必要があると理解しているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。そうですね。どうしてもプロジェクトチームの立ち上げというと、要はプロジェクトが終わったらすぐ解散というような感じなので、短期的な場合にこういった言葉が用いられるのかもしれませんが、私がこのときに申しあげたかったのはどうしても、いつもお話ししたかと思えますけれども、例えば子育て支援となった場合にうちを建てるのであればこういう補助があるとか、例えばお子さんが何人いるとこういう補助がありますというふうに各課の詳しい中身まで知っていたりもしくはホームページの中まで見ていくといろんな寒河江市がやっている施策はあるんですけども、なかなかそこの中まで子育て世代の方が探せるかと。もしくは、こんなにいっぱいあるんだったら寒河江市いいねって実感してもらえるかどうかというところが、私どうしても縦割りの課とかの取り組みにあると思うんです。

なので、やはり出し方として寒河江であればこういうものがあると、例えばその課に限らず全ての課がやっているところ、寒河江市全体でやっているところを一目でわかるような形を具現化していただければと思い、そのプロジェクトチームという名前を出させていただいたところでもあります。

今回、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が発表したものは、先ほど市長がおっしゃったとおり表面的には非常にショッキングな内容ではあるんですけども、あくまでもこれは「今後も人口移動が収束しないとすると」という前置きがある資料でありまして、あくまでも日本創成会議・人口減少問題検討分科会が提言しているのは、「ストップ少子化・地方元気戦略」というのを今回は5月8日に提言したわけであります。

ちょっと話を寒河江市の現実的なところに戻したいと思うんですけども、私は2012年12月定例会において土曜日の一日保育や病児・病後児保育施設及び体調不良児対応型施設について一般質問をさせていただいております。市長からはその際にも「子供を安心して産み育てられる環境づくりの充実が必要」という旨の答弁をいただいております。土曜日の一日保育に関しましては今年度からしばはし保育所が、日曜休日保育に関しては市内2カ所でスタートしておりますし、そして病後児保育施設については、来年度より1カ所計画されているところでもあります。

まさに市長の答弁どおり子供を安心して産み育てられる環境づくりがどんどんと充実しております。私自身、今5歳と3歳とそして9カ月と3人の子供を育てておりますので、子育て現役世代として非常に今ありがたい施策で充実しているなど実感しているところでもあります。

さて、前述したしばはし保育所ですけども、今年度より指定管理者となりまして、これまで土曜日はお昼までだったものが土曜日も一日保育が可能となりました。聞くところによりますと、土曜日はこれまでどおりのお昼まで半日でもいいし、一日でもいい。どちらでも選択可能ということだそうですけれども、そこでお尋ねしたいと思います。

しばはし保育所において、昨年4月、5月の土曜日お預かりしていたお子さんの平均実数と、ことし4月、5月の土曜日お昼までお預かりしているお子さん、お昼以降もお預かりしているお子さんの

平均実数を教えていただければと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 お尋ねのしばはし保育所におきます土曜日の保育であります、平成25年、26年の4月から5月ということで利用状況を申しあげます。

お預かりした児童数、平成25年度は延べ7日間で182名。平成26年は延べ8日間で290名。1日当たりの平均で見ますと約10.3人の増となっております。また、平成26年の4月から5月までの利用者数290人のうち12時以降の延長保育利用者数199人ということで1日平均約25人となっております。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 今、計算をしていました。

これまで寒河江市内での土曜日の一日保育といいますと、にしねとみなみ保育所で行ってありました。この2カ所は寒河江市の南と東の玄関口に位置しますので、ここにお子さんを預けている方は西根と南部というふうに地元に住んでいる方だけではなくて、例えば西根のほうであれば天童へ通勤される方とか南部みなみ保育所のほうであれば山形に通勤される方も実際私は預けていらっしゃる方がいるのではないかと思います。

しかし、しばはし保育所はほぼ地元の方のみという立地であります。そして、しばはし保育所が指定管理者になるということは事前に地元の柴橋地区の方への説明はあったものの、平成25年12月定例会にて可決された事項でありますので、前年10月末日まで入所希望児と受け付けが終わった後の話であります。

これまでの受け入れ人数や立地が変わったわけではなく、そして土曜日一日保育を目当てにほかのエリアから来たわけでもなく、純粹にこれまで通っていた方とか入所が確定した方々という、いわゆるクローズされた子供さんの方々に土曜日の一日保育受け付けをできますよと受け付けを行ったところ、平均25名ですか、しばはし保育所は100名だったかと思うんですけども、100名の定員中25名、全利用者の4人に1人が土曜日の一日保育を希望したと。全体では10名増の36.3名ということでしたので、半日のお昼まで保育している方は昨年度と比べると減っていると、10名全体ではふえているのに半日保育の方は減って一日保育にしている方が25名というわけですから、本当は土曜日一日預かってほしかった人が実態化した数字というのがこの数字ではないかと私は考えます。

先ほど申したように、しばはし保育所は特殊な環境下ではなく入所希望受け付けが終わった後に土曜日一日保育もできるようになったということによって出てきたこの数字というのは、寒河江市内のほかの保育所でも土曜日一日保育だったらいいのにと不便を感じている方の縮図的な割合がここにもあらわれているのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 もう1回整理をしますと、26年の4月、5月は、土曜日1日平均の利用者数36.3人です。25年から比べると10.3人ふえているということでもあります。その36.3人のうち約25人が12時以降の延長保育を利用している。68.6%ということになっているところであります。

そういった意味で、後藤議員御指摘のとおりということも言えるかと思いますし、また去年実施をしたニーズ調査の結果を見ても19.7%、約2割の方が毎週利用したい。それから、30.1%、3割の人が月一、二回利用したいというふうに回答しているところであります。

時間帯についても、22.9%の方が17時台まで、27%の方が18時台まで利用したいというアンケート

ニーズ調査の結果であります。そういった意味からすれば、おっしゃるように土曜日の一日保育に対するニーズというのは相当多いものがあるというふうに、我々も認識しているところであります。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤議員。

○後藤健一郎議員 休憩を挟んだので少し話す内容を忘れてしまったんですけれども、今市長からも数字を整理していただきまして、要は昨年までですと土曜日の半日保育を利用している方が大体25名ぐらいということで、ことは10.3人ふえているんだけれども、一日保育される方が25名、半日の方が十何名ということで、昨年ですと昼までしかやっていなかったわけですから、それで25名やっていて、ことは半日の方が10名と半分以下という状態ですので、やはり土曜日一日を希望されている方が多いと、先ほどのニーズ調査でもありましたけれども、そういう実態になっているということでございました。

今後の実施計画のほうでも、順次土曜日の一日保育を拡大していくと市長は計画されていらっしゃる。しかしながら、「子どもを産み育てやすい環境づくり」というのを喫緊の課題として早急に取り組んでいくなれば、計画以上のペースで土曜日の一日保育をできる施設をふやすということを今以上のペースで推し進めていかなくてはいけないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど来、答弁申しあげておりますとおり、土曜日の終日保育というのは現在指定管理者制度を導入しているみなみ保育所、にしね保育所、しばはし保育所の3保育所で実施をしているということであります。

子育て世代の育児と仕事の両立を支援していくということが大変我々にとって非常に少子化対策の一つの柱になっているわけでありますから、その中で土曜日の終日保育という役割、果たす役割というのは大変大きいものがあると認識しているところであります。

先ほど後藤議員もお話しになりましたけれども、来年度からスタートする「子ども・子育て支援の新制度」の実施に向けて、いろいろ事業計画の策定に向けて今現在取り組んでいるところであります。そういった中で土曜日の終日一日保育実施施設の拡大ということも検討しているというようなところであります。そういったことでありますので、拡大については来年度の計画の実施に向けて取り組んでいくということであります。できるだけ早期に、そして多くの皆さんのニーズに応えられるように対応していきたいと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 さきに述べました日本創成会議・人口減少問題検討分科会の提言書には、一番最初の冒頭の部分でこのような記述がございます。「人口減少問題は、病気に例えるならば慢性疾患のようなもの。効果が出てくるまでには長い時間を要するが、早く取り組めば取り組むほど効果は上がる。事態への対応を先延ばしにしない事こそが基本姿勢として求められる」と書いてあります。

土曜日の一日保育の拡大というのは、少子化対策の根幹という部分ではないかもしれませんが

も、子育ての現役世代が実感できるという戦術レベルの取り組みの1つとして市立保育所の土曜日一日保育を計画を前倒しにして、「子ども・子育て新制度」が来年度から始まるわけなんですけれども、そちらにも盛り込んであわせながらぜひ計画をどんどん前倒して、子育て世代が「ああ、寒河江、いいな」と実感できるようにひとつ進めていただければと思います。

次に、「地方元気戦略」、そして「女性・人材活用戦略」と、先ほど少子化ストップと合わせて3つの戦略というのが分科会での提言書に記されております。地方元気戦略には、「若者に魅力のある地域拠点都市をつくること」とあります。この地方元気戦略にしても、次に掲げられている女性・人材活用戦略にしても一番把握しなくてはならないのは、どんな都市が若者にとって魅力があるのか。どういう都市なら若年女性が出ていかないのかということでもあります。

私もことし2月で40歳になってしまいましたので、残念ながら外れてしまったんですけれども、寒河江市のいろんな施策を決めるこの議場を見渡しても、こんなにたくさんの方がいらっしゃるんですが、国井議員1人だけですね。20から39歳という若者と呼ばれる年代は、この中に1人しかいないとなりますし、20から39歳の若年女性に至ってはゼロでありますので、なかなかこの議場で決めていても私たちにはわかりづらい部分というのがあるのだと思います。

前述いたしました豊島区の今後の動きというのも私注目して見ていたんですけれども、5月29日に豊島区長の記者会見がありまして、その中で“としまF1会議”を設置して当事者である女性たちの声を聞きながら女性の視点に立った総合的な施策を展開していく」とコメントを発表しております。このF1というのは車ではなくて、広告業界用語でいう、Fって女性のfemaleのFなんですけれども、女性の20歳から34歳の世代の方を指すのがF1という言葉になります。若い女性に選ばれるまちなるよう、若い世代の意見に耳を傾けしっかりと対応していくということになると思うんですけれども、やっぱりわからないことは当事者に聞くというのが基本だと私も思います。

佐藤市長におかれましては、タウンミーティングを各地で開催していらっしやいまして、そういったエリアでくくる開催ではなく、40歳以下の若者あるいは若年女性対象という、地域とかエリアではなくて年齢のくくりのタウンミーティングを開催して、どうすれば私たちのまちに残ってもらえるかというのを率直に聞き、若年女性と若者から提言してもらおうというのが若者にとっての魅力のあるまちづくりには近道ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おっしゃるように、いろんな階層の市民の方の御意見を頂戴していくということは、私の政治姿勢ということでもあります。これまでも地域座談会などを通じて、多くの市民の皆さんのお声を拝聴してきているわけでありますけれども、御指摘のように地域あるいはそういう団体などということのエリアの皆さんとの意見交換というのが多かったように思います。そういう意味で、若い方あるいは若年女性の方々という方々との意見交換というのは比較的少なかったのではないかと思います。とりわけ若い方とか若い女性の方がどういうまちであれば住んでみたいのかなどということについては、おっしゃるように直接的に意見を聞くということも大変大事なことだというふうに思います。

自分の娘に聞いてもなかなか答えてくれないというところがありますものですから、そういうことである程度正式な形で聞いていくということも必要かと思いますが、そういったときに若い方がちゃんとそういう場に来ていただけるのかどうかというのが一番大きな課題ではないかと思います。なか

なか仕事とか子育てなどで大変若い方も忙しいということでもありますので、そういう方がなかなか参加していただけないということが想定されますので、できるだけそういう方々でも参加しやすいような仕掛けというものが必要なのではないかと思います。一般的な意見交換の場だけでなく、あるいは手紙でもいいしアンケートでもいいしという場も必要だと思いますし、日中だけでなく、土曜日とか土日とかそういう場ですね、別な会合のときに合わせてそういう意見が聞けるような場も設けていくなどということが必要なのではないかと考えているところでもあります。そういったことから、ぜひそういうことを試みてみたいとも思います。

ことし2月1日、子ども議会というのをさせていただきました。やっぱり、子供さんでありましたけれども、率直な寒河江のまちに対する思いというのをじかに伺いをするということは大変我々にとって、私だけでなく市の幹部も出席をさせていただきましたけれども、大変貴重な経験であったろうと思いますし、そういった生の声を施策に反映していくということが将来の寒河江にとっても大事なことだと思いますので、貴重な御提案でありますので、ぜひ実現をしてみたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

そうですね。やっぱり、20から39歳の年代の方というのは仕事とか家庭とか、非常に忙しい世代だと思いますので、なかなか集めることが難しいと思いますけれども、やっぱりそういった生の声を集めることが次につながる、そして若者世代がどういうまちだったら暮らしやすいかという意見が聞き取りやすい場だと思いますので、話しやすい場とか意見ニーズを引き出せるような方法というのをぜひ検討していただいて開催していただければと思います。

今、國井議員は商工会青年部の部長さんでもありますし、傍聴に寒河江青年会議所の本年度の理事長も来ていただいておりますので、非常に寒河江で頑張っている若い世代も多々おりますので、こういった意見とうまく、ただ皆さんお忙しいと思いますが、ぜひ意見なんかを集約する場なんかをしていただければと思います。

山形県へ若者のUターンを促進するために活動しているヤマガタ未来ラボ代表の田中麻衣子さんという方とこの間お話しさせていただいたんですけれども、非常に東北はほかの地域に比べてUターン率が低いこと、物理的、精神的な障壁から公的な支援機関を利用する人が少ないこと。そして、Uターンを相談しても地元の友人とかは「仕事なんかないから帰ってくるな」とか、「都会のほうがいいべ」と地元の方がUターンすることを後押ししないということをお伺いしました。

こういったデータを集めていらっしゃるのヤマガタ未来ラボの田中さんとかにもぜひ御相談していただきたいと思うんですけれども、ヤマガタ未来ラボさんが行った最近の調査によりますと現在首都圏に住む山形県出身者のUターン意識は全国平均より高くなってきているようで、Uターン志向が強い人ほど帰省の回数が多く、山形のことを気にしているそうです。そういった方に一日でも多く山形のこと、そして寒河江のことを考えてもらうということがUターン推進には非常に重要なので、こういった方に寒河江の情報などを伝えるようにするのが非常に重要だとおっしゃっておいりました。

これまでの一般質問や定例会でも何度かお話しさせていただいた内容ですので、重複するので事細かには申しあげませんが、やはり帰ってきたくるようなふるさとの情報の発信ですとか、帰ってくるときに若者が移動しやすい、寒河江ではどんなことをしているのかという先ほど申しあげた

一目でわかる情報の出し方、相談しやすいワンストップ窓口の設置、そして今住んでいる高校生以下の子供たちに寒河江市はどんなによいところなのかをしっかりと伝え、また市民がＵターン希望者から相談を受けた際に、「寒河江はいいところだよ、帰ってこい」と、もしくは「移住してみる」と言ってもらえるように、外だけではなくて市内に対しての情報発信や共有というものもやはり非常に重要だと思います。

特に、どうしても寒河江の人というか山形県人、東北に住んでいる人は奥ゆかしくて自分のふるさとのよさはどこですかというのを余り話したがいなかったりとか、もしくは照れたり、もしくは自虐的に「いや、うちは何もないところだ」なんて言いがちではあるんですけども、これからはきちっと自分たちのふるさとのよさを自分たちの言葉でしっかりと説明できるようにならなければこういったＵターンがふえるということもなければどんどん流出していくのではないかと、私は思います。

ここまで、若者や子育てについて話させていただいたんですけども、ここまで話すとじゃあ高齢者はいいのかという話になると思うんですが、先日参加した研修会で、鹿児島にある元気な地域やねだんの豊重公民館長からこのようなお話をお伺いしました。

やねだんというのは、鹿児島県の鹿屋市にある柳谷集落の愛称でして話すと長くなるんですけども、端的に申しあげると行政に頼らないまちおこしというの実際に行っている地区であります。そのため、日本はもとより海外からも注目されている集落でして、高齢者が４割以上でたった３００人の集落なんですけれども、非常にお年寄りが元気で、自分たちで公民館活動の自己財源を獲得するために耕作放棄地にサツマイモを植えてそれを焼酎にして売って外貨を稼いで、それで公民館を運営しているなんていう非常に面白い地域であります。

それほど高齢者に対していろいろな施策をしているんですけども、その集落でさえも「高齢者対策だけでは夢も希望もない」と、「やねだんで重要な鍵は子供である」というふうに豊重館長はおっしゃっていました。高齢者を軽んじているわけではなく、未来の地域の未来は若者と子供にあると思いますので、今回はこのように若者、子供に特化した質問をさせていただいたことをつけ加えさせていただいて、私の一般質問を閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

遠藤智与子議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号７番、８番について、３番遠藤智与子議員。

○遠藤智与子議員 おはようございます。

私は日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長にお伺いいたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、通告番号７番、心をつなぐ市政のために手話条例の制定を、これについて伺います。

寒河江市には、現在目の見えない方や耳の聞こえない方、また体の不自由な方などさまざまいらっしゃいます。その中で、きょうは耳の聞こえない方、聞こえにくい方の生活に特化して取り上げたいと思います。

折しも、今議会には山形県聴覚障害者協会より手話言語法制定を求める意見書を提出してほしいという請願が出されております。私も紹介議員の一人として一日も早い制定に向けて力を尽くしていきたいと思っていますところですので。

私には、聾者の友人が何人かおります。若かりし青春時代にわかり合いたいという一心で覚えまして手話は、拙くても体にしみ込んで、今こうして伝えたい思いに助けられ体から躍り出ております。きょうは、その友人である聾者の方が何人か傍聴席にお見えになっております。今議会で初めて手話通訳者を置いてくださる、配慮していただきましたことに深く感謝申し上げます。

さて、きょうは仕事で議場に来れず、インターネット中継でごらんになる聾者の皆さんに伝わるように手話を使って質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

まず初めに、聴覚障がい者の現状について伺います。現在、寒河江市内での人数、それから年齢、またどんな組織を持っているのか。災害時の情報伝達の実態など教えていただきたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** それでは、私から何点か、御質問がありますので、お答えをしたいと思います。

寒河江市内で今聴覚障がいをお持ちの方で身体障害者手帳を所持している方、平成25年度末現在で169名いらっしゃるところであります。等級の内訳を申し上げますと、1級が15名、2級が32名、3級が20名、4級が33名、6級が69名となっております。

年代ごとの内訳を申し上げますと、10代までが3名、20代が1名、30代が5名、40代が5名、50代が9名、60代が22名、70代が32名、80代が69名、90代以上の方が23名となっているところであります。

この方々のうちで手話をお使いになる方は、現在把握しているところでは23名と聞いているところであります。

次に、市内の聴覚障がい者の方の組織のお尋ねでありますね。2つ、寒河江市聴覚障害者協会と、寒河江市中途失聴者・難聴者協会寒河江支部という2つの団体があるということであります。

それから、災害時の情報伝達についてもお尋ねでありましたが、先般の東日本大震災のときには、停電がありましたからテレビも使えない状況であります。聴覚障がい者の方への情報が寸断されたという状況でありました。そういった中で、手話通訳者の方の携帯メールで問い合わせに応じたり、一斉の情報を得るなどということに対応してきたところでございます。障がいをお持ちの方、広報車による広報というものも聞こえませんので、災害時の情報を得るということは大変難しい状況にあらうかと思います。そういった意味で、緊急速報エリアメールというものの活用をさらに対応していく必要があると考えているところであります。

また、聴覚障がい者の方に限らず、一般的に障がい者の方あるいはひとり暮らしの高齢者の方などを対象に、現在「災害時要援護者支援プラン台帳」への登録というものを進めているところでもあります。そうしたことの充実によって、地域の方々あるいは近隣の方々の援助をいただき、災害時の被害防止などに努めていければと考えているところでもあります。

○**鴨田俊廣議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** ありがとうございます。

ただいまのお話は、聴覚障がい者の人数がやはり高齢者の方のほうが多いというお話でした。また、災害時では手話通訳者へのメールによる伝達に頼らなければならなかったというようなお話でございました。やはり、今のお話でもありましたようにひとり暮らしの方も多いわけです。ですので、その情報伝達については、まだまだ対策が足りないと思います。手話通訳者の負担が、役割が大変重たくなっているように感じるところであります。

今から、もっとその聴覚障がい者とかまた他の障がいを持っている方へのきめ細かい配慮がもっと大切になるなど感じたところであります。

次に、言語としての手話がどこでも使える寒河江市の環境づくりについて伺います。

現在の手話通訳者や手話通訳奉仕員、また要約筆記奉仕員の実情をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在、寒河江市内には、手話通訳者の方が3名いらっしゃいます。年代別でいいますと、30代、40代、60代のおおの1名となっています。また、寒河江市に登録をしている手話奉仕員の方は8名、要約筆記奉仕員の方は10名いらっしゃるところであります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 寒河江市での手話通訳者は3名だけ、また手話通訳奉仕員が8名、要約筆記奉仕員の方が10名ということでした。

お聞きしておりますと、やはりもっとたくさんいらっしゃればきょうのような議場にももっと複数の通訳者も配置できたりですとか、いろいろな催し物の会議も配置ができるんじゃないかなという考えであります。

手話通訳の派遣事業というものがありますけれども、その状況をお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 手話奉仕員などの皆さんの派遣事業についてであります、寒河江市におきましては、手話・要約筆記奉仕員派遣要綱に基づいて派遣を必要とする方から申請をしていただいて派遣をしている状況であります。

平成25年度の実績を申し上げますと、手話奉仕員の方は派遣回数30回、延べ75時間30分、要約筆記奉仕員の方は派遣回数が30回、延べ113時間45分でありました。御利用いただく内容というのは、主にであります、医療機関への受診の際、さらには公共機関の利用の際というのが多いようではありますが、多岐にわたっているというのが実情かと思えます。以上であります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 医療機関への派遣、また公共の乗り物、そういうものへの派遣、それぞれ30回くらいの内容になっているということですのでございます。大変ありがたいことだなと思えます。

ですが、今の手話通訳者を初めとして、その奉仕員も含めた方の処遇についてはどのようなになっているのか教えていただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 手話奉仕員の方、あるいは要約筆記奉仕員の方については、移動時間も含む派遣時間に応じて、1時間当たり1,000円の報償費をお支払いしているということであります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 1時間当たり1,000円の報酬ということでした。

そうですね。このような手話についての例を取り上げるのは初めてなわけですので、きょうは問題提起という意味もあります。ですが、取り上げる以上前進してほしいという希望があっているわけですので、今現在とても寒河江市の場合は、市報にもルビを振って聾啞者の方に配付しているということがあるようです。これはとても親切な施策だと思っています。それを評価しつつも、さらなる手話通訳者の方初め、奉仕員の方の処遇、アップして派遣がもっとしやすい環境になっていくのがいい

いなと思うところであります。

そして、やはり人数が足りないということがありますが、今若い方でも手話通訳者は3名だけということです、若い方の養成が課題になっているなど感じます。その一助としての役割を発揮している手話教室について現在の状況と、また後押しできる支援としてどんなことが考えられるのか伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 手話通訳者の方々の養成について御質問がありましたが、まず、手話奉仕員の方については、市町村などが行う手話奉仕員の養成講座というのがございます。その講座を受講していただいた方から奉仕員として登録をしていただくということで、活動していただくということになっているわけでありまして。現在、8名の方がそういう登録をしていただいているということになるかと思いますが、手話通訳者ということになりますと、さらに県などで行う手話通訳者養成講座を受講して、手話通訳者全国統一試験というのを経て、手話通訳者となることができるということになっているところでございます。

話は戻りますけれども、市では手話奉仕員の方を養成するために平成12年度より市の手話教室運営委員会に委託をしまして教室を開催していただいております。その教室というのは入門課程と基礎課程、それぞれ昼夜コースで開催をしております。これまでの受講者の数は延べ445名となっております。そのうち、これも延べですけれども、15名の方から手話奉仕員として御登録をいただいているというふうになっているところでございます。

今年度は入門課程に8名、基礎課程に8名受講いただいているところでございます。募集の方法などについては市報に掲載をするほか、ホームページなどでも周知をして募集をしているという状況でございます。以上であります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 寒河江市としては、奉仕員の登録を現在8名いますけれども、この手話教室に通った方は、延べ445名ということでございました。また、手話通訳者を養成するには県で全国統一試験なるものを受ける必要があるということです。

今、手話教室に通ってきている方も以前と比べて少なくなっているということでございます。実際に手話教室に来て勉強しても、奉仕員に登録する方は大変少なくなっているということをお聞きしております。ですので、そこのところを後押しできる支援といいますか。手話をもっと使って、生活の場に今までよりも自由に使える環境をつくっていくことが大事だと思いますけれども、今の現状を市長からお聞きしたところでありますが、次には公共施設などへの手話通訳者の配置について伺いたいと思います。

例えば、市の催し物で過去におしんを演じた女優の小林綾子さん、またダニエル・カールさんなどのトークショーがありました。そのときに前もって通訳を申請していなかったために断られたり、またほかの講演会などでは通訳者が立っていると集中できないと言われてたりするような小さな差別がまだまだあるということをお聞きしております。

本来、同じ日本に生まれた者、同じ寒河江に生まれた者として全ての人が個人として尊重されるべきだと思います。そのような私たち普通に聞こえる者が想像したことのないようなつらい思いがいっぱいあるということをお聞きしております。また、病院でも通訳者を同行していったら、第三者は中

に入らないように言われたり、またドクターの認識不足から大切な命にかかわるやりとりで誤解を生じて治るものも治らなくなるというような現実さえあると聞いております。

公共の場への手話通訳者の配置の拡充ということが急務と考えます。その点、いかがお考えになりますでしょうか。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 手話通訳者の方については、今、市ではハートフルセンターに配置なっております、派遣あるいは相談業務を行っていただいているわけであります。また、ハートフルセンターに配置、いるわけでありますけれども、例えば市役所の2階の市民課相談窓口などにも必要な方がいらした場面などについては、市民生活課とハートフルセンター、テレビ電話で、設置をしておりますから、テレビ電話で手話通訳者の方と意思疎通ができるとなっておりますところでありますし、実際は近いですから手話通訳者の方がこちらに来るというケースが多いようでありますけれども、そういうことである程度、ではありませんね、大体いろいろな手話通訳者に対する要請については、これまでのところ全てお応えをしているというふうに聞いているところでございます。

そういった意味で、公共施設などでの対応については、今のところ十分対応できているのではないかと考えているところでありますし、いろんな大会、福祉の大会などということで市の行事などについても手話通訳者の方を派遣させていただいているところでございます。

できるだけ、我々もそういった要望、要請あるいはニーズなどにも十分お応えをして、派遣していくということに今後とも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○**鴨田俊廣議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 市民生活課にテレビ電話といいますか、タブレット式の機械がありまして、それでお話ができるようにしているということです。また、ハートフルセンターと近いのですぐに何かあれば手話通訳者に来ていただくということができるといってお話でした。

今、市長は十分に精いっぱいやっているというお話でありました。ですが、聾啞者の方々は私たちが本当に思っている以上の苦労がおりなわけですね。ハートフルにいらっしゃる通訳者を初め、奉仕員の方ももっと多ければ聾啞者の方の要望がもっと通りやすくなるやに思います。その辺も実際にその考え、思いを聞いて対応できるように要望したいと思います。

また、若い世代の手話への普及について伺いたいと思うんです。これまで学校で手話を取り入れた授業などしたことがあるのか。あるとすれば、あるとすればその内容と感想、反応など教えていただきたいと思います。お願いいたします。

○**鴨田俊廣議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** 手話が学校教育の中でどのように取り上げられているのかという御質問ですので、私から答弁させていただきたいと思います。

実際、現在の学校教育の中でどのようにという場合、やっぱりまずは教科書あるいは副読本上どういうふうに取り扱われているかということからお話ししたほうがわかりやすいかと思っておりますので、お答えを申しあげたいと思います。

まず、教科書ですけれども、現在寒河江市本市の中学3年生が使用しております英語の教科書、この中で実際の手話教室で配られておりますテキスト、これを英語に置きかえたもの、英語版と言っていいのでしょうか。これを教材として取り上げております。

また、本市の小学校では現在手話を直接的に取り扱っている教科書というものはございませんけれども、1年生の道徳の副読本の中で手話に関する教材というものがございます。また、小学校4年生の国語の教科書、この中では手話ではありませんけれども、点字が取り上げられております。その点字を敷衍するような形で手話についても触れられているという例もございます。このように、教科書などの中では限られているわけですが、そのようなことから今回改めて、本市の小中学校について手話にかかわる教育活動の実態というふうなものを調べてみましたところ、ただいま教科書等の扱いのほかに次のような事例がございました。

まずは、音楽の授業で部分的に手話を取り入れた授業を行っていると、2番目といたしますか、ただいまも申しあげましたけれども、4年の国語の点字の学習の発展といたしますか、延長として手話に敷衍しているという例、あるいは学芸会等で手話を取り入れて発表していると、このような事例がございました。

このように教科書で手話を取り扱っているというのもありますけれども、それ以外にも各学校の先生方、創意工夫の中で機会を捉えあるいは必要に応じて手話に触れる学習も展開されているという、こういう現状にございます。以上です。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ありがとうございます。

学校でも副読本、教科書でない別の本でいろいろと手話の例を取り上げて、小学校4年生の国語の教科書にも点字やら手話やらが、また学芸会での手話を使った授業なども行われているということでございました。

先ほど、冒頭でお話ししたように若いときに覚えたものは長く記憶されるようでございます。今後、小学校中学校などで取り入れて、ますます取り入れていけば将来抵抗なく手話を言語として話せる青年がふえて、人と人との心の壁が取り払われ、思いをつなぎ合える温かい社会づくりの一助になるのではないのでしょうかという思いがいたします。

今現在、小学校、中学校で手話に関することを取り上げてしていたときがあったということでございましたけれども、今後の取り組みについてはどのようにお考えなのか伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 手話を取り入れた教育活動ということのお尋ねになるんだろうと思いますけれども、障がいのあるなしにかかわらず、広く人と人とがかかわり合い、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する、こういう子供を育てる、そしてそういう環境をつくるあるいは社会を実現することとはとても大切なことだと思います。

そのためには、学校教育においても一般的な音声言語や文字言語だけでなく、手話や点字、指文字といったようなより豊かな言語環境に触れる機会を整えていくということが必要であり、大切だろうと思います。

そこで、今後とも今ほど申しあげました各学校での創意工夫の中で手話をも含めた豊かな言語環境に触れ、理解を深めていく学習がより一層推進されるよう、必要な資料や情報の提供に努めるなど手話も含めた福祉教育といったものの充実に向けて支援をしてみたいと考えております。以上です。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ありがとうございます。

障がいを持つ者も持たない者も平等にわかり合える社会づくりに取り組んでいきたいというお話でございました。大変心強く思います。どうぞよろしくお願いいたします。

また、それらの課題を円滑に推進するために、手話条例が必要と思っているのですが、それについて伺いたいと思います。

2003年、世界聾連盟の提案により、2006年国連障害者権利条約が採択され、「手話は言語」と認められました。聴覚障がい者からは「私たちが学校で日本語と手話と2つを対等に学べること」、また「どこでも気兼ねなく手話が使え、公共の場で手話による情報伝達があること」、これが切実に要望されております。現在、手話言語条例は鳥取県、北海道の新得町、また石狩市、三重県の松阪市で制定され、手話言語法制定を求める意見書は、20道府県156市町村で採択されています。

山形県では、この寒河江市でどこよりも早くこの手話条例が制定されれば、他の市町村へのよい先例となるのではないのでしょうか。ぜひ考えていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問は手話条例の制定ということですが、手話に関しては先ほど議員も御指摘がありましたけれども、日本においては障害者基本法の平成23年度改正によりまして、第3条において「全ての障害者は可能な限り手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択についての機会の拡大が図られること」と定められて改正がされたところでございます。

また、障害者総合支援法で定める地域生活支援事業におきましても、手話通訳者等の派遣等を行う意思疎通支援事業が市町村の任意事業から必須事業にされたところでございます。そういった意味で、御質問の手話に関する条例ということについては、国においてただいま申しあげましたように現在法律の中で手話を言語として捉えるとなったわけでありまして、また、手話を通じた意思疎通の確保を求めているということでもありますので、現在市においてはその法に基づいて施策を実際展開をしているという状況になっています。

御指摘のとおり、現在全日本聾啞連盟においては、市議会にも請願が出されているように地方議会に対し、国への手話言語法制定を求める意見書の提出を求める取り組みを全国的に展開をされているところでありますので、このような状況でありますから手話に関する条例ということについては、国において障がい者施策の法体系をどのように整備していくかということを見きわめた上で検討していく必要があるんだというふうに我々は思っているところでございます。

寒河江市におきましては、先ほども申しあげましたけれども、手話通訳者の派遣事業などについては、国が必須事業とする以前から取り組んでいるわけでありまして、テレビ電話の設置あるいは補聴器を利用している方のための磁気ループの購入なども取り組ませていただきました。先ほど教育委員長からも御答弁ありましたけれども、手話に触れ理解を深める取り組みを学校教育の中で実践してきた例などもございます。積極的な取り組みを実践しているという我々としては自負もあるわけでありまして。

いずれにしても、今後とも障がいのある方の御要望などを十分お聞きをしながら、さまざま支援する施策に取り組んでいきたいと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ただいまの市長のお話は、国の法律に基づいて法の整備をしていく、その中で手話

条例のことも考えていくという内容だったと思います。また、その施策に関しては自負もしているというなお話でございました。

確かに、そうであるところもあるし、私も感じているところはあります。ですが、手話のもっともとの普及は、聾者と聾者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重すること、これは他の障がいを持つ全ての方にもつながることですが、風通しのよい爽やかな寒河江のまちづくりのために心と心をつなぐ市政のために、さらなる御努力と一緒に力を尽くしていきたいと思っていますところですよ。

確かに、寒河江市での自負の部分はわかっております。今後ともさらなる努力をともにしていきたいと主張いたしまして、通告番号7番についての質問は終わります。

○**鴨田俊廣議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は1時ちょうどいたします。

休 憩 午後 0時06分

再 開 午後 1時00分

○**鴨田俊廣議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 続きまして、通告番号8番、寒河江市平和都市宣言を生かした施策の推進について伺います。

今、この国の憲法9条はノーベル平和賞にノミネートされるなど世界からも高く評価されています。しかし、現在安倍政権は集団的自衛権行使容認や解釈改憲といって、戦争する国づくりへの道をひた走っているように見えます。

寒河江市では、昭和59年に寒河江市平和都市宣言を格調高く宣言しています。その宣言を持つ市の市長として、現政権の姿勢に対してどのようなお考えをお持ちなのか伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 遠藤議員御指摘のとおり、昭和59年7月に平和都市宣言を寒河江市は行ったわけがあります。あれからちょうど30年ということになるわけでありましてけれども、寒河江市におきましてはこれまで市民の幸せと暮らしを守る、さらに永久の平和を守るということで一貫して第一に市政を運営してきたところでございます。

お尋ねの安倍政権の政治姿勢、とりわけ今話題になっております集団的自衛権の容認などについての政権の姿勢についてどう思うかということでもありますけれども、1つにはやっぱり国防というのは国の言ってみれば専権事項となるわけでありまして。また、憲法の解釈というものと絡んでの話ということになるわけでありまして。

そういったことからすれば、国政レベルの話になろうかと思いますが、大変重要な極めて重要な課題、問題でありますので、国民全体でいろんな議論をしていかなければならないと思っていますところでもあります。とりわけ、今マスコミなどが行っております世論調査、アンケート調査などでも大変意見が分かれているなどというような状況でありますので、さらに議論を深めていく、あるいは丁寧に国民に納得いくような形で進めていくということがまず大事であろうと思います。

そういった意味で、我々もこれからの動きというものを注視をしていかなければなりませんけれども、ぜひそういった議論をさらに深めていただければと思っていますところでもあります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 承りました。

さて、先ほども昭和59年に寒河江市平和都市宣言が宣言されました。ここにその宣言がございます。
読みたいと思います。

寒河江市平和都市宣言

みどり豊かなふるさと寒河江を

核の黒い雨で汚してはならない

市民のしあわせなくらしと

永久の平和を守るために

すべてのひとびととともに

非核三原則を堅持し

核兵器の廃絶を求め

全市民のかたい誓いとして

平和都市を宣言する。

という非常に格調の高い宣言でございます。このすばらしい平和都市宣言を絵に描いた餅に終わらせず、私たちの毎日の生活に根づかせ、生かしたまちづくりを進めることへの市長の見解を伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども御答弁申しあげましたが、大変59年に宣言した平和都市宣言、格調の高い宣言でありますし、私も含めて市政を担っていく者は市民の皆さんの生命、身体あるいは財産を守って、さらに平和で健全な生活を営むことができるようにしていく、それが市政運営の基本だと思っているところであります。そういった宣言の趣旨を十分踏まえまして、現在新第5次振興計画を進めているわけでありまして、寒河江市の未来が明るく広がって豊かな自然をあるいは美しい景観を守っていく、そして市民の皆さんが生き生きと暮らすことができるよう「夢集い 人緑輝く さくらんぼの都市」というものを進めていけるようにさらに努力をしてまいりたいと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 時間も迫っておりますので、簡潔に質問したいと思います。

まず、寒河江市のこれまでの平和都市宣言に基づく事業内容ですけれども、さまざまあるやに思いますけれども、これについて今までの事業内容があると思いますが、それを簡潔に教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成15年から広島平和記念資料館の資料をお借りいたしまして、市立図書館におきまして「平和を考える展」など展示会をしております。また、平成21年からは「はだしのゲン」などの「平和を考えるアニメ上映会」なども実施をさせていただいております。さらに、平成23年8月には文化センターにおいて広島原爆投下から3年経過後の様子を描いた井上ひさし作「父と暮らせば」のこまつ座による公演なども取り組ませていただきました。今年度も市立図書館におきまして平和関連のアニメの上映会を8月に予定しているところでございます。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 「はだしのゲン」また「父と暮らせば」というような上映会と演劇の公演とあった

ということです。大変すばらしいと思います。ですが、全国を見渡してみますと実にさまざまな事業が展開されております。たくさんありますが、その中で主なものだけ御紹介したいと思います。

まず、小学生中学生の平和作文コンクール、また戦争体験を聞く会、その文集づくり。また、平和写真展、原爆写真展、それから長崎・広島で毎年行われている平和式典への若者の派遣事業、また平和マラソン、平和行進などさまざまあるようです。

私が少なくともぜひ寒河江市でもさらにやってほしいことは、この先ほどのすばらしい平和都市宣言を公共の前の表示、それをぜひお願いしたいなと思います。これを私たちの生活に根づかせたいという思いがいたします。ぜひこれはしていただきたいなと思います。また、若者の長崎・広島への平和式典への派遣、これも若い者に悲惨な戦争を語り継ぐという意味でもこれもぜひ必要でないかなんと思っています。そしてまた、寒河江市民による戦争体験を文章につづっていただいて文集をつくる、寒河江市としての文集をつくる、これも大変意義のあることだなと思っています。

市川市では平和の折鶴といいまして、市民が鶴を折って毎年広島・長崎に贈呈しているというふうなユニークな事業をしているところがあります。また、落語真打ちを呼んでの平和寄席なるものもしているということでございます。さまざま例がありますけれども、寒河江市ならではの平和事業の推進ですね。さまざまな知恵や工夫が必要になるかと思いますが、平和を後世にずっと伝えるためにぜひ考えていただきたいなと思っています。

まだまだお伝えしたいこと、お話ししたいことはありますけれども、最後になりますけれども、さきの第2次世界大戦で戦死した寒河江市民は1,172人ということです。そのときはまだ市にはなっておりませんね。ですが、合わせてみますと1,172名ということです。そのうち、終戦の年、昭和20年に亡くなっている方は、663名で全体の半数を超える勢いなのです。もっと早く終結していたらこんなにも多くの犠牲者を出さなくて済んだし、1つの家族でお父さん、お兄さんなど複数の犠牲者を出さなくても済んだと思われそうです。

このような悲惨な戦争の歴史、これを経てその反省の上につくられた日本国憲法を宝として守っていくこと。これが私たち残された者の使命ではないかと思います。平和は私たちの暮らしの大前提であります。気がついたら戦争だったという戦前の二の舞にならないように真実を見抜く目を養い、大切な家族、恋人、二度と戦争で失うことのないように、ない日本にするため、私たちは頑張ることが大事だと思います。これについての市長の思いをお聞きいたしまして私からの一般質問を終わりたいと思います。お願いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 1つは、広島・長崎での被爆という世界で唯一の被爆国でありますから、そういう悲劇を二度と起こさないようにしていかなくちやならん。もちろん、さらには核兵器のない平和で安心した世界あるいは日本というものを実現していかなければならんと、二度と戦争が起こらないような社会にしていかなければならんという思いはもちろん私も含めてそうであろうかと思っています。

毎年戦没者慰霊祭などをさせていただきますが、そのときだけでなく常日ごろから二度と戦争のない社会を築いていくということを引き続きそういった精神で頑張らせていただきたいと思います。

(「ありがとうございました」の声あり)

荒木春吉議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号９番、10番について、11番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 私は新清・公明クラブの一員として通告番号の９と10について質問をいたします。市長と教育委員長の答弁をよろしくお願いします。

我が会派は、５月７日から９日の３日間で鹿児島県の日置、姶良の両市と熊本県の水俣市の３自治体の視察研修を行いました。２日目の５月８日の水俣市の研修は、午前中に水俣病資料館の見学と午後から市庁舎で環境モデル都市づくりについて座学をしてきました。

水俣市は人口２万6,519人（本年４月１日現在）、高齢化率34.1%の企業城下町であり、庁舎前の電気自動車と電動バイク、そして太陽光発電の充電ステーションが迎えてくれました。また、水俣市の環境クリーンセンターでは、26ページから成るごみ分別辞典を発行し、恐怖の24分別を実行している自治体でもあります。

さて、本市でも今春３月に110ページ余の環境基本計画と100ページ近くの地球温暖化対策実行計画を作成しました。その中で、平成18年の17%から平成24年度は13.5%への資源化率の低下傾向と９年後の平成35年度の資源化率19.5%へ上げる目標をうたっています。

そこで、第１問のこの低下の現況分析と原因について伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 荒木議員からは一般廃棄物資源化率の御質問であります。資源化率と申しますのは、家庭用及び事業系一般廃棄物全体量のうち瓶類、空き缶などの鉄やアルミニウム、銅とその他の再生可能な金属類、古紙類や古布類など焼却や埋め立て処理をせずに再資源化、再利用を図るいわゆる資源ごみの合計が占める割合を示すわけであります。

市で把握しております資源ごみの数量というのは、寒河江地区クリーンセンターの処理実績と市内の学校ＰＴＡとさらには子供会の皆さんが実施されている集団資源回収事業における回収量に限られているわけであります。

したがって、今回策定をいたしました環境基本計画でも、その回収量を基準にして平成18年度から平成24年度までの過去７年間の資源化率の推移を明記しているところであります。議員御指摘のとおり減少しているという状況であります。

この間の寒河江市クリーンセンターにおける資源ごみ量の推移というのは、資源ごみ量の推移は微減または横ばいとなっているわけですが、資源ごみ以外の可燃ごみや不燃ごみが増加したため、要するに分母がふえたためにごみ総量の中で資源ごみの占める割合、資源化率が減少したという状況であります。

また、本市におきます一般廃棄物全体に占める先ほど申しました学校ＰＴＡ等の集団回収資源の実績というのは減少傾向にあります。この部分が資源化率微減の一因になっていると思っています。

その主な理由といたしましては、平成16年以降古紙類の買取価格が上昇したために、いわゆるちり紙交換業者による回収、さらには新聞販売店での自主回収が増加したものと考えているところであります。

また、スーパーマーケットなどの店頭回収を利用する市民の皆さんや事業系ごみのうち、鉄やアルミニウムなどの有価物を専門業者から個別に買い取ってもらう事業者の方もあり、そうした部分の数

字はつかめませんので、環境基本計画でお示した資源化率には反映されていないという状況であります。

こうしたことから、実態としては我々は環境基本計画でお示した資源化率を上回る資源化率が達成されているとも考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 答弁ありがとうございました。

私先ほど、全国平均は20%程度、それに比べて低いなという感じで私は申したんですが、水俣市に行って水俣市ではその2倍、40%だと聞きました。今の市長の説明では、分母が大きくなって分子が小さくなったから下がったんだという話がありました。いろんな金目のものは、各回収業者がいて数字にあらわれなくて、実際は資源化率はそんなに下がっていないんだという話なので一応納得はします。

次に、2問の現状改善策というか、資源化率の向上策があるとすれば、どのようなものかお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 荒木議員御指摘のとおり、分母が大きくなって率が下がったわけですから分母を小さくしなきゃいかんというのがまず基本なところがあります。全体のごみの排出量、要するに資源化できないごみの排出量を小さくする、少なくするというのが資源化率を向上する1つの方策ではないかと思っています。そういった意味では、今回のごみ処理基本計画でも定めているごみの減量化、さらにリサイクルというものを市民の皆さんにこれまで以上に啓発をしながら頑張っていたかというのが第1点かなと思います。

また、話は変わりますけれども、新たに小型家電リサイクル法というのが施行されました。そのことによってデジタルカメラあるいはパソコン、携帯電話などの使用済み小型電気機器等の再資源化が求められております。これらが達成されますとさらに資源化率は向上すると考えております。寒河江市におきましても今後の具体的な方策についてクリーンセンターでほかの町3町と一緒に共同処理をしておりますので、そこは連携をしながら取り組んでいくということで、今後協議検討を重ねていきたいと考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 何か物の本で読んだことがあるんですが、携帯電話とかいろんな機器ですね、詳細に資源化すると日本は資源大国だということを聞いたことがありますので、ぜひできる範囲で構いませんが、ごみの山をぜひ宝を探して資源化率を上げていけたらいいなと私は思っています。

私も、朝アルミ缶を拾うというか、アルミニウムというのは多分ボーキサイトからつくりますが、すごく電気を食うんですね。再資源化するとすごく役に立つのではないかと考えて私も日々拾って歩くんですが、小学校ではアルミニウムの収集をやっていて多分貢献していると思いますが、ぜひできる小さなところから、捨てていたものから回収して資源小国の日本を資源大国にしていけたらなと私は思っています。

小さなことも積み重ねれば少しは大きくなるのかなという気持ちでいますので、そういう地道な取り組みというか、そういうことを続けて寒河江市らしくやってもらえればいいなと私は思っています。

続いて、10番の市立図書館について教育委員長に伺います。

ことし4月に「寒河江市の教育」が刊行された。その中の46ページを見ると市立図書館の利用状況が掲載されています。平成24年と25年の比較ですが、入館者数だけが1万3,350人の増で、残りの一般図書から貸出者及び冊数に至るまで軒並み減であります。そこで、第1間の入場者数以外は減少傾向にある市立図書館の現況分析について伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 市立図書館の利用状況について、なかんずく貸出冊数が対前年比で減少しているということについてのお尋ねなので、まず利用状況についてお答え申し上げたいと思いますけれども、御案内のとおり市の第5次振興計画でも私どもの教育振興計画でも読書の盛んなまちづくりを重要な基本施策に掲げておるところであります。

公共図書館として生涯学習の中核的な役割を担い、市民のニーズに応えるために、これまで図書の整備ということはもちろんでありますけれども、郷土資料を初めとする各種資料の収集、蔵書検索サービスなどの情報提供、開館日、開館時間の拡大、読書講演会や図書館まつりを初めとする普及事業の積極的な展開を図るなど図書館機能の充実と環境整備に努めてまいりました。また、安全性と利便性を考慮するということから図書館東口や同じ東側に駐車場の整備などを行いまして、誰からも気軽に利用していただける図書館を目指してきたところであります。

おかげさまで、ここ数年入館者数はおおむね増加傾向を示しておりまして、ただいま御質問にもありましたけれども昨年度は11万6,000人余りと過去最高を記録いたしました。また、読書普及事業を初めとするさまざまな取り組みに対しまして、私の口から言うのもなんですが、各種の表彰を受けるなど内外から評価を受けているところであります。

ここまではいいわけですが、御質問の貸出冊数が減少しているということについてでありますけれども、さきの一般図書からという部分はこれらの内訳になっておりますので、この貸出冊数について申し上げたいと思いますが、残念なことに入館者数の増加が貸出冊数に結びついていないと、これはなぜかということをおもひながら考えておるんですけれども、なかなかわからない。

貸出冊数についても、平成24年度までは増加あるいは横ばい傾向にありまして24年、25年の対前年度比の比較だけではなかなか要因分析し切れないうところがございます。ただ、貸出冊数の減少傾向というのは、県立図書館を初め近隣の市町の図書館についても同じような傾向が見られまして、軽々に特定することは難しいわけですが、今の電子書籍の普及、インターネットやスマートフォンなどの電子機器の普及によるライフスタイルの変化や多様化、これらが読書環境の変化に影響を与える、これが貸出冊数の減少に少なからず影響しているのではないかというふうにも考えているところであります。

いずれにしても、今後議員御指摘のような問題意識を十分に踏まえながら分析し検討を行って、的確に対応していかなければならないと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 次に、本市図書館の利用改善及び向上策について伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 改善策といいますか、とりわけ御質問の貸出冊数などの減少傾向、それに社会情勢の変化に伴います図書館への市民の方々のニーズの変化あるいは多様化に対しまして、まずはさらに魅力ある図書館づくり、これには特定分野においてはまずは寒河江図書館だというぐらいに特徴

のある図書館づくりというものがまず必要だと思います。それに図書館が持つ機能、役割の情報発信、読書活動のきっかけとなる取り組み、こういうものが重要になると考えております。

そのためには今ほどお答え申しあげましたが、まずは図書資料の整備充実を図りたい。借りたいあるいは読みたい本をできるだけ備えるということがまずは先決だと思います。それに継続的かつ積極的な自主事業の展開、それと読書グループなど市民の自主的な読書活動や学習活動への支援、さらに本が好きな子供を育てるために学校支援あるいは学校と連携を強化するという。それから現在実施中の乳幼児からの絵本との出会いと親子の触れ合いを支援するブックスタート事業を推進するなど、機会を捉え、これまで以上に読書の普及を図ってまいりたいと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 2点だけ申しあげておきます。

我々寒河江市議会でも佐賀県武雄市ですか、何回も言っているのですが、多分御存じだと思いますが、武雄市は御存じのとおり人口が5万人。あそこの市長は樋渡啓祐といって経産省キャリア出身の市長であります。図書館を蔦屋に任せてたった5万人の人口で図書館に100万人の市民と観光客を呼んで新宿駅の雑踏のごとく殺到しているわけですね。そういうことを、蔦屋さんも来年東北は名取市に同じことをやろうとしています。

多分、いろいろな仕掛けをしているんだと思いますが、そういうことも参考にして、人が来ればいいというものではありませんが、ぜひ図書購入費もこれ以上下がらんようにがんがん頑張ってもらっていて、いろいろな本を購入していただきたいなと思います。

この間総文で高松の学校を視察してきました。私はいつもどこに目が行くかというと本棚にしか目が行きませんので、がらがらしているとがっかりするんですね。やはり、本棚というのはちりの置く場所ではありません。本の置く場所でありますので、びっしり本が立ってもらわないと困ると私は思っていますので、ぜひそこら辺のことも配慮してもらいたいと思います。

そして、最後に人とチンパンジーの違いは何かと、言うのを忘れました。

人とチンパンジーの違いは何かといいますと松沢哲郎さん、アイちゃんの教授であります。松沢教授によれば人には、言えないことをイメージし考える能力がある、未来に思いを馳せ希望を抱いたり失望したりするのはそのせいだと、知識ばかりでなく意識、最後は胆識なんかを充実されての図書館がすごく大切だと私は思っていますので、もちろん人口減少とか超高齢化社会とかいろんな電子機器の普及とか、いろんなマイナスじゃないな、時代の流れがあります。それに逆らってぜひ予算のない中で頑張ってもらいたいなと私は思っています。そこら辺をよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

散 会 午後1時38分

○鴨田俊廣議長 以上をもちまして本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

平成26年第2回定例会
平成26年6月10日（火曜日）第2回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会 会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安孫子和広	病院事務長
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	渡邊拓也	総務 係長

第2回定例会

平成26年6月10日（火） 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開します。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○鴨田俊廣議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成26年6月10日(火)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1 1	市公共事業整備優先順位基準について	(1) 市道米沢郷ノ目線の整備について (2) 運用上の課題について (3) 市民の理解と信頼確立に向けた活用状況について	1 6 番 川 越 孝 男	市 長
1 2	男女共同参画社会の実現に向けて	小・中学校における男女混合名簿の作成について		教育委員長
1 3	私道整備費補助金	認定外道路整備要綱の策定について		市 長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1 4	交付規程の見直しについて 市立病院整備について	先行取得用地の活用について		市 長
1 5	鳥獣被害対策について	(1) 本市の被害の実態と被害額について (2) 鳥獣被害特別措置法と被害対策実施捕獲員制度の創設について	1 4 番 内 藤 明	市 長
1 6	学童保育について	障がい児の受け入れ状況と課題について		市 長
1 7	学校教育について	(1) 学力テスト結果の非開示について (2) トイレの洋式化に伴うウォッシュレット付への検討結果について (3) 障がい児の進路指導について		教育委員長
1 8	福祉行政について	(1) 第6期介護保険計画の策定について (2) 地域包括ケアシステムへの取り組みについて (3) 高齢者の権利擁護の推進について (4) 第6期介護保険計画における介護保険料について	1 7 番 那 須 稔	市 長
1 9	市民との協働のまちづくりについて	(1) クールビズ期間中に半纏を着用し、神輿の祭典をPRすることについて (2) 市が取り組むパブリックコメントの現状と課題について (3) 各種審議会等への市民参加の現状と課題について (4) 市民からの意見聴取にSNSを活用することについて (5) 災害被害把握にSNSを活用することについて	6 番 國 井 輝 明	市 長

川越孝男議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号11番から14番までについて、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 おはようございます。

通告に従い順次質問いたしますので、市長並びに教育委員長にはよろしく願いをしたいと思います。

通告番号11、市公共事業整備優先順位基準について伺います。

市民の要望が強く、生活に密接にかかわる生活道路の改良や側溝、舗装、交通安全施設などの整備の箇所づけがわかりにくかったことから、平成23年4月に寒河江市公共事業整備優先順位基準を策定し、これによって事業化を決定する前に客観的な評価を行い、優先順位と整備時期を明確にすることで効率的な整備を図るとともに、公共事業実施の決定プロセスを透明化することを目的として取り組まれるようになりました。これは、画期的なことであり、評価をするものであります。

しかし、運営上の課題も多くあります。既に見直し、改定もなされています。さらに、市民が理解できる箇所づけをするためには、まだまだ問題があると思います。

基準を策定した目的に沿った運営ができるように、3点についてお伺いをしたいと思います。

1つは、市道米沢郷ノ目線の整備見通しについてであります。

私の記憶によると、市道米沢郷ノ目線の整備については、平成6年3月議会で地元町会長から出された市道編入の陳情が採択されています。その後、地元から再三の要請にもかかわらず、全く進展がありませんでした。10年以上経過したことから、当局にただしますという、道路敷地の一部が土地改良区所有で、了解が得られていないとのことでした。そこで、私は改良区と話し合いをしたところ、無償譲渡はできないが、買収には応ずるとの回答でありました。それで、市道認定については、平成20年6月の議会で議決がされ、平成20年7月4日付で市道米沢郷ノ目線として認定されています。平成21年2月25日、道路敷地として寒河江川土地改良区より2筆、583平方メートルの買収が終わっています。

その買収が終わってから、もう既に5年が経過をしています。市道になって6年、市道編入の陳情が採択されて既に20年経過をする米沢郷ノ目線の整備の見通しについて、どうなっているのかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましては、先ほど川越議員御指摘のとおり、市民の暮らしに密接にかかわる生活道路の改良、さらには側溝などの整備について、平成23年度におきまして市の公共事業整備優先順位基準というものを策定したところであります。御指摘のとおり、できるだけ客観的に、公平に、公正に整備を進めていくための基準というものを設けさせていただいて、新たな事業についてはこの基準に基づき評価をして、整備優先度を判定、審査をして、わかりやすく事業の執行を図っていくという目的で基準を策定したわけであります。この基準というのが、御案内のとおり県内では初めての取り組みでありますし、浜松市の基準がございまして、それを参考にしてつくったところでございます。

御指摘のとおり、まだ23年度からということでもありますから、まだ二、三年の事業経過、執行経過でありますから、さまざまな課題もあって、その都度、運用している過程の中での課題について見直しをさせていただいて、今に至っているということでもあります。

ただ、おっしゃるように、まだまだ今が完成というんですか、完璧……。まあ、完璧というのはありませんが。いろんな課題もまだ抱えている、問題もあるわけでありますので、その都度やっばり検証しながら整備の見直しをしていくということにさせていただきたいというふうにも考えております。

具体的に、簡単に仕組みを申しあげますと、年度末に各町会長さんのほうに要望書の様式、これも見直しをさせていただいて、できるだけわかりやすい要望書をつくらせていただいております。町会長さんのほうから要望をいただいている。そのいただいた要望についてまとめて、市のほうではその内容に基づいて現地調査をして、10月にその公共事業整備優先順位審査会というものを設けて、そこで検討、審査をさせていただいているということでもあります。

その審査会の中では、事業化に向けて取り組むべき要望箇所の優先順位の決定をして、その順位によって予算化していくという流れであります。ただこの予算化については、事業の実施ということになりますけれども、これについては側溝、用悪水路整備を除いて、国の社会資本整備総合交付金というものを活用させていただいている。要するに、財源の当てのあるところを整備していくという形になりますから、その交付決定というのが6月中になっていくんであります。そういったことから、事業化するかしらないかというのは、6月中に各町会長さんのほうに通知を出させていただいているという状況であります。

ですから、お尋ねの市道米沢郷ノ目線については、御案内かと思いますが、審査会においては高い順位、高位判定ということでありましたが、先ほど申しあげましたとおり財源の確保というのがあって、やっぱり要望が多々あるわけでありますから、優先順位の高いところから財源を見ながら事業実施をしていくということになりますから、財源の当てのあるところについて事業化を進めるということとを今月中に各町会長さんのほうに、ことし事業化できるかどうかについては今月中に御通知を申しあげるということになっておるところでありますので、御理解をいただきたい。

ただ、審査会では順位が高かったということは事実でありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○**鴨田俊廣議長** 川越議員。

○**川越孝男議員** 制度の仕組みについての、今、説明がありましたので、それは了解をいたします。

しかし、次、運用上の課題についても通告をしているわけでありますけれども、やっぱり一つはこの制度ができたとき、まだできて3年なんですけれども、できたときに、ずっと過去に要望が出ていて着手されていない案件もいっぱいあるんですけども、全部探るのもなかなか大変だということで、10年さかのぼって一応対象にしたというふうなことなんです。

ところが、今申しあげたように、米沢郷ノ目線などはもう20年も前から出ているやつもあるわけですね。したがって、今の台帳管理になっているものの中には、スタートした時点で10年以上前のやつがもっとあるのではないかというふうに思われるんですね。したがって、そういうふうな部分についてもきちっと把握をしていく必要があるのではないかというふうにと思いますが、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この優先順位基準と申しますのは、基本的には整備が必要な順番を決めていく、公平に決めていく、公正に決めていく、客観的に決めていくということでありますから、そういう要望を出していただくのは地元の町会からということでありますので、地元としてやはり、何年も前に要望したけれども実現しなかったけれども、やっぱり現実的にはこれからも必要だということになれば、そこはぜひ我々も一緒になって地元の皆さんのニーズに応えていくということやはり必要なんだろうというふうに思います。

そういう意味で、地域にとってその事業が必要かどうかということについては、やはり毎年毎年になって大変御労苦もおかけするわけでもありますけれども、そういった意味で事業についての必要性というものを町会の中で御検討いただいてその要望を示していただくということが、まな板に乗っかる手順としてはあるべき方向なのかなというふうに思いますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 時間もありません。通告課題がいっぱいありますので、次の問題をお尋ねしたいと思います。

これは、要望箇所というのは、スタートしたときのそのものだけでなく、毎年出てくるわけですね。今、市長が言われたように、年度末に用紙を渡して各町会から上がってくると。毎年、追加されていくものというふうに思うんです。そうしたときに、点数制、これは事業箇所の規模によって、小さいとか世帯数も少なかったり道路の幅員も狭かったり、交通量も少なかったりというふうになると、おのずから点数は少ないわけですね。いろんな地域の体制などはできておっても、点数にするというふうになると思うんです。そうしたときに、ずっと後まで小さい点数の部分というのが、どんどん後から来た大きいやつがどんどん上に行くという、点数の高位順だけでやっていくという、事業着手の見通しが立たないという心配があるのではないかというふうに思います。

したがって、こういう制度をつくった場合には、要望してからやっぱり何年たったらば、点数は少なくても着手をしていくというような、こういう新たな視点を設ける必要があるのではないかというふうに思うんです。そうしないという、点数だけでやっていくという、ただいま申しあげましたように、規模が小さかったりなんかするといういつまでも置かれるという、逆に不公平を肯定してしまう基準になったのでは困るわけですから、そういう点も今後の課題としてぜひ捉えていただきたいというふうにと思いますが、見解をお聞きいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 公共事業、例えば道路などは昔からそういう課題はあるわけですね。利用者は1世帯しかいないのに、何でこういう道路をつくらなきゃいかんとか、いやこれはやっぱり必要だということもあろうかと思います。川越議員、今御指摘のとおり、県についても同じようなことがあろうかというふうに思います。利用する世帯が多いとやっぱり声も大きくなるので、そこを優先的にしていかなければならぬようになってしまわないか、利用者が1人、2人ということになれば声も小さくて、優先順位が幾らたっても上位に行かなくなるのではないかというような懸念も心配される。我々は、そういうことができるだけないように、先ほど申しましたけれども、ある程度客観的に、あるいは公平に、公正にという視点で取り組ませていただいているところでありますし、御指摘の点なども。ただ、最初から申しあげていますけれども、やっぱり必要な度合いというものを高いものから整備をしていくということでもありますから、悪い言い方をすれば、余り必要性がないものを整備していく、表現が悪いですけどもね、優先順位の高いものを整備していくという観点に、やっぱりこの基準は定めさせていただいておりますので、そういった御心配の点も十分いろいろ配慮をしながら見直しなどの際に検討させていただきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり、そういう点というのは、同じ金を有効に使うという場合には、1,000万円を

1,000人いたところに使うのと、3人いたところに使うのでは、1,000人いたところに使ったほうが効率的だ、効果的だというのはわかります。わかります。しかし、納税者は、市民は同じなんです。1,000人いたところの人も2人きりしかいないところの人も、税負担は同じなんです。したがって、不公平がないようにしていかなければならん。弱肉強食の物の発想になるということ困るので、今、市長言ったように、見直しの際にぜひお願いをしたいと思います。

それから、3つ目の問題でありますけれども、市民の理解と信頼確立に向けた活用状況についてでありますけれども、私も今回、評価表のつづりを見させてもらいました。しかし、あれをただだけでは全体の中のどの位置に、どの順位にあるのかというのは、全くあの資料つづりだけではわかりません。わからない状況なんですね。

この制度では、この基準に基づく評価により整備優先順位を判定し、整備時期の明確化を図り、市民にわかりやすい事業の執行を行うとされているわけでありまして、せっかく審査会をしてあるわけですから、これが客観的に、まさに見た人がどの位置にあるのだからというのがわかるようなことに工夫をしていただきたいということを思うわけでありますけれども、このことについても見解をお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この制度の仕組みは、先ほど申しあげましたとおり、6月中には要望を出していただいた町会長さんに、その審査の結果をお知らせするという形になっているわけであります。

昨年度については、この通知を出したことに對して、大変評価をいただく御意見などもありました。通知をもらったということで、その結果は別にして、もらったということに評価をいただいたところもありましたし、また数件でありますけれども、その評価順位あるいは内容についての問い合わせなどもいただいたところであります。

そういった際には、ある程度評価の順位というんですかね、高い、中ぐらい、低いということなど審査の結果、内容などについても御説明をして御理解をいただいているということでもあります。

いろいろ、議員御指摘のとおり、ほかの例なども参考にできない、寒河江市単独の先を走っている制度でありますから、いろいろ御指摘もあろうかというふうに思いますし、町会長さんあたりからの御意見などもお伺いしながら、さらに制度に対する理解なども深めていきながら、よりよい制度となるように取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

次、通告番号12、男女共同参画社会の実現に向けて。

小中学校における男女混合名簿の作成について伺います。

平成11年6月、男女共同参画社会基本法が公布施行され、その中で男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する重要課題と位置づけられました。山形県においても平成14年7月、山形県男女共同参画推進条例が施行されています。これらの基本法や県条例を受け、国県ともにそれらの実現に向けて具体的な施策が展開されてきました。

本市でもようやく25年度に意識調査を実施し、26年度、今年度から始まる寒河江男女共同参画計画が策定されました。

私は、地元小中学校の入学式や卒業式、保育所の入所式や修了式に参加をして、疑問に思うことが

あります。保育所では男女混成なのに、小学校、中学校になると男子が先で女子が後であります。おかしいと思い、当局にただしたことがあります。回答は、式で合唱などがあり困難であること、さらに児童生徒の在籍名簿が男女別になっているので、入学式とか卒業式だけを男女混成にすることはできないというものでした。

そこで、私は、寒河江市男女共同参画計画が策定された今、来年度から小中学校における男女混合名簿に切りかえの提案をいたします。そして、入学式や卒業式を男女混成で行うことは、児童や生徒にとっても保護者や市民にとっても男女共同参画社会についての生きた学習になるのではないのでしょうか。こういう積み重ねが人々の意識を変え、男女共同参画社会をつくり上げる力になるものと確信をいたしています。

寒河江市男女共同参画計画の基本目標Ⅰ、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成の中で、性別による固定的な役割分担意識と、社会慣行の見直しを行う意識の確立の必要性和推進に当たっては、行政が規範となるよう実践することがうたわれています。教育委員長の英断を期待いたします。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 川越議員から、男女共同参画社会の実現に向けて、その中での小中学校における男女混合名簿の作成についてのお尋ねがございましたので、お答えをいたします。

ただいま議員のほうから質問にありましたように、昨年度3月ですけれども、本市において寒河江市男女共同参画計画というものが作成されました。性別や年齢にとらわれることなく、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の形成が目指されているわけであります。

御指摘のように、男女平等の意識を育むといえますか醸成するといえますか、これは学校教育においても大変大切なことであります。本市の小中学校においても、男女が互いに支え合い高め合うことができるように、さまざまな工夫や配慮がなされておるわけであります。例えば、卑近な例でございすけれども、各学級の男女の人数はできる限りそろえるような配慮とか、あるいは教室での机の並び、これも男女が2人1組になっていることが多いようであります。そういった意味で、現在、基本的にどの教科においても男女共修というようなことを実施しております。

さて、川越議員からの直接的なお尋ねであります小中学校における男女混合名簿を取り入れていく必要があるのではないかという御提言、御質問でありますけれども、確かに現在のところ本市においては、一部を除きまして、小中学校の多くは指導要録や出席簿、健康診断表や児童名簿など男女別としている学校がほとんどであります。これに対しまして、男女混合名簿を導入している学校もございす。例えば、幸生小学校では指導要録の様式が変更になった平成14年度から指導要録などの公簿や健康観察簿、児童名簿などを五十音順での男女混合名簿としております。また、今年度から成績書類や保健関係など、男女別統計というものがなくなるものを除きまして、男女混合名簿とすることはできないか検討に入っている学校もございす。

このように、どのような名簿を使うかは、教育内容や使用する名簿の目的、方法などによりまして各学校がその実態に応じた判断をしております。

議員からの質問にありましたように、昨年度、寒河江市男女共同参画計画が策定されました。ここで示されていますように、学校は次世代で活躍する子供たちへの男女共同参画についての意識教育という点からも大きな役割を担い、その形成に向けた学習や活動の充実を図ることが求められております。ということから、議員の御質問の中で、入学式や卒業式ということのお話もありました。こう

いう場合に、自校の教育活動について男女平等の意識形成を阻害している側面がないかどうかという観点から、改めて振り返ってみることは大切なことであると思います。

教育委員会といたしましては、学校の名簿を使用するかはその目的や教育活動との関連から各学校において適切に判断すべきものというふうに考えておりますけれども、自校の、みずからの学校の教育活動の中に男女平等の意識形成を阻害するような問題点はないか、その問題が名簿に起因している側面がないかということを各学校が確認していく必要があろうと考えております。

つきましては、それぞれの学校で行われている教育活動と名簿との関連などについて改めて確認していただき、それらの学校におきます検討結果、意向等も踏まえた上で、私ども教育委員会としても検討してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 私は、極めてシンプルに、単純に思うんです。保育所では、男も女も関係なしで、入所式も修了式もあいうえお順なりなんなりでやられています。少し物心つく小学校、中学校、もちろん小学校からね。中学校はもちろん一人前なわけでありましてけれども、そこになると男が先、女が後というのが理解できないんですね。まさに、これは慣行、今までやってきたからというだけだと思うんです。

性別は人権問題というふうにも言われています。したがって、物心つく小学校の段階でそういうふうに切りかえるということは、もう話題になります。生徒、児童もなぜそういうふうにした、なぜそれが必要なんであるかというのが、まさに生きた学習だと思います。保護者、何で去年まで男が先で、ことしからは男と女が一緒なのやというふうになったときに、これまた生きた人権学習だと思います。男女共同参画社会をつくる基本的な力になるんだと思います。

学校任せでなくて、この推進に当たっては行政は規範となっているわけでありましてから、学校任せでなくて、やっぱりこの基本計画を寒河江市でつくったわけでありましてから、ぜひ教育委員会の中でも検討していただきたいということを申しあげておきます。

そして、私今回取り上げたのは、やっぱり来年度からするとすれば9月議会や12月議会では遅いというふうに思ったんです。そして、学校現場では入学式や卒業式でそうするにしても、名簿そのものが、卒業証書には番号も振られるんだそうです。したがって、教育委員会でその混合名簿をつくるというふうな方針に転換することによって、こういう問題がスムーズに、もう生きた勉強がやれるように、そして男女共同参画社会に近づく施策だというふうに思いますので、ぜひ検討をしていただきたいということを申しあげておきます。

それから、いろんな方と話をする中で、面倒くさいのよというふうな話がございました。男と女、さっき言ったようにいろんな部分が出てくるわけですからね。しかし、民主主義とか人権を守るというのは、手間暇のかかることなんです。手間暇のかかること、効率的に言えば非効率的な部分なんです。効率だけを追求するというと、上意下達も独裁です。これは、一番簡単なこと。上で決めたことをただ落とすだけ。これでは人権も守れないし、民主主義も守れない。私の持論です。

したがって、効率だけでなく、本当に男女共同参画社会を学校現場からつくり上げていく、教育の中でそういう教育をしていくというのであれば、少々手間はおかかっても、面倒くさくともやっていくという、こういう基本的なスタンスが教育委員会にないとだめだなというふうに思いますので、一言申しあげておきます。このことについても見解をお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 後段、民主主義あるいは人権に対する考え方という点では、私あるいは私ども教育委員会も同じような考えを持っております。

前段、私が答弁で申しあげたかったのは、学校の学習活動あるいは学校行事等も含めてでございますけれども、これは一義的には学校の自立あるいは自主性を尊重したいと、そういうことから私ども行政的な立場で強権的に指導あるいは一方的に指示ということは、できる限り避けたいという基本的なスタンスを持っております。そういうことから、まずは当事者であります学校、ましてや卒業式、入学と非常に大事な行事でもありますので、学校がどのように考えて今実施しておられるのか、今後はどうかというふうなことをまず学校において考えていただきたいという趣旨で申しあげました。そういうことを受けて、十分にお聞きしながら私どもとしても検討してまいりたいという趣旨でございます。以上であります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 私も学校現場とも話もしてきました。そして、校長などは独自にやらせてもらえるんだべかと、やりたいというふうな声も聞いています。しかし、私はぼつぼつでなくて、この男女共同参画社会の実現に向けた寒河江市の計画も策定されているわけでありますから、できればそういう方向性を教育委員会として、後ろを向いているわけにはいかないわけですから、男女共同参画社会を実現するための一つの方策でありますから、方向性を出して投げかけるというふうなことなんかいいのではないかなと。

逆に、これまでそういうことを教育委員会として議論してきたのかもお聞きしたいわけでありますけれども、次の課題もありますので答弁は要りませんが、ぜひ検討をしていただきたいということだけ申しあげておきます。

次に、通告番号13番、私道整備補助金交付規程の見直しについて。

これは、平成24年の12月議会でも質問をしました。仮称認定外道路整備要綱の制定も提案をさせていただきました。これは、もう既に大江町で実施している施策でありますけれども、このことについて再度お尋ねをしたいというふうに思うんです。

現在の車社会になる前、半世紀以上前までは生活道路はどれも道幅が狭く、そこにうちがあり、何代にもわたって生活をしてきておったわけであります。ところが、この車社会になりまして、市道の認定を得て整備をされる。道路事情は一変しました。しかし、平場のほうは市道認定の基準の要綱があるわけでありますけれども、ループ化するとかなんか皆いろいろあるわけでありますけれども、それに合致しない、なかなかそれに当てはまらない道路があるんですね。特に、町の周辺部、山手のほうに行くというと、その道路が山のほうに通ずるとかなんかで、別な道路とループ化にならないという、そこに住宅が張りついているというこういうところがあるわけであります。したがって、都市部で最近住宅の宅地を造成してできた道路、全くの純然たる私道、これらとは本質的に違うのではないかということが、私が提案している、求めている根拠なんです。

大江町などは、やっぱりそういう箇所が、山のほうに皆道路が通じているんだって。だから、町道にはなかなかないと。しかし、その人たちが、皆通る道路に銭を出して整備しなければならないというのはおかしい。寒河江では、そういうふうな部分についても、私道ね、私道の整備の補助が受けられますよと。100万円限度で50%というようなことでありますけれども、これはそういう純然た

る個人の道路の部分と、そういうものは違うのではないかと。

私は、本来的には、一般市道や国道、県道と同じようにすべきだと私は個人的には思います。しかし、一気にそこまでいかないわけでありますから、大江町などでやっているように、当面80%の補助をする。こういう認定外の道路、私道ではなくて公的な土地の道路の改修については、地元の人が錢を出すのが2割でいいというふうにならないかというふうな提案でございますので、ぜひこのことについても再度見解をお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成24年の第4回市議会定例会でありましたが、議員のほうからその私道整備費補助金交付制度の充実という項目の中で質問をいただいて、大江町の制度を例に出されて、法定外公共物である道路についての助成の見直しということで御要望、御質問があつて、私のほうからよりよい補助制度の構築のために研究をさせていただきたい旨の御回答をさせていただきました。

そういったこともありまして、いろいろ調べて調査をさせていただきました。この法定外公共物に対する支援を他の自治体で、大江町の例を出されましたけれども、どういう状況になっているのかということでありますが、まず私道の整備に対する補助制度というのも全部の自治体でやっているわけではないんですね、これね。13市の中では8市やっていますね。この西村山郡の町4つの中では2つやっている。ほかはまだ調べていませんけれども、近隣での町ではそういうことになっています。

法定外公共物に対しても支援をしているというのは、13市の中では寒河江市も含めて3市であります。鶴岡、それからことしから上山という3市になっているようであります。近隣の町では、先ほど御指摘のあった大江町ということになるかというふうに思います。法定外公共物に対する補助についても、先ほど大江町の例を出されましたけれども、大江町は80%、鶴岡市が70%で、残り寒河江市と上山が50%、こういう状況になっているというところでございます。

そういったところで、何を申しあげたいかというのはおのずとあれかと思いますが、ある程度、去年の例などを見ますと、大変法定外公共物を利用されている例も多々あるようであります。去年、おとし、この2カ年で5カ所、私道の整備事業の補助制度を使っていただきましたが、5カ所のうち3カ所については法定外公共物を利用した生活道路ということで実施していただきまして、大変好評を得たというふうに我々は思っているところであります。

補助率についてもこれで我々としては十分だというふうには必ずしも思っておりませんで、ただやっぱりこれまでの経過もあつて、一足飛びに充実をするということにはなかなかいかないかもしれませんが、利用の状況あるいはほかの市の事例なども十分これから参考させていただいて、制度自体、私道の整備も含めて、制度の充実に向けてやっぱり研究していかなきゃなんというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今の私道整備の中で、法定外公共物である道路ね、ここの整備、50%地元負担という関係者負担があるわけでありますけれども、それで何で誰でも通っていい道路に半分も錢出さなきゃならんなねなやということで、まともじゃなくて仕事ができないでいる箇所があるんですね。したがって、ぜひ、あと喜ばれているところもちろんあります。けれども、そういうふうなのであとの人がやりたいとなっても、もうおかしいと言われている、そして悩んでいる箇所があるわけでありますので、ぜひ今後検討をしていただきたいということを申しあげておきます。

次に、通告番号14、市立病院整備について伺います。

私は、寒河江市規模の地方都市における病院経営は公立、民間を問わず厳しい状況にあると思っています。それは、制度的な問題が多く、薬価基準の問題、診療報酬制度の問題、研究医制度、絶対的な医師不足と偏重など制度的な問題が大きいと思うんです。さらに、住民の意識などもあり、1病院だけでは解決できない課題だというふう認識をしています。

寒河江市立病院は、寒河江市西村山郡の中核にある公立病院として地域住民の医療を担うべきであり、今後ともその必要性は強まると私は考えています。

市立病院敷地の北側と東側に、土地開発公社が市立病院拡張整備用地として先行取得しています。さきに議会に示された市行財政改革指針後期アクションプラン取り組み状況の中で、庁内横断のワーキンググループを組織し、26年度中に利活用方針を決定するとなっているわけであります。この土地の活用については、安易に売却し処分するというような結論を出すことなく、市立病院の将来のあるべき姿や市立病院と連携することで経営にプラスになるような、例えば老人向けの福祉施設の誘致などをも含めて、念頭に置きながら慎重に検討すべきというふうに思いますが、市長の見解を伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市立病院につきましては、先ほど川越議員御指摘のとおり、ひとり寒河江市のみならず西村山郡全体の8万6,000住民の医療、福祉の充実強化のためになくてはならない病院だというふうにも、これまで役割を果たしてきましたし、これからもそういう役割を担っていく中核的な病院だというふうに思っているところでございます。

先ほど御質問ありました病院敷地北側及び東側の土地であります、北側市道に面した3,988平米、これについては平成9年9月に、それから敷地隣接の東側の1,833.49平米は平成13年5月にかけて、それぞれ土地開発公社で取得をしたわけであります。いずれも平成7年当時における市立病院第2次拡張整備構想案に基づき買収が進められたものでございますが、御案内のとおり現時点ではこの土地の利活用について具体的には進んでいないという状況でございます。

先ほど来申しあげておりますけれども、市立病院の役割、特にこれから高齢化が、人口は減ってまいりますが高齢化が一段と進むという状況の中であります。そういった意味での市立病院の果たす役割というものを十分に引きわめていかなきゃならないというふうに思っているところでありますし、先ほど御指摘のとおり、高齢化が進むということであれば、そういった関連のさまざまな施設などのニーズも全体として出てくるということになろうかというふうに思います。

御指摘のとおり、土地開発公社が保有する土地の利活用全体について、今年度庁内に発足させた政策研究組織タスクフォースの中で検討を進めるということにしております。もちろん、基本的には市の遊休資産についてその利活用を検討していくというのは当たり前のことだとか、それは、行革上は進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

ことし、御案内のとおり、次期介護事業の計画の策定ということもあるわけであります。御指摘の点などのいろんな施設の整備のあり方なども検討していく必要があるというふうにも考えているところであります。総合的にさまざまな面から検討を重ねて、その土地についての有効活用というものを図っていかねばならないということと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 1つは、病院の脇に土地があるわけですから、保健、福祉、医療、介護など、これ全

部包括的に連携をとってというふうになっているわけですね。なかなか病院の脇にそういう土地があるなんていうのは、これから求めるなんていうのは大変なことだというふうに思うんです。したがって、もちろん第一義的には病院経営の将来を考えなければならないわけでありますけれども、そういうふうな観点でその土地を利活用していくという……。売れば銭が入るからそれは財政的にはあれだかもしれませんが、そうでなくて、やっぱり活用というのは十分検討すべきだと思います。

西川町では、町立病院の脇にケアハイツ西川があります。もちろん、当初は老健センターでしたけれども、今はいろんな事情で特別養護老人ホームになっているようです。そして、状況を聞きました。そうするというと、病院と特老がくっついていることによって、患者や施設を利用する人にとっては絶対有利だということ。絶対有利なの。そばにあるわけですから。病院にとっても、さっき言ったように保健、福祉、医療、介護、皆一体的にしていかなければならないわけですから、周辺にそういうふうなものがあるというふうなことになるれば、距離的には近いというふうなこと、あるいはどういうふうなかかわりで運営するかもあると思いますけれども、病院にとっても行政にとってもメリットはある。デメリットなんていうふうなことはあり得ないと思うというふうなことが言われています。

したがって、ぜひ近隣でそういう状況もあるわけでありますから、いろんな研究をしていただきたいということを申しあげておきます。

それから、この後期アクションプランの中では、このワーキンググループでもって利活用方針を決定するというふうになっているんですね。病院の跡地なども。その何人かの人で決定することはあり得ないというふうに思うんだけど、その辺の考え方ね。やっぱり病院の拡張用地というのは、議会に対しても、当時の計画の中で位置づけをしてやってきているわけでありますから、広く議会や市民の声を聞いてしなければならない課題だというふうに思いますが、その辺の表現がそのワーキンググループで決定するというふうになっているわけですので、その辺の基本的な考え方と、26年度中に結論を出すというふうなことでありますので、そのスケジュールと、この点を教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員御指摘のとおり、もちろんそのワーキンググループで決定をするわけではありません。原案をつくるという意味に御理解をいただきたいというふうに思います。もちろん予算とか議会のほうにお諮りをして決めていただくとということになるかというふうに思いますので、現在これから、今、人選をしているところでありますので、そういったところで秋口あたりにかけて何回か検討会を開いて、年度内に原案をつくっていくという、今のところその大まかなスケジュールしか私は聞いておりませんが、折につけある程度の素案的なものできて、議会の皆さんにもお示しできるような状況になれば、提案する以前の段階でも御意見を伺うという機会もあろうかというふうに思いますので、よろしく願いを申しあげたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 いろいろ4つの課題についてお尋ねをしましたけれども、この議場で全て解決できるというものではないわけでありますので、引き続き日常的な議員活動などを通じながら当局と意見交換をして、よりよい寒河江市政執行ができますように、引き続き当局からも御協力なりをいただきますことをお願い申しあげまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

内藤 明議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号15番から17番までについて、14番内藤 明議員。

○内藤 明議員 おはようございます。

通告番号15、16、17について一般質問を行いたいと思います。

初めに、鳥獣被害対策について市長にお尋ねをいたします。

人命や作物への鳥獣被害は、全国的に大きくなっていると言われております。これは、農業の衰退とともに中山間地が荒廃をし、イノシシや猿などの動物が人々の居住する住宅地まで入り込み、人と動物が生活する緩衝地帯といえますか境界がなくなっていることによると指摘をされております。

本市でも、最近では猿が目撃され、既にイノシシも生息しているというふうに言われます。農作物への有害鳥獣は、そのほかにも熊、カモシカ、ハクビシン、タヌキ、カラス、スズメ、ムクドリなどで、水産業への影響はカワウ、サギなどがいると聞いております。

そこで伺いますが、農作物への被害はさくらんぼを初めかなりの被害があるというふうに思われます。また、中山間地の耕作は、自然豊かな里山を守ることから大変重要なことでありますが、鳥獣被害は農業への意欲を奪い、荒廃へとつながるおそれがあります。

初めに、本市の鳥獣被害の実態と被害額について伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきます平成25年度の鳥獣被害、農作物の被害の実態についてお答えをしたいと思います。

被害面積は、165.4ヘクタールになっております。被害総額は、6,248万円という額になっております。さくらんぼ、リンゴ、ブドウなど果樹が主なものでありまして、果樹がそのうち6,040万円の被害でございます。

全体のうち、鳥類による被害額3,528万円、ムクドリが一番多く被害総額の34%、続いてカラス、スズメというふうな状況であります。獣類の被害額2,720万円、ハクビシンが最も多く被害総額の22%、続いて熊、ネズミ、ウサギなどの順になっているということでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 今、るる細かい点までお答えをいただきましたが、これは表に出ていることでありまして、中には潜在的なものを含めると相当あるんじゃないのかなというふうに思います。

相手は動物でありますから、やっぱり中には諦めてといいますか、全国的に被害の大きいところでは例えば猿などを「お猿様」というふうに言っているそうでありまして、これはお猿様やイノシシ様には勝てないというふうなことで、そうしたことが言われているそうではありますが、そういうことからすると被害額として出てきているものを含めて、潜在的なものもかなりもっとあるんじゃないのかなというふうに、私は気がしております。

そこで、次に鳥獣被害防止特別措置法と被害対策実施捕獲員制度の創設についてお尋ねをしたいというふうに思います。

鳥獣による農林水産等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が制定をされ、市町村は、鳥獣被害の状況に応じ被害防止計画の作成及び被害防止策の実施、その他必要な措置を適切に講ずるよう努めるというふうになされております。

最近では、先ほど申しあげましたように、このイノシシの子供なども目撃されているということからして、被害が大きくなることは時間の問題だというふうにさえも言われているわけですが、そこでお伺いしたいというふうに思いますが、この法に基づく被害対策実施隊と捕獲員制度を設置しておくべきであるというふうに思いますが、市長の所見を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいまの御質問の鳥獣被害防止特別措置法につきましては、平成24年の3月に一部改正する法律が公布をされまして、鳥獣による被害の深刻化と駆除の担い手である狩猟者の減少や高齢化に対応して、鳥獣被害の防止計画やそれに基づく鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対しまして、必要な支援措置を実施するというような内容に改正されたところでございます。

県内におきましては、この鳥獣被害の防止対策を策定しておりますのが、今年の4月時点で19の市町村でございます。そのうち、鳥獣被害対策実施隊を設置しておりますのは8市町村でございます。寒河江市では、今のところ計画あるいは実施隊はつくっておりません。現在、寒河江市におきましては、猟友会の皆さんと鳥獣捕獲の委託契約を結んでいるところであります。そういった意味で、年間を通じて被害報告をいただいて、わな設置あるいは銃器による捕獲を委託契約に基づいていただいているということでもあります。

先ほど御指摘もありましたけれども、温暖化でありましょうか、イノシシなどの北上、さらには猿も見られるというようなところがあるわけであります。幸い、先ほど報告をさせていただいた25年度の被害の額には、イノシシ、猿はございませんでしたけれども、御指摘の点なども大変懸念されるというふうに思います。そういったことから、法に基づく鳥獣被害防止計画の策定というものも十分これから猟友会、関係機関と調整を図りながら進めていかなきゃなんというふうに思っているところであります。

また、実施隊の設置についても、先につくっている自治体の例なども十分参考にさせていただきながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ありがとうございます。

他市の事例などいろいろ検討させていただいてというふうなことでありますが、私もこうしたことについては猟友会の会員の方から御相談を受けているわけでありまして、そうした会の方々も徐々に高齢化しているというような現況がありまして、やっぱりこう制度は設けておくべきではないのかなというふうな指摘でございました。

お金のことを言っただけなんです、尾花沢市の状況なんかを見ますと、大した金額でもないようでありますし、年間の1人当たりのこの捕獲員の手当てといえますか、2,000円ぐらいなんですね。ですから、そうしたことも踏まえてそうした被害に迅速に対応できるような態勢をぜひ早急に検討しておいていただきたいというふうに思います。

次に、学童保育における障がい児の受け入れ状況について市長にお尋ねをしたいと思います。

最近、発達障がいと診断される子供の増加や経済的な状況の変化などで学童保育へ障がいを持っている子供を預けたいと願っている保護者、父母が増加しているというふうに言われております。しかし、障がいを持っている子供は手間がかかるというふうなことや社会の偏見などもあって、放課後の学童保育にはなかなか預けにくいというふうな実態があるようでございます。

そこで、初めに本市の学童保育における障がい児の受け入れの実態についてどのようなになっているのか伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今年度でありますけれども、10カ所の放課後児童クラブの中で、412名の児童の皆さんをお預かりしているわけでありまして、そのうち障がい児については5クラブで、5つのクラブで合わせて9名いらっしゃるということでありまして。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 5クラブで9人というふうなことでありますが、5クラブで9人ということは複数の人数を受け入れしているということがわかるわけでありまして、この5クラブのうち複数人数を受け入れているところは何カ所ですか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 3カ所ですね。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 複数の人数を入れているところをなぜお聞きしましたかといいますと、国の基準がありまして、国の基準というのは障がいを持っている子供を学童保育等で受け入れると国から補助金があるというふうなことで、163万9,000円というふうな補助金があるということで、ただ問題は、問題はというよりも課題だというふうに思いますけれども、1人の障がい児を受け入れてもその金額は変わらず、複数入れても同じ額だということになっておりまして、この学童保育を行っているところでは、受け入れ側ではなかなか複数人数を受け入れることが大変だというふうに言われております。

というのは、人件費が増大することによってなかなか大変だというふうな状況があるというふうに思いますけれども、受け入れ体制をよくするためにはそうしたものに対して、国の基準額に加えて人件費の増額などについて体制の整備を図っていく必要があるのではないのかなというふうに考えておりますが、市長の御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 お答えを申し上げたいと思いますが、御指摘のとおり国の補助制度については、指導員を配置するための経費については、1クラブ当たり一律163万9,000円を加算するということであります。この場合、先ほど御指摘がありましたけれども、障がいを持つ方が複数いれば当然指導するほうも複数要するという事になって、163万9,000円は変わらないということが課題だと、こういう御指摘であります。

国の制度はそういうふうになっているわけでありまして、寒河江市におきましてその障がいの程度、あるいは人員に応じた独自の基準などを設定させていただいております。放課後児童クラブが障がい児を受け入れて、担当の指導員を新たに採用した場合に、障がい児受け入れ加算として委託料に163万9,000円から327万8,000円までの間で加算するというふうになっているところであります。そういった意味で、学童保育における障がい児の受け入れを支援させていただいているということでもあります。

具体的に申し上げますと、特別児童扶養手当2級または療育手帳B受給者程度の障がい児については1人につき2ポイント、それから特別支援学級在籍または医師の診断書がある障がい児については

1人につき1ポイントとして、ポイント数の積算をして、その合計が1から4ポイントまでが163万9,000円、5から7ポイントまでが245万8,000円、8ポイント以上は327万8,000円を加算するというふうなことで支援をさせていただいております。

障がいを持つ子供さんを受け入れるクラブについては、個々の障がいの程度などもあるわけでありますから、それに応じた対応が可能となるような人件費の増額の基準というものを設定しているところでありますので、御指摘のような、国の基準どおりということではなしに、その受け入れを拒む要因というのはないのではないかというふうに考えているところであります。

来年度から、御案内のとおり子ども・子育て支援新制度というのがスタートするわけでありまして、学童保育についてもその中に組み入れられるということになっているところであります。この新制度において、その学童保育の運営経費の積算基準の詳細などは現在検討中、国において検討されているということではありますが、障がい児の受け入れ加算については、ぜひ御指摘のような地域の実情を踏まえて適切に設定できるよう、寒河江市としても全国市長会などを通じて要望をしているところでありますので、その動向について我々も注目をしている、注視をしているところでございます。

○**鴨田俊廣議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 現況についてお聞きをしましたが、先のことはそれはそれでまたいろいろ頑張っていたきたいというふうに思いますけれども、国の基準額にプラスして加算額がポイント制で決定されていくというふうなことでありますけれども、私もこのポイントとそれから加算額についていただきましたのでわかりますが、これ、5から7ポイントになるには少なくとも3人の子供を受け入れないとそこまで上がらないんですね。具体的に、3人を受け入れているクラブはありますか。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 1カ所ございます。

○**鴨田俊廣議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 1カ所、本来は全てのこの受け入れているところに、そうしたものが行き渡るというようなことが望ましいのでありますけれども、これは予算の関係もありますのでなかなかそうはいかないんだろうというふうに私は思いますけれども、ただやっぱり実態として保護者は精神的なそうした負担といいますかがあるわけでありますから、そういうふうなのを設置する側の市でやっぱりそれに対して応えていく必要があるんじゃないのかなというふうに思っているわけであります。

この学童保育の全国連絡協議会の調査によると、こうした障がい児の学童保育に預ける人数というのは、ここ10年で3倍になっているそうであります。それから、受け入れている数も約2.5倍ぐらいになっているというようなことが昨年の調査で出ておりますけれども、特にこのポイントのところで見えますと、特児2級受給で2ポイントなんですね。それから、養育手帳B級で2ポイントで、特別支援学級在学で1ポイントとかこうなっているわけでありますが、それが該当児童の一番高いポイントで積算をするというふうになっていますので、全体を見ますとなかなか5から7までには届かないような状況になっているんじゃないかなというふうに思いますけれども、そういうことがありますので、ぜひ働く側も保護者が、父母が働きやすいような体制をつくることも、これからは必要なんだろうなというふうに思います。

もちろん、これは国の責任があるわけでありますから、国のこの上積みは求めなくてはなりませんけれども、どうしてもそうしたところになかなか目が届かないということであれば、寒河江市のある

べき姿としてそうしたところにも大々的にやっぱり予算を盛ることも必要なのじゃないのかなというふうに考えておりますので、ひとつさらに、制度の改正とあわせて御検討をいただきたいというふうに思っております。

次に、学校教育について……。

○**鴨田俊廣議長** 待ってください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時05分

○**鴨田俊廣議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤議員。

○**内藤 明議員** 続いて、学校教育について教育委員会にお尋ねをしたいと思います。

最初に、学力テスト結果の非開示についてお伺いをいたしますが、全国学力学習状況調査は従来抽出調査で実施されておりましたけれども、現在の安倍政権下におきまして悉皆方式の全数調査となったわけであります。全数調査は、成果としての点数や順位を上げることが求められ、事前学習に時間を費やす学校も少ないというふうに指摘をされております。4月22日に全国一斉に行われた調査の結果の取り扱いについては、「市町村別学校別の公表も可能」と変更をされたわけですが、しかし公表は子供や地域の序列化や過度の競争につながり、子供や学校現場に負担を強いることになりかねません。

過日、マスコミに学力テストの県内の各教育委員会の対応が掲載をされておりましたが、本市教育委員会は非公表というふうにしており、私は先ほど申しあげました視点から、そのような理由から教育的で非常に賢明な配慮だと、判断だというふうに評価をしておるところではありますが、これは本市教育委員会としての公式な見解として受けとめてよいのか伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** 学力テスト結果の公表、非開示についてのお尋ねであります。お答えしたいと思います。

この結果の公表につきましては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、議員から御指摘ございましたように、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが求められております。

このことについて、文科省の実施要領でも次のような配慮事項が定められております。ちょっと羅列するようになりますけれども、申しあげたいと思います。

「単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果を踏まえた今後の改善策も速やかに示すこと」

「平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと」「調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること」「児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること」「学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと」、これが、文科省から実施要領上示さ

れた配慮事項でございます。

御質問の本市教育委員会としてはどうかということですが、以下に述べる次のような理由から学校名を明らかにした公表はしないという方向で考えております。その理由は、学校ごとの平均正答数や平均正答率などを公表することにより、学校の序列化や過度の競争を生じさせることを防ぐため。2番目に、本市の小中学校は学校規模に差異が大きく、数値のみで単純に比較することはできないため。3番目に、小規模校もあり数値を公表することが個人の特定につながるおそれがあるため。以上、3点の理由から、本市教育委員会としては文科省の配慮事項も踏まえ、学校を明らかにした公表は行わないという考えでおります。

ただし、一方と言ったほうがいいのでしょうか、調査結果を本市児童生徒の教育指導の充実や学習状況の改善などに役立てていくということは、大変に重要なことでもありますし必要なことでもありますので、市全体としての調査結果やその分析結果及び改善策等については、お示しする必要があるのではないかとこのように考えております。この点については、どのような公表の仕方が適当であるか、市教育委員会として十分検討してまいります。

なお、昨年度も行っているところですが、それぞれの学校におけるみずからの学校の、自校の結果と課題、改善策等の公表については、従来どおり各学校において行うという考えでおります。

以上、最終的にはテストの結果を受けて公表するという段階で判断することになりますけれども、現時点では、教育委員会としては以上のように考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 委員長の言われること、よくわかりました。従来の問題については、学校で行うことについては、学校のものについては学校で行うということでありますから、それはそれでよいと思います。

また、学習状況等についての状況についていろいろ改善に役立たせるということについては、いろいろ検討なされるというようなことであります。それはそれでよいというふうに思いますけれども、繰り返すことになりますけれども、過度な競争をあおるようなことにならないように、ぜひ努めていただきたいというふうに思いますし、聞くところによりますと、ある県ではその学力調査のために時間を費やしなが、頑張っているというふうに言っているのかどうかわかりませんが、一定の訓練をすると上がるようなシステムなのかどうか私もよくわかりませんが、そういうふうなことをしているというふうに言われます。

しかし、それが本当に子供たちの学力を上げるためになるのかどうかといえば、それは私は甚だ疑問であるというふうに思いますので、学力調査そのものは私は非常に疑問を持っていますけれども、ぜひそうしたことのないよう御配慮をいただきたいというふうに考えております。

次に、3月定例会でお尋ねをした学校のトイレの洋式化に伴うウォシュレット付への検討結果についてお尋ねをしたいというふうに思います。

県内のある学校では、この入学式の前にオリエンテーションというふうなものがあるそうではありますが、その中で、家庭で洋式のトイレの子供さんは、おじいちゃんやおばあちゃんのおうちで和式のトイレがある方については、そこに行って十分練習をしてくるようというふうなことで言われたそうであります。これは、本市の学校のトイレの状況を見れば、本市だってもしかしたらあるのかわからないなと思っております。

ですから、このことは何らそうしたことは、就学前に言うことは何ら不思議なことではないわけ
ありますけれども、そうした生活習慣を身につけさせるということは大変重要なことではありますが、
ただ就学前に子供たちは非常に精神的な負担といいますか、もう大きいというふうに思いますけれど
も、そうしたことをあおると言っちゃなんですが、必要性を認めながらもそういうことが実態として
出てくるといかなものかなというふうに私は考えさせられるわけではありますが、もちろん先ほど言
いましたように、人の生活習慣にとって大変重要なことでありますから、どのようなトイレにも対応
できるようにすることは必要なことでありますけれども、殊にこの就学前はそうした精神的な状況も
大変いろいろありまして、追い詰められるといいますかそういう状況にあるというふうに思いますの
で、できれば避けてほしいなというふうに思っているわけではありますが、そういうことでぜひ
小学校からウォシュレット化などを進めていただければなというふうに思いながらお尋ねをしたとこ
ろでありますけれども、もちろん考え方はいろいろありますので、私もそういうことを指摘して申し
あげるのはいかがでしょうかというふうに思ったんですが、そうした子供たちの、例えば家庭に帰って、いや、
学校のトイレはいいよとこういうふうになって、家庭のトイレも改善されて水洗化率なんかも上がれ
ばなおいいなというふうに思っているいろいろ言わせていただいたわけではありますが、御指摘をさ
せていただいたわけではありますが、そこでその検討結果についてぜひどのような判断をされたのか承
りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 学校のといいますか小中学校のトイレのウォシュレット、何か特定メーカーの
製品というようなことで、私のほうからは温水洗浄便座というような表現を使わせていただきますけ
れども、まずこれも御案内のことですけれども、トイレの洋式化につきましては子供の家庭環境の変
化、それからけがをした場合などに対応するため、各学校の各階男女1カ所をめどに整備を進めてい
るところであります。御案内のとおりであります。

この整備が来年度で完了するという見込みでありますから、今後は各トイレ男女1カ所の設置に向
けて整備を進めていきたいというふうに考えております。

御質問の温水洗浄便座についてでありますけれども、一般世帯への普及率は、内閣府による消費動
向調査によりますと平成24年3月末現在で73.5%というところまでいっております。また、市内の各
学校からもいろいろな家庭環境の子供たちに対応するために、ぜひ温水洗浄便座付の洋式トイレの設
置についてという要望が出されてきたところでもあります。

こういった一般世帯への普及率の上昇や学校の要望等を考慮しまして、今後トイレの洋式化を進め
るに当たっては、お尋ねの温水洗浄便座によりといいますか、温水洗浄便座仕様により設置、整備し
てまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 大変ありがとうございます。

こうした温水洗浄便座ですか。大変失礼いたしました。私はそういうふうな日本語があるのかどう
かわかりませんでしたので製品名で申しあげましたが、失礼をしました。

何か10万円ほど高くなるというふうなお話でしたが、私はそういう意味ではぜひ小学校のほうから、
中学校もありますけれども、この入学時に訓練を要しなくちゃならない小学校のほうからぜひつけて
いただきたいなというふうに思いますけれども、小学校が終わるのにどのぐらいの時間を要するのか、

ちょっとお尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 申しわけありませんけれども、小中別の数字、ここにちょっと持ってきておりませんので、今までのものも含め箇所数等を申しあげますと、今までこのウォシュレットといいますか温水洗浄でないものは、洋式化は88カ所、小学校65、中学校の2カ所、これが既に済んでおります。それで、先ほど申しあげました各トイレそれぞれ1個ということで申しあげますと、合わせて68カ所、小学校39カ所、中学校29カ所、これで洋式化が各階ではなくて、各トイレ1カ所ずつの整備が終わるということになります。

そういう意味で、これからウォシュレット仕様でいくのが小学校39、中学校29と。その後は、今まで単に洋式化されているものについてもウォシュレット仕様に切りかえていくということになりますけれども、そういう意味でまずは小学校39、中学校29を当面の目標にしていきたいと。切りかえ前の段階ですけれども。ちょっと整理された数字ではなくて、申しわけありません。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 つまり、できるだけ早くしてほしいなというふうな願いがあって、どのぐらいかかるんですかというふうに聞いたんですが、それはわかりませんか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 私どもの今までのこれに対する努力といいますか、そういうことから御理解いただきたいと思うんですけれども、私どもも子供たちの基本的な生活習慣にかかわるというものでもございますので、計画的にできるだけ早期にというふうに整備してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 委員長の言うことは、私もわかります。できるだけ速やかに、早くというふうな私も願いを持っているんだけど、どのぐらいかかるのかなと。

全市内の小学校がそうしたものに変わるためには、例えば毎年各学校に1基だけを整備したとしても、小学校だけで結構かかりますよね。ですから、1年間に1カ所ということはないんだろうというふうには思いますけれども、複数の学校に行き渡るようにざっと整備をしていかないとなかなか立ちおくれるんじゃないのかなというふうに思いますので、大きい学校が早くとか小さい学校は遅くとかそういう意味じゃないですよ。そうじゃなくて、やっぱり同じような教育状況の中で生活習慣が身につけられるようなことになるように願っておるわけでありますから、ぜひできるだけ早くこの整備が完了されますことを要望しておきたいというふうに思います。

続いて、障がい児の進路の指導について伺いたいというふうにと思いますが、障がいのある子供の就学問題は、子供を持つ父母や関係者にとって大きな問題であります。文科省は、学校教育法施行令を改正し、2013年9月から障がいのある子供の就学先の決定について、原則として保護者の意向を尊重するようとしたわけでありますが、障がいを持つ子供の就学先の決定方法、特別支援教育の必要性はどのようにして決められるのか、その過程、プロセスを伺いたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 まず、特に小学校に入学する際の就学指導、どのような手続を経て決定されているかということについてお答えを申しあげたいというふうに思います。

まず、学校保健安全法におきまして就学予定児、翌年の2月、新入生ですね。この子供につきましましては、健康診断を行うことがまず義務づけられております。これを受けまして、本市では9月に各小学校において集団での健康診断と知能検査を実施いたします。この健康診断、知能検査において障がいがある、もしくはその疑いがあると判断された場合、または保護者から要請があった場合は精密検査を受けていただくように保護者をお願いをすることになります。

その後、ただいまの健康診断や知能検査の結果、その後の精密検査の結果、保護者の意向などを踏まえて、寒河江市障害児就学指導委員会にこの子供の就学について諮問をいたします。この市の就学指導委員会は、学校教育法の施行令に基づいて設置されるものでありますけれども、精神科専門医師や保健師さん、特別支援学級設置校の校長先生、担任の先生などで構成されております。ここで、専門的な観点から小学校の通常学級に在籍して配慮した指導を行うのがいいのか、小学校の特別支援学級に就学するのがいいのか、あるいは特別支援学校がよいのかということについて判定をしていただくことになります。

冒頭申しあげました9月の健康診断前にも、幼稚園や保育所、保健師または保護者の方々から就学予定児の就学先についての情報や相談が教育委員会に寄せられる場合もありますけれども、このような場合にもこれらの情報をもとに、市の就学指導委員会で御検討いただくということになります。

この就学指導委員会において、特別支援学級または特別支援学校への就学が適当というふうに判定された場合は、保護者との面談を行い保護者の同意を得た上で、最終的な就学先を決定します。この際、保護者や当該就学予定児の状況等によっては、就学指導委員会の判定と異なる就学先を検討せざるを得ない場合もあります。そのような場合にあっても、就学先の学校と十分協議を行うとともに、学校関係者も交えて保護者と話し合い、子供にとって最もよいといえますか、適正な就学となるように努めているところであります。以上です。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 市の就学指導委員会に諮問されるというふうなことでありますけれども、そこに保護者の意向というのは反映されるのかどうか端的にお尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 答弁にも申しあげたところでありますが、その段階段階において保護者の方からは十分にお聞きしながらといいますか進めておりますので、またそれを反映させるという意味でも十分留意しておるということでもあります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 つまり施行令が改正されたとおり、保護者の意向は尊重するというふうに理解してよろしいわけですね。

○鴨田俊・議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 そのとおりであります。理解していただいて結構です。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 それでは、例えば普通学級を選択した場合に、就学前に担任となられる先生方と、あるいは打ち合わせ等がいろいろ、協議なんかもあるかもしれません。そうしたときに、学校長やあるいは教頭先生なんかはそうしたところと一緒に入られるのかどうか、その点をあわせて伺いたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 実際の経験を持って、プロであります教育長をもって答弁をいたさせます。

○鴨田俊廣議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 じゃあ、お答えをいたします。

子供の就学というのは、保護者にとっては大変大きな問題でありまして、私たちも教育委員会、私も学校現場におりましたときに、子供にとって何が一番いいのかと、どういう配慮をすることが必要なのかという観点から、吟味をして、親にも説明をし、親の意向も受けながら、子供がこの学校で学んだときにどういう条件のどういう学びをすることがその子供の成長、発達にとって大事なのか、社会参加と自立を得るための指導のあり方について、親と共通理解をしながらしていくわけであります。

当然、そのことは管理職としては大事な仕事でありますので、保護者の面談も含めて、就学前については教育委員会が前面に出ますけれども、学校に入ってからでは学校長が中心となって、担任も含めて、子供の将来のことについては十分話し合いを進めながら進めているというのが現状であります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 なぜそういうことを申しあげましたかということ、つまりそうした障がい児を担当なさる先生は、非常に負担があるというふうには私は思うんですね。したがって、学校全体でそうした障がいを持つ子供を見るんだというふうなスタンスが必要ではないのかなというふうに思ったものですから、お聞きをしたわけであります。

次に、そうした子供たちが、その障がいを持った子供が今度は中学校に入る際には、どういうふうになされるのか。それもあわせてお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 小学校から中学に進学する際の件でございますけれども、それに直に触れる前に、各学校では入学後も毎年、校内就学指導委員会というのが各学校に組織されておりまして、児童の実態に応じた適切な指導や在籍についての検討が繰り返しなされております。

具体的に申し上げますと、この指導委員会の中では、通常学級の中に新たに特別な配慮を必要とする児童がいないか、現在特別支援学級に在籍している児童についても、次年度もこの現状の在籍でいいのか、あるいは次年度からは特別支援学校での指導を検討すべきではないか、また逆に、これまでは特別支援学級に在籍していた者も次年度からは通常の学級で適応できるのではないかとといったような判断が、毎年繰り返しなされております。

このような学校での判断は、先ほど来申しあげています市の就学指導委員会にも伝えられまして、児童の実態に応じた適正な指導となるよう、継続して判断しているところであります。

直接にお尋ねの中学校に進学する際のお話ですけれども、ただいま申しあげましたような経過を経て、特別支援学級に在籍する当該児童が6年生になった場合、その年度の校内就学指導委員会での判断を経て、市の就学指導委員会において中学進学にかかわります就学先の判定をしていただくということになります。

その後、保護者との面談等を行い、保護者の同意を得た上で最終的な就学先を決定するという運びになります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 それでは、最後に、例えば通常学級で学んだ子供も、あるいは特別支援学級で学んだ

子供も卒業時のそれぞれの進路を決めなければならないというふうに思うんですね。例えば、養護学校の高等部であるとか、または別な道を選んだりする子供もいるというふうに思いますけれども、例えば普通高校で得られるものあるいは養護学校で得られるもの、さまざまそれはあるというふうに思いますので、子供の実態に合わせて、保護者の意向なども踏まえながら決定されるものだというふうに思いますけれども、学校現場ではその障がいを持つ子供たちの進路指導についてはどのように行われているのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいまの中学校卒業時からの進路指導といえますか、就学先の決定についてでありますけれども、各学校におきましてはまず管理職、校長、教頭ですね、の指導のもと、特別支援学級の担任の先生が中心となって、当然のことながら保護者の意向、考え方も十分踏まえながら行っております。そこでは、就学先をどうするかということはもちろんでありますけれども、その生徒の将来的な就労といえますか、将来をも踏まえた進路相談、進路指導というふうなものが行われております。

このような進路相談の結果を踏まえまして、多くの生徒は障がいに応じた進学先として特別支援学校の高等部を受験して進学しております。具体的には、県立村山特別支援学校高等部、県立楯岡特別支援学校高等部、県立上山高等養護学校、県立山形養護学校高等部などが進学先というふうに考えられておりますし、現にそうなおる例が多うございます。また、平成27年度から御案内のとおり大江町の旧三郷小学校に中等部と高等部を持つ県立楯岡特別支援学校大江校が開設されますので、この高等部に進学するというような選択肢といえますか、生徒も出てくるかと思えます。

もちろん、生徒の実態によりましては、通常の県立や私立の高校というふうなことももちろん可能でありますけれども、いかなる場合にあって、あくまでも生徒の将来を見据えた、本人にとって最もふさわしい、ふさわしいという語弊がありますかね、適切な進学先を慎重に検討することが大切でありますし、現にそのように努めているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そうですね。やっぱり障がいを持っている子供にとって、将来どういう道が一番いいのかというのが一番先に来る問題だというふうに私も思いますけれども、ただ先ほども答弁されました特別支援学校の高等部にしても、養護学校にしても、高等部にしても、どのような道を選択するにしても、障がいを持っている子供の親には非常に情報量が少ないんですね。いろんな面でですね。そういう面では、学校にいる担任の先生であるとか学校長であるとか、そうした方々が一番情報量が多いわけですから、具体的にその時期を迎える前にいろんな情報交換をしていただきたいなというふうに思っているわけでありまして、ぜひそのことをお願いして、御見解があれば承りたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 そのように努めてまいりたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 以上で、時間も参りましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

那須 稔議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号18番について、17番那須 稔議員。

○那須 稔議員 私は、新清・公明クラブの一員として通告をしてある件に関心を持っている市民を代表し質問をさせていただきますので、市長の見解をお伺いいたします。

通告番号18番、福祉行政について伺います。特に、介護などへの取り組みについてということについて質問をさせていただきます。

これ、人口に占める65歳以上の割合、要するに高齢化率といいますけれども、2013年で全国平均で24%を超えております。また、11年後の2025年にはこの高齢化率がピークを迎えます。2025年には、全国平均でこの高齢化率が30%に達するとこのように予想されております。これを2025年問題とこのように言われているわけであります。

本市においても団塊世代が定年退職を迎えるなど、そしてまた高齢者のますますの増加に伴いまして、2013年現在での高齢化率が26.2%と、4人に1人が高齢者となるようになってまいりました。

当然、2025年には高齢化率のピークを迎えますので、3人に1人が高齢者となるというような、高齢者社会が予想されています。平成12年にスタートしました社会全体で高齢者の介護を支える仕組みということで、介護保険制度がスタートしまして、ことしで15年目を迎えます。大変、今後大変な少子高齢化社会を迎える中で、その老後、安心を支える介護基盤の整備、これをどういうふうの実現していくのかというような課題が、私、山積みになっているのではないかと思います。本市においても介護保険制度を支える計画として、介護保険事業計画として3年ごとの計画ということで、現在進行しております第5期の介護保険事業計画がことしで終わります。来年の平成27年から平成29年までの第6次計画が始まるわけでありますけれども、今後第6期の介護保険事業計画を策定しなければならない、こういう状況になるのではないかなと思います。

そういう意味で、今回の6期の介護保険事業計画でありますけれども、厚生労働省でも将来の状況をにらんだ施策の展望を取り入れるということで、2025年に向けたスタートの計画とこのように位置づけているようです。それらを踏まえながら、何点か質問をさせていただきたいと思います。

第1番の質問といたしまして、今後策定される第6期の介護保険事業計画の策定でありますけれども、現在第5期が進行しております。それで、第5期については平成24年と25年ということで、2カ年間にわたりまして既に実施済みでございますので、その辺の第5期についての評価、当然次期計画を作成するに当たりましては今の第5期の保険事業計画に対しての評価というものが大変重要なところではないかなと思いますので、その辺、後期計画の評価についてどのように評価をされているのかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 介護保険事業計画の実施状況はどうかということですが、毎年5月に介護保険の運営協議会を開催させていただいておりますが、この事業計画に見込んだ要介護度別の認定者数、さらにはサービス種類別の給付額に対する実績などを比較しながら、各年度ごとの進捗状況を運営協議会の委員の皆さんに御報告させていただいているところであります。

25年度の状況については、デイサービスさらにはショートステイ、グループホームなどの利用が増加をいたしまして、介護保険給付費が計画を上回る状況になっているところでありますけれども、24

年度と25年度トータルでは計画を下回っている状況でありますので、総じて順調に推移しているのではないかというふうに思っているところであります。

ただ、26年度、まだ二月でありますから、今後もあるということであります。そういう意味で、第5期の事業計画全体の評価については、今後第6期介護保険事業計画策定に向けて保健、医療、福祉の各専門分野や介護保険被保険者などから構成をされます寒河江市高齢社会支援計画検討委員会を開催してまいることになっておりますので、その委員会の中において全体的な評価をさせていただくという計画でいるところでございます。

○**鴨田俊廣議長** 那須議員。

○**那須 稔議員** 第5期の評価については、今後、要するに計画検討委員会を立ち上げながら、その中でそれぞれ評価をしていくという話がありました。これ、第5期をつくる際にもそういう形で当然評価をしてきたわけでありますけれども、今の状況的には要するに介護保険運営協議会というものがあって、その中では要するに金銭的な面でどのくらいオーバーするかということで、協議をして評価を出しているんですけども、当然計画の中にも年に1回進捗状況等点検をしながら評価をしていくということでしょうか。うたっていますので当然かと思えますけれども、そのほかにも当然、これは介護運営協議会のほかにも地域包括支援センターの運営協議会、それらについては具体的な事業の今度は評価になってくると思いますが、その辺を含めながら全体的に介護について評価をしていくということが、第6期に向けてのやっぱりこれ、評価を次の計画のほうに入れるということは大変重要なことだと思いますから、その辺についてこの第6期のほうでその計画を誤りなく計画に入れるためにも、その辺を含めながら今後、計画検討委員会のほうで計画をしていっていただきたいと要望をさせていただきますと思います。

それで、評価総括ということなども非常にこれは大事なところなんですけれども、要するに市民の方がどういう形で、ニーズといいますか、今の介護に対してどういう形で要望などを持っているのかなということで、これ、たしか5期計画からスタートをしていると思えますけれども、日常生活圏のニーズ調査、これを5期の計画からやったというようなことでありました。それで、5期の場合是一般高齢者とそれから介護認定者、それぞれ550というようなことで調査をやられて、要するに回収率なども67.6%というような回収率だったんですけども、6期についてももう既にニーズ調査をやられているというような話を聞きますけれども、この調査状況、要するに市民の皆様方からのニーズ調査等々について集計結果からどのような分析をされるのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 日常生活圏域ニーズ調査につきましては、次期の第6期の介護保険事業計画策定に向けて高齢者の生活状況を把握し、介護等の生活支援ニーズを把握するという目的で、65歳以上の市民の皆さん1,200名を対象にして、ことし4月末から5月中旬にかけて郵送の方式で調査を実施させていただいたところであります。

現在、回収された調査票の集計作業を行っている状況であります。回収率、大体70%ぐらいになっているようであります。

ニーズ調査の質問項目については、厚生労働省で統一して定めた項目、健康状態とか生活状況に関する問いが大半であるわけでありますけれども、より具体的な市民のニーズ、さらには考えを把握するというので、寒河江市独自の質問項目、高齢者施策あるいは認知症対策について独自の項目も設

けさせていただいております。

市民の皆さんから回答をいただいた内容については、我々のほうとしては今しっかりと分析をして計画に反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これ、先ほど5期のほうも言いましたけれども、今回は1,200というようなことで配付されて調査をやられたということでもありますけれども、たしか5期のときにも市独自の調査項目を市民の方に投げかけながら調査をされたということでありましたけれども、非常にニーズ調査というのは大事なところで、市民の皆様方がどういうふうな形で介護に対しての考え、意見、そしてこれからやっぱり介護について、お世話になるわけでもありますので、どういうものが必要かなということ非常に大事な調査でもありますので、特にこの市独自のところ、これは厚生労働省で一辺倒的な要するに調査もしていますけれども、市独自のところというのは大事なところで、その辺のところの分析をしていただきながら、この6期のほうの介護計画のほうに反映をしていただきたいと思います。

それで、聞くところによりますと、今回6期については全体のニーズ調査について国のほうに一旦報告をして、フィードバックするというふうなことも聞いているんですけれども、これ時期的にこれからまとめて国のほうにその報告をして、それをフィードバックして、要するに今回の介護について「見える化」というふうなことで、要するに状況、全国の介護状況がどうなっているかということで、見えるというふうなことでの一つの方策ということで国が進めているわけでもありますけれども、その辺は次の介護保険計画、6期の介護保険計画のほうに間に合わない、当然このフィードバックされた資料などについても利用できなくなる可能性がありますから、やっぱりその辺はひとつ国県と連携をとっていただいて、早期にフィードバックして、計画が次の6期のほうにも反映できるような形でひとつ生かしていただくように要望させていただきたいと思います。

それで、第6期計画でありますけれども、先ほど市長のほうからは計画検討委員会を立ち上げてそれぞれ作成していくというようなことがありましたけれども、これ実際的にスケジュール、今の段階で日常生活ニーズ調査が始まって、集計はやってませんけれども、大体回収は終わったという段階でありますけれども、今後どういう形でそのスケジュールを組んでいくのか。

当然、最終的には先ほどあった計画検討委員会の立ち上げとか、最終的にはパブリックコメントをして要するに成案という形になってくると思いますけれども、その辺のところというのはどういうふうな形を考えているのか、そのスケジュールについてお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ニーズ調査、集計させていただいているわけでもありますので、9月末ごろまでにこの集計、分析を行って、その後に申しあげました高齢社会支援計画検討委員会を開催させていただくというふうになっているところであります。

この検討委員会では、先ほど申しあげましたけれども、第5期、現在の計画を評価・検証するとともに、そのニーズ調査をもとにして6期計画期間のサービス給付見込み料、施設整備計画、保険料の額の検討というものをさせていただいて、来年1月末ごろまでに計画の素案をまとめさせていただく予定であります。2月の議会のほうに御説明をさせていただき、またパブリックコメントの実施をして、3月に策定をするという予定になっているところであります。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時ちょうどいたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 7 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須議員。

○那須 稔議員 第 6 期計画のスケジュールということで、答弁がありました。これは、市長が言われた今のスケジュールでありますけれども、大体これは 5 期計画と同じようなパターンでスケジュールをやられるのではないかなと思っております。5 期のほうでも、10 月から第 1 回検討委員会を立ち上げられて、10 月、12 月、2 月というぐあいにそれぞれ素案づくりをやられたということで、大体このような予定に今回も考えていらっしゃるのではないかなと思っております。

それで、これは 5 期計画のほうでも当然こういう形で専門的な介護関係とか、あるいは医療とかあるいは公募された方々によって、それぞれ計画検討委員会を立ち上げられて、高齢者の福祉とかあるいは介護保険制度について、当然いろんな角度から意見が出されて、そしてこのニーズ調査なども含めながら、市民の声を含めながら反映してつくられたとこのように認識をしておりますけれども、当然ニーズ調査した結果というのは、全部これ要するに 5 期の計画のほうにも反映されなかったということもあるし、当然今回も、6 期のほうにもニーズ調査した結果については全部反映されるわけではないと私、思っております。

それともう一つは、第 6 期計画については、先ほど申しあげましたけれども、2025 年に向けての地域包括ケアシステムというようなシステムがスタートする時期でもあると。そして、また 6 期計画については、その計画が盛り込まれるのではないかと思いますけれども、その辺について、介護保険の計画策定について介護保険の法律では地域懇談会とか市民の声をじかに聞くというのほうはたっておりませんけれども、私もそういう意味では大事な計画というところで、今回の第 6 期のこの計画については地域懇談会を開催しながら市民の理解を得るということが大事なことでないかなと思いますけれども、こうなりますと先ほど言ったように、計画的に若干前倒しをしながらその計画の中に入れることも出てくるのではないかなと思いますので、その地域懇談会についての開催についてどのような考えをお持ちなのか、御見解をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 地域の懇談会については、広く市民の御意見を伺って市政運営に対する理解をいただくということで、大変意義のあるものだというふう認識をしているところでありますし、介護保険事業計画についてもサービスの提供だけでなく、それに伴う保険料の負担とバランスをとるということも必要でありますので、実際にサービスを利用し、保険料等の負担をされる方あるいは御家族の方の御意見を十分踏まえていくと、その上で策定をするということが必要だというふうに思っているところであります。

ただ、今回、先ほどスケジュールをお示しさせていただきましたが、国のほうで定める介護サービスの基準報酬単価というのは、これまでの例でいえば 1 月に示されてくるというようなところであります。それが示されないと、それ以降でないと、介護保険料というものが決定できないという事情があるわけであります。

そういうスケジュールからすると、なかなか、先ほどスケジュールをお話ししましたけれども、そ

ういうスケジュールでないとなかなか難しいのではないかというふうに思います。ニーズ調査結果などを十分踏まえていくということで素案をつくらせていただいて、市民の皆さんには素案がまとまった段階でパブリックコメントという形でいろいろ御意見をいただくということにして、年度内の策定ということにする必要があるというふうに理解をしているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 今、市長のほうからはスケジュール的に非常に厳しいという話が出てまいりましたけれども、これは国のほうでの要するに単価が決まってくるのが1月ということで、前回のこれらの資料などを見せてもらいますと、2月の2日に最終素案ができ上がっているんですね。

それで、要するに地域懇談会を開くとなりますと、大体想定的には1カ月ぐらい私はかかるんではないかなと思っております。ですから、そうしますと2月2日の部分を若干前のほうに持ってくる。国のほうで示すのは大体1月、どの時期かわかりませんが、早い時期、要するに1月中に示されるならば、その前の段階で保険料についても決めていただいて、その中でやっぱり決めていく。

前回も、2月2日でありますけれども、実際に2月と3月の時期があるわけですから、若干的な面で1カ月ぐらいの私は余裕がとれるのではないかとこのように考えますけれども、実際的には内容の中で10月、12月、2月ということでそれぞれ検討委員会をやられておりますけれども、その辺のところでもちょっと前倒し、若干の前倒しをすることによって、地域懇談会を開催すると、市民の意見も聞くということなども私は必要ではないかとこのように思いますので、パブコメも大事なんですけども、やっぱり市民の理解を得るための懇談会、これ大事なところですよ。

要するに、特に今回の介護保険については、新たに地域包括ケアシステムも始動するわけですから、その辺の市民の理解を深めるためにも、ぜひともこれ、地域懇談会を開いていただきたい。やっぱり、これは1月末に決まったとしても、2月、3月ありますので、その辺のところでも期間的にうまく時間を都合させていただいて、その地域懇談会を開催するというのが私は望ましいかと思っておりますけれども、再度その辺について市長から見解をお伺いしたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど来申しあげておりますが、スケジュール的には大変厳しい状況になろうかというふうに思いますが、その辺のところ、那須議員の御提案でもありますので、スケジュールについて再度検討させていただいて、できるだけ市民の皆さんの声が反映できるような計画をつくっていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 ぜひ、地域懇談会については開催をして取り組んでいただくということで、御検討していただきたいと思っております。

それで、6期計画の策定に当たりまして、当然これは5期計画の要するに反省のもとで、あるいは総括して評価しながら、当然6期計画をつくられると思っておりますけれども、その中で2点ほどお伺いをしたいと思います。

1つは、特別養護老人ホームの件です。

特老については、これたしか4期計画のほうで利用者の増加に伴うということで、増床を4期計画のほうに盛り込みました。5期計画のほうでは、特老の増床等についてはたしか計画のほうに入っていないということもあります。そんなところで、今現在、特老等の入所待機者、これ非常に増加

をしているのではないかなと思いますけれども、その辺について6期計画のほうで特老についての増床計画等についてどういうふうに考えるのか、どのような考えをお持ちなのか伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在の5期の計画では、計画期間の開始当初、平成24年の4月に特養しらいわで30床の増床が予定されておりましたので、その分の増床を掲載している、計画に盛り込んでいるというところではありますが、御案内のとおり特養への入所の必要性が特に高い要介護4、5の認定を受けて、在宅で入所を待機されている方、この数はある程度、ふえてはおりませんが減少もしておらないという状況であります。さらに、今後75歳以上の方もふえてくるというような状況がありますので、それに伴って待機者の方もふえてくるということが予想されます。

そういう意味で、次期の第6期の計画においては、特別養護老人ホームを含めた施設入所の増床の必要性というものを強く認識しているところでございます。

特別養護老人ホームの増床については、施設整備を所管する県の担当部局との調整を行う必要があるわけでありまして、調整を行った上で、先ほど来申しあげております検討委員会のほうの中で十分御議論をいただき、検討していただくということになろうかというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 わかりました。検討するということでありまして、特に4期計画、たしかしらいわの特老については24年の4月オープンということで、たしか4期計画のほうで計画をされて建てられたという認識をしております。そういう意味ではやっぱり6期計画、これ先ほどあったように、要するに介護認定者4、5の方、24年、25年というような形で見てみますと、今言ったように、市長からもありましたが、横ばい程度もあるんですけども減っていないという現象があるわけでありまして、やっぱりその辺は特老等の利用者についても今後増床する可能性が十分に考えられますので、ひとつ特老について計画に入れて取り組んでいただきたいなとこのように思っているところです。

それと、もう一つについては地域密着型サービスで小規模多機能型居宅施設、これについては小規模多機能ということで身近な地域の中でさまざまな介護サービスが受けられるということで、非常に利用する方々にとってはメリットが大きいと、このように言われている施設であります。

それで、3期計画のほうでは1施設、それから4期計画で1施設ということで、市内のほうに2つの施設が今あるわけでありまして、状況的には非常に好評を得ているのではないかなとこのようにことを思いますけれども、これからの拠点整備としてやっぱり、小規模多機能居宅施設の増設、整備ということが、非常に私、望まれるのではないかとこのように思いますけれども、第6期計画の中でこの小規模多機能居宅施設の増設整備についてどういうふうに考えるのか、そのお考えをお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この小規模多機能型居宅介護施設と申しますのは、利用登録した高齢者の方が状況に応じて施設へ通所したり、あるいは施設職員が自宅に訪問したり、また施設に宿泊をしたりというような多様な利用が可能な施設でありまして、高齢者の在宅生活を支援していく上ではとても評判のいい施設であろうかというふうに思っているところであります。

現在、市内には2カ所あるわけでありまして。どちらの施設も利用登録者は定員25名であります、

若干のあきが出ている程度というような状況であるようであります。この件についても、先ほど来申しあげておりますとおり利用の状況、それから将来の、3年後までのニーズの状況などを踏まえた上で、委員会の中で検討していただくということで考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 特に、小規模多機能につきましては、市内のほうにもデイサービスとかショートとかホームヘルプサービスがありますけれども、その一連のものとしてやっぱりサービスが受けられるというのは、これは小規模多機能なんですね。

それで、小規模多機能の場合は、ホームヘルプサービスがありまして、そのホームヘルプ、要するに訪問看護です。訪問看護の中で、要するに利用者の方々を訪問しながら、その家族に合ったサービス、本人に合ったサービスができるということで、非常に使い勝手がいいという小規模多機能だと言われておりますから、その辺について市長のほうからは検討委員会で増設についても検討するという話がありましたので、ぜひこれ検討していただいて、計画の中に入れていただくように強く要望させていただきますと思います。

それから、次、2点目の質問でありますけれども、地域包括ケアシステムという取り組みです。この地域包括ケアシステムについては、たしか5期計画のほうにも考えがあったんじゃないかと思えます。具体的な計画までには至らなかったんですけれども、これは考えがあったと私は認識しております。それで、こういう形で地域包括ケアシステムが始動したというのは、先ほど申しあげましたけれども65歳以上の高齢者、これが2025年にピークになるということと、高齢化はますます進んで、認知高齢者あるいは65歳以上の単身世帯、そして夫婦のみの世帯というのが非常に増加するということから、地域で暮らしていくためには非常にこの生活支援サービス、住まいとかのそういうものが必要になってくると。

当然、これは家族の介護の支援とかあるいは本人の意向、あるいは生活実態に合わせて切れ目なく継続的に提供すると、これがまず必要であるということだと私は思います。

いま一つは、そのためには地域のほうで何をするかということ、医療とそれから介護と予防と住まいと、それから生活支援サービス、これを切れ目なく提供するシステムを構築するということで、厚生労働省のほうでは地域包括ケアシステム、これを要するに6期計画のほうの立ち上げということで示されているんじゃないかなと思いますので、その辺は寒河江市としても今回の第6期計画のほうにこの地域包括ケアシステム、どういう形で入ってくるのか、その辺まず1点お聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 那須議員御指摘のとおり、国のほうではこの団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとに、可能な限り住みなれた地域の中で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていかれるようにということで、先ほど御指摘ありました住まい、医療、介護、予防、生活支援などについて一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していこうということであるわけであります。

市町村においても、この2025年というものを一つの目標に設定しながら、3年ごとの計画の策定、実施を通じて地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築をしていかなければならないというふうに考えているところであります。

寒河江市におきましては、高齢者が地域の実情に応じて可能な限り、先ほどありました、その人ら

しい生活が継続できるように、高齢者個人に対する支援の充実はもちろんでありますけれども、介護保険による公的サービス、さらにはボランティアなどの介護保険制度以外の多様なサービスを本人が活用できるように、包括的に継続的に支援していくようにしていきたいというふうに考えているところであります。

また、個別のそれぞれの課題解決を図る地域ケア会議などについても充実を図っていきながら、自立支援、介護予防のさらなる取り組みについて第6期の介護保険事業計画の中で鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 那須議員。

○**那須 稔議員** 市長のほうからは、それぞれ第6期のほうにこの地域包括ケアシステムを取り入れて、取り組んでいくという話がありました。それで、課題等の話もありましたけれども、私は今回この地域包括ケアシステムの課題というものが、これ24時間対応というのが非常に大きな課題ではないのかと。これは、まだ寒河江市のほうでは実施していませんけれども、定期巡回・随時対応型訪問介護看護といいますか、要するに24時間体制の中でそれぞれ取り組んでいく。たしか5期計画のニーズ調査の際にもこれが示されて、市民の皆様方からの数値の中で12.5%、ですから1割強の方々が必要だと認識しているということで、この第5期のほうのニーズ調査には出ていますけれども、その辺は非常に、24時間365日必要なサービスをタイミングよく提供していくと。

これ、非常に、要するにいいサービスなんですけれども、全国的なものを見ますと、業者のほうになかなか参入が難しいというような状況もあるわけでありましてけれども、ぜひこれ第6期のほうに入れていただいて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、その辺についても実施するようにぜひともお願いしたいと思いますけれども、その辺の考え方、お聞きをしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これから、実際、何回も申しあげていますとおり、これから検討していくということでもありますから、ただやっぱり現状のいろいろな課題については真摯に受けとめながら、その解決に向かっていろんな方策を考えていくということは基本でありますので、御指摘の点なども踏まえて、これから鋭意検討していく必要があるというふうに認識をしております。

○**鴨田俊廣議長** 那須議員。

○**那須 稔議員** これ、ぜひとも第6期のほうに入れていただいて、ひとつ対応していただきたいなどこのように要望をしますけれども、よろしく願いをしたいと思います。

それで、先ほど市長からもありました地域ケア会議ですね。これは、要するに第三者専門的な視点で、介護の質を向上することを目的に設置されるというような会議でありますけれども、これ2つの会議があって、要するに個別のケースを検討して課題を分析して、それを積み重ねて、要するにそれぞれいろいろな政策等に反映していくというような形での地域ケア個別会議と、それからいま一つは地域づくり、それから市の政策形成といいますか、そういうものにつなげていく地域ケア推進会議と2つの会議がありますけれども、非常にこれは会議の構成などもそれぞれ示されてはいますけれども、今回6期のほうに、これ市長のほうから先ほどあったように取り組んでいくと話がありましたが、それはぜひとも会議、取り組んでいただいて、要するに地域の中で課題解決をするというのは非常に大事なところで、その辺についての取り組みというのはやっぱり地域の問題を積み上げていただいて、それをまちづくりとかあるいは次の保険計画のほうに反映していくと、非常にこれは大事な地域ケア

会議、これは今回の地域包括ケアシステムの重要項目だとこのように言われておりますから、ぜひこの辺なども取り入れていただいて、6期のほうで実施をしていただきたいと思います。その辺の考え方がありましたら、ひとつお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在もさまざまなケースに応じて対応をしているところでありますし、地域の中にあっても民生児童委員の方々、警察、それから社会福祉協議会等々、いろんなネットワークを駆使して地域課題を協議しているわけでありますけれども、ただいま御指摘のありました地域ケア会議、個別の会議などについても、現在行っている相談対応あるいは実務者レベルでの会議を個別課題解決機能、それから地域包括支援ネットワーク構築機能、地域課題発見機能を担う個別会議に発展をさせて対応していくということで考えていきたいというふうに思います。

それから、もう一つお話ありましたけれども、実務者レベルのケア会議から浮かび上がってきた課題解決、地域課題あるいはニーズについては、地域づくり資源開発機能を担う関係機関の代表者レベルによる地域ケア推進会議を新たに設置して対応していきたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 6期のほうの取り組みということで、2つのケースの中でそれぞれ地域個別会議については今の仕組みを発展していくということと、それからケア会議についてはそれぞれ立ち上げていくという話がありました。これ、ぜひ取り組んでいただいて、地域の課題をやっぴり先ほど言ったように、まちづくりとかあるいは次の計画のほうに反映できるように、ひとつ取り組んでいただきたいなということを要望したいと思います。

それで、次でありますけれども、高齢者の権利擁護ということについてお聞きをしたいと思います。

高齢者の権利擁護につきましては、私も非常に感じているんですけれども、ひとり暮らし高齢者とあるいは2人夫婦の高齢者のうちを訪問しますと、要するに認知とか何もない場合は対応はないんですけれども、そういう方々が例えば認知になった場合とかいろんなふうに状況が変わってきた場合に、なかなかもう私たちの手では負えないというふうな状況も、これ当然これから出てくるんじゃないかと。これからの高齢化問題の中で、高齢者がふえてくる中でそういう方々も非常にふえてくるんじゃないかと。それで、寒河江市のほうでも地域支援事業の一つということで、第5期の計画の中でも高齢者の権利擁護に関する支援ということもやってきているわけではありますけれども、ひとつ権利擁護の事業について現在どういう状況にあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在、地域包括支援センターにおいて高齢者に係る権利擁護関係の業務としては、困難事例の対応、成年後見人制度の活用促進、それから高齢者虐待の相談対応などがあるわけでありす。

これまでの実績として、困難事例の対応などについては24年、25年度とも17名の事例がございます。それから、成年後見人制度の活用促進については、24年度が14名、25年度が9名という実績になっております。高齢者虐待の対応などについては、24年度が14名、25年度が6名となっているところでございます。これ、実人数ということでありますので、1回対応しただけで解決に結びつくということはない事例も多々あるわけでありますので、その後複数回対応しているというのが実情でございます。

以上であります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 それで、その中で成年後見人制度の今、市長からもそれぞれ利用ということで数がありましたけれども、これ数的には非常に少ない、25年度が9件で24年が14件という話がありました。これ、数的には少ないと見るのかどうかわかりませんが、非常にこれから高齢者がふえる中でふえてくる可能性があるかと私、思います。

それで、今、判断能力が不十分な高齢者のために後見人等の宣言を行って、申し立てができない場合に市長がかかわって行うことができるということで市長の申し立てができますけれども、その辺の状況、どうなっているのかをお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 成年後見を家庭裁判所に申し立てをする親族がいない場合などにおいて、市長が申し立てをしたという件数であります、24年度が2件、25年度が3件であります。

申し立てを行った結果、以上の合わせて5件については弁護士の方が2件、司法書士の方が2件、社会福祉士の方が1件ということで、後見人として支援を行っていただいたところでございます。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 市長申し立てのほうもそれぞれ、25年、24年という数字が示されましたけれども、若干少ないという数字がありますけれども、これから御高齢の方がふえてくることによって、非常にこの数字もこれから上がってくるのではないかと思います。それで、成年後見人事業の拡大、そしてまたこれを見ますとセンター機能といいますか、要するに後見センター、そういうものを創設するという事なども視野に入れて、やっぱり重点事業としてこれを位置づけながら取り組んでいく必要があるのではないかとこのように思いますけれども、その辺の後見センターの創設についてどういうふうに考えるのかお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 成年後見センターを設置してはどうかということですが、御案内のとおり、県内では山形市が昨年の4月から市の社会福祉協議会に委託をして運営しているというところがあります。寒河江市におきましても、先ほど来御指摘のとおり、これから高齢者の数が、特に75歳以上の方がふえてくると見込まれるところでございますので、我々としてもそういったことを想定しながらいろいろ取り組みを進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

山形市の事例などを十分調査検討しながら、その設置について検討していく必要があるというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これはぜひ、これはこれから御高齢者がふえるということも当然あるわけですので、そういう意味では後見センターを、市長から言われましたけれども、その辺のところを視野に入れていただいて、この後見センターの設置について前向きに御検討をして、取り組んでいただきたいなと要望をさせていただきたいと思います。

それで、最後の4点目でありますけれども、第6期保険事業計画における介護保険料ということについてお伺いをしたいと思います。

第4期での介護保険料を見ますと、第4段階のところでは3,390円というような保険料でありまし

た。第5期でも第4段階のところでは1カ月4,370円ということで、第5期計画では第4期から980円ということに保険料がぐっと上がったということもありました。

それで、当然これ、介護の保険料給付に係る費用が増大していけば、介護サービス料も当然増加すると。それは、保険料にはね返ってくる。当然なんですけれども、第5期の調査の結果を見ますと、約半数の方々の御老人の方々は現在のサービス体制でほぼ十分というような意見も出ているんですね。それで、保険料を上げてほしくないという要望も出ているんですけれども、実際には一部の高齢者の方々には、実際にこれを使っている話だと思いますけれども、サービス料を調えるためには保険料が上がってもやむを得ないというのが大体20%ほどありました。これらは、やっぱり実際に介護に携わっている方で、私のほうでもこのようなサービスが欲しいと、もう切実な願いということを感じるんですけれども、実際的には第6期保険事業計画の中で介護保険料をどういうふうに考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 最初の御質問から同じことを申しあげるわけでありますが、基本的にこれからいろんなことを検討していく必要があるということでありますので、あらかじめ御理解をいただきたいというふうに思います。

那須議員御指摘のとおり、やはり負担がふえてくるのをさらに負担に感じるということで反対だという御意見の方もいらっしゃいますし、また一方で、もう少しサービスを充実してもらえれば、ある程度負担もやむを得ないという方もいらっしゃるわけでありますので、ニーズ調査なども踏まえてこれから検討していかなくやならんというふうに思っているところであります。

ただ、今の時点で具体的には申しあげられませんが、やっぱり介護サービスの利用者が、高齢者人口が増大してきておりますからその利用者がふえてくるということは当然のことながら予想されているわけでありまして、また待機者もなかなか減っていかないというような状況があるわけでありますので、現在の4,370円という基本月額については、ちょっとこの上昇を避けるということについてはなかなか難しいのではないかなというふうな、今の時点のあれですけれども、認識しているところでございます。

いずれにしても、これからいろんなニーズ調査を踏まえていくということになりますが、国のほうでも第6期計画期間の介護サービス給付見込み額の算定基礎となる27年度以降の介護サービスの基準報酬単価について現在、先ほども御報告申しあげましたが、厚生労働省のほうで審議中でありまして、そういったところも踏まえて検討委員会のほうで検討していく、そしてお示しをしていくということになろうかというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 それで、この保険料については、先ほど市長からもありましたけれども、当然これは上がるよりも上がらないほうが市民の方は非常に喜んでおりますけれども、やっぱり切実な問題として介護サービスを受けたいという方に対してある程度の負担もやむなしということも当然意見にはありますけれども、これ今回の重要事業の要望ということで市のほうでも国のほうに上げていますけれども、当然低所得者のためにはいろんな国の措置といいますか、そういうものについても要望しているというようなことがありました。

それで、たしか第5期計画の際には、県の基金を要するに取り崩して、それから市の介護基金とい

うものを県の財政安定化基金とありますけれどもそれを取り崩して、それから市の準備基金を取り崩して、平成24年度に限ってということであったんですけれども、介護保険料の軽減をするための措置として取り崩した例がありますけれども、この辺の軽減措置について市長のほうではどういうふうに考えているのか見解をお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 マクロの話をいたしますと、やっぱり先ほど那須議員御指摘のとおり、国も含めて公的な負担というのをやはりふやしていくということについても全国市長会などを通じて要望させていただいているということで、個人の負担をなるべく少なくしていくようにという御要望はさせていただいておりますけれども、具体的に言うと、それ以外の部分でいえば、先ほど御指摘のとおり基金を取り崩して保険料の上昇を抑えていく、さらには低所得者に対する保険料の軽減策、現在最大で基準保険料の5割軽減となっている負担割合を、27年度以降は最大7割軽減まで拡大する制度改正が行われる見通しのようでありますので、そういった点なども踏まえて、できるだけ我々としても保険料の上昇を避けていく、そのための要望なども大いに声を出していかなければならないというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これ、保険料、当然今の保険料よりも、先ほど市長からもありましたけれども、高くなる可能性があるという話がありました。ですから、やっぱり軽減措置を使っただいて、いろいろな要望をさせていただきながらそういうものを使っただいて、何とか市民の皆さん方の負担を軽くできるような形で今後取り組んでいただきたいなということを要望させていただきたいと思います。

それで、いま一つは、これは先ほど一番最初に市長からありましたけれども、今回の介護の中で通所介護と短期入所生活介護、デイサービス、ショートステイが非常にふえているという話がありました。そして、これが介護保険料に対しても非常に大きな影響があるんじゃないかなと思っております。それで、重要事業の要望の2つ目にたしか国のほうに、要するに今は金銭的な面で捉えているんですけれども、それを整備料といいますか定数といいますか、そういうものに変えてほしいという要望を出しておりましたけれども、その辺、これ実際的にそういうものをつくって認可をしているのは県なんです。ですから、要するに県と市が連携をとることによってデイサービス、ショートステイの事業の認可に対してある程度影響力を持つて取り組むことができるんじゃないかなと思いますけれども、その辺の考え方お聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 介護保険料という観点から見ますと、やっぱりトータルの、全体の介護保険事業費というものをどういうふうに把握していくか、それを把握した上で保険料というのをどういうふうに設定していくかということになるわけでありまして、そういった中で施設整備のウェイトをどの程度していくのか、施設整備は結構金がかかっていくということになりますから、そういったところの全体の量、ベッド数などをトータルで県も市も情報を共有していくということが大事なんじゃないかなということを思っているわけです。

市のほうとしては、直接的に県のほうで認可して市が余り知らないというようなところで請求書だけが回ってくるようなことであってもいいかなのではないかなというような考えもありまして、そこら辺を今回の重要事業の要望の項目の中で記載させていただいたところでありまして、御理解をいただ

きたいなというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 先ほど市長からありましたけれども、その認可をするのは県だと。今の時点では、勝手に県で要するに認可をして市のほうには連絡がないということで、お金を出すのは市でありますから、当然そういう意味ではやっぱり市と県でうまく連携をとりながら、通所介護とかあるいはショートステイ等について事業者の進出に対していろんなふうな条件を挙げながら取り組むということが私は、最終的にこれは介護保険料について影響する可能性がありますから、その辺について市長のほうから取り組んでいくというような要望を出しているというような話がありますけれども、ぜひこれに取り組んでいただくように御要望したいと思います。

最後になりますけれども、介護保険事業計画の6期の策定に向けて将来の展望に立っていただいて、そして市民の声を十分に反映した計画の策定を要望して私の質問を終わります。

國井輝明議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号19番について、6番國井輝明議員。

○國井輝明議員 6月議会に入りまして、ことしが市制施行60周年ということもありまして、それに合わせまして今議会「さくらんぼ議会」と銘打って、このようにさくらんぼの目の前で質問できるということで、少し新鮮な気持ちになっております。

今回、私が質問させていただくことは、主にSNS、ソーシャル・ネットワーク・サービスとか市をPRすることについての質問なんですけれども、特に若者の目線に立った質問というようなことになるかと思うので、このさくらんぼから私も赤い色というもので元気をもらっておりますので、私も若者らしく元気に質問させていただきたいと思いますので、市長の御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

私は、新政クラブの一員として通告に従い質問させていただきます。

今後は、人口も税収も減ることが予想されております。こうした中、寒河江市としても大きな投資はできず、いかに住みよく魅力のあるまちにしていき、寒河江市をPRするかが重要になるのではないのでしょうか。こうしたことは、市民と協働でつくっていかねばなりません。市民目線での市政を行っていかねばならないと感じるのであります。現在あるものをいかに盛り上げていくのかということが、重要なのではないのでしょうか。

本定例会に上程されている議第38号では、寒河江市市民のまつりの制定について、市としては今後ますます「御輿の祭典」を盛り上げ、そして市民の活気あふれる祭りを次世代へも引き継いでいきたいという思いが私には伝わってまいります。

現在行っている御輿の祭典は東北最大級のお祭りではありますが、今後さらに市民に根づかせるために、寒河江まつりの月である9月は、市役所の窓口でははんでんを着て業務を行うということとはできないのでしょうか。

例を挙げますと、山形市役所ではクールビズの服装としてモンテディオレプリカユニホームが認められており、モンテディオの応援、またモンテディオを根づかせようと頑張っております。行政だけでなく、市内の企業でも自社のPRとしてとは思いますが、サッカー日本代表を応援するためにユニ

ホームを着用して業務に当たるなどもしております。

こうした取り組みを寒河江市役所でも取り入れ、みこしのPRも含め寒河江市のイメージアップにつながると思います。市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このクールビズについては、5月上旬から9月末までを期間として、地球温暖化防止のための温室効果ガス削減、それから夏の省エネを目的として室内温度を高目に設定していくことから、事務効率の低下を防ぐ、さらには職員の健康を維持するために、来訪者に不快感を持たれないということを原則としながら、軽装での執務というものを奨励しているところであります。

とりわけ、この7月から9月末までは特に暑いということでもありますので、スパークールビズとして期間等を設定して、指定のTシャツで勤務をしてもいいというようなことを認めているところであります。つや姫と紅秀峰、さらに市のイメージキャラクター「チェリン」をデザインしたものであります。御輿の祭典のお話がありましたが、今回議案を上程させていただいておりますけれども、やはり市民から盛り上がった祭りであります。子供さんから大人まで幅広い年齢層が集い交流する寒河江の一大イベントとして定着しているわけでもありますので、そういう活気あふれる祭りを次世代に引き継ぐということで、今回制定をお願いしているわけでもあります。

御質問は、そのクールビズの期間、はんてんを着用してはどうかということではありますが、このはんてんについてはなかなか、Tシャツということであればあれですけれども、なかなか難しいのではないかというふうに思います。そういった意味で、御輿の祭典をPRすることについて言えば、逆に祭りのロゴマークあるいはみこしのデザインをプリントしたTシャツなど、クールビズ期間にふさわしいような別の取り組みというものができるのではないかということで、今後その点については検討していければというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 やはり、ちょっと私もはんてんを、実際私もみこしを担いでおりますけれども、暑さとか作業効率ということにも支障があるかもしれませんけれども、ただやはりそういった窓口業務ではんてんを着てということになりますと、市民からも活気があるなというふうなイメージを与えられるのではないかというふうに思いましたので、質問させてもらったところであります。

今後は、検討課題としてロゴマークをプリントしてTシャツに施したりというようなこともございましたので、そういったことでぜひ取り組んでいただければなとこのように思っておるところであります。

つい先日、一般質問の1日目に沖津議員がチェリンのことに关しまして質問しておったようではありますが、まさにこれも、協働のまちとは違うかもしれませんが、マスコットであるチェリンにはんてんを着ていただくなど、あとは小さな縫いぐるみにもはんてんを着たチェリンを販売するなど、そういった活用方法もあるのかなんてちょっと思っているところでありますけれども、もし参考になればというようなことで一言申しあげさせていただいたところでございます。ぜひ、実現を望むものであります。

次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

パブリックコメントについての質問であります。これまで、市としましてはいろんな条例また取り組みにつきまして、市民から、我々議員だけでなく幅広い市民から意見を聞くということで、パブリ

ックコメントを実施させていただいているところだと思います。まず先に、このパブリックコメントをこれまで行ったというか、延べ回数と意見提出者の年ごとの平均値や推移はどのようになっているのか、まずお尋ねさせていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 パブリックコメントについては、平成23年1月に指針を策定して制度を導入したわけであります。制度の導入から平成25年末までに、この実施をして17案件について意見の公募を行いました。その17案件で合計23件の御意見をいただいております。割り算をすると、1案件当たりで1.4件と、平均ですね、意見をいただいているということであります。

年度ごとに見ますと、23年度では4案件に対して8件の意見、平均で2.0件とこうなるんですかね。24年度は6案件に対して7件の意見、平均で1.2件、平成25年は7案件に対して8件の意見ということで、平均で1.1件の意見をいただいているという実績であります。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

23年度から実施ということで、まず意見はまあ出ていらっしゃるということでありますので、この数字を見ますと、意見があることは大変よいことではありますけれども、余り回答の件数が多いようには正直ちょっと思えないわけであります。

このパブリックコメントの数字を見まして、市長としてはどのようにお考えで、もう少しふえるといいですか、ふやすということかどうなるかわかりませんが、今後対応をどのようなことを考えているかお尋ねをさせていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平均にすると大変多いとは言えない数字でありますけれども、これ一つ一つの案件を見ていきますと、例えば浄化槽整備事業などについては7件ほどいただいている。屋内多目的運動施設の計画については5件、それから寒河江公園整備などでは7件ということで、やっぱり案件案件によって件数に大分開きがあります。特に、とりわけ全体を見ますと、福祉関係の案件についてはほとんど意見が寄せられていないというのが実態になっているようであります。

パブリックコメント、市民の皆さんが市政に参画をする機会を確保するというだけでなく、逆に市のほうがどういう考えのもとにどういう過程を経て計画を策定したのかということを市民の皆さんにお知らせをする、詳細に伝えていく機会でもあります。相互の情報の共有化ということがこのパブリックコメントの意義の一つではないかというふうに思っておりますので、市民が主役のまちづくりを掲げているわけでありますので、ぜひこれからも有効な手段として充実をしていかなきゃならないというふうに思っているところであります。

今後もより一層さまざまな御意見をいただけるように工夫をしていくということでありますし、この2月からはホームページに専用サイトなどを設けさせていただいておりますので、今後引き続きさまざまな見直し改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

ただいまの答弁の中で、浄化槽とか屋内多目的運動施設ということで、非常に市民からも関心のあることに関しましては、しっかりと答弁がパブコメで返っていると。また、逆に福祉関係ではちょっ

と少ないというような状況でありまして、市民としてもきちんとその辺は見定めてパブコメというか、コメントを出してくださっているんだなということは認識させていただきました。

より多くの皆様方から御意見をいただけるように、今後も改善していくというようなことでありますので、少しその辺の経過というものも見ていきたいとこのように思っているところであります。

次に、パブコメのことにも関係あるんですけども、審議会等についての質問をさせていただきたいと思います。

こちらに関しましては、まず初めにこれまで委員を依頼した市民の審議会等の数や出席して下さっている方が偏っていないのかということをもっとお尋ねさせていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 去年の12月現在でありますけれども、委員をお願いしている審議会等の数、37ございます。37で417名の方に、延べでありますけれども、お願いをしているということでもあります。

我々としては中身の濃い議論、審議をしていただきたいというようなことで、専門の分野の方あるいはその分野で活躍している方、団体の方などをお願いをしているということでもあります。

そういった関係から、ただいま御指摘ありました特に団体の代表の方には、充て職で幾つかの審議会の委員を務めていただいているケースもあるというふうに思っているところでございます。そういった意味で、お一人の方が何ぼも委員を兼ねておられる、幾つかの委員を兼ねておられるというケースもあるというふうには認識しているところであります。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 37件の回数かな、で417、延べということでありまして、大変多くの方に参画をしてもらっているというふうに思っております。

ただ、偏りが少しあるというふうなことでありますので、その辺少し、ある程度の負担というものにもつながるかと思ひますし、またより多くの皆様方から意見をもらうということであれば、こういった偏りのないようなことも今後考えていかなければならないのかなというふうに思いましたので、ちょっと質問をさせて、数を確認させていただいたところでございました。

そして、多くの皆様に知っていただく、会議はどのような中身で、どのようなことをしているのかということを知っていただくことも大事ではないかと、このように思っているところなんですけれども、こうした審議会の開催、情報等は告知されているのか。あわせて、審議会の市民傍聴というものはどのような状況なのか。いるのか、いないのかも含めてなんですけれども、そういった状況がどうなのかお尋ねをさせていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどの御質問の中で、やはり団体をお願いするときは団体の長さんをお願いするということになるわけでありますね。ですと、その長の方が何ぼも委員を兼ねるという形になってまいりますので、前回と申しましょうかね、その審議会の見直しの中で団体の代表の方だけでなく、副代表の方あるいはその下の役員の方などにも分散をして委員をお引き受けいただいている、あるいはそういうふうに見直しをしているというところもありますので、御理解をいただきたいなというふうに思ひます。

それから、今お尋ねの審議会開催情報の告知などについての御質問でありますけれども、その委員の方への通知案内はもちろんでありますけれども、それ以外については、例えば市長が出る会議など

については市長の公務日程という形で公表にはなっていくわけではありますが、それ以外の部分については開催案内というのは行っていないという状況であろうかというふうに思います。

それから、傍聴の希望については、一部個人情報を取り扱うものなどを除きまして、その審議会等に諮って傍聴の可否を決定させていただいているということでもあります。実績でありますけれども、24年度に開催をした32審議会などでは、傍聴希望はございませんでした。25年度では、35の審議会などで1名の方から傍聴の希望があったということになっております。

○鴨田俊廣議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。

先ほどの質問のほうでも団体の長にということではありますが、副代表の方も参加いただくというようにすることで、見直し等々も含めて現在行っているということなので、その辺も考えてくださっているということで大変ありがたいなというふうに思っているところであります。

ただいまの質問に関しまして、やはり傍聴者というのはこれまでお一人というようにすることで、希望する人がいても個人情報等々やはり難しい問題もあるということなので、この辺もきちんと対応しつつやらなければいけないのかなというふうに、改めてちょっと私も思ったところであります。

しかしながら、市民と一緒に、ともにこの市政、市をつくっていくというか、今後の市政を考えていくということを考えますと、より多くの方にもきちんと関心を持っていただき、ある程度の認識、質問等々も多くもらえればなおさらいいのかなというふうに思いましたので、その状況把握という意味でまずちょっとお尋ねをさせてもらいましたので、ありがとうございました。

そこで、ちょっと参加者からの御意見でいただいたところがありましたので次の質問に移らせていただきたいと思いますけれども、市民としてこうした会議に参加している人は、時間を使って出席しております。こうした会議の中で発言しても、その後どのような検討がなされ、どのような結果になったのかを聞いていないというような声をお伺いいたしました。こうした意見の中には、正直、発言しても反映されない、であれば何のために会議に参加しているのかわからないというようなことにはならないのかというふうなところを感じているところであります。

なぜこのような質問をしたかといいますと、年度がかわるときに起こり得ることなのですが、人事異動により会議がまた一からやり直しとの御意見を伺っているからであります。こうしたことが起きないように、これまで以上に連携性を持って取り組んでいただきたいと思いますけれども、各課の横の連携を強化すべきでありますし、担当課を離れると責任を持たない、そうしたことが見え隠れするのでありますが、今後この対応はどうされるのか。

市民の中には、形式だけと感じている人もいるのではないのかというふうに思いますので、会議の持っていく方には問題がないのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 せっかく市民の皆さんから参加をしていただいて御意見を頂戴しても、そういう行政側の対応があったのでは、やっぱり逆に信頼を損ねる、信用を失墜する行為であります。断じて許すわけにはいきません。

人事異動なのかどうはわかりませんが、毎年4月の人事異動、3月から4月にかけて私は申しあげているんでありますけれども、きちっと引き継ぎなどについては、文書はもちろん、文書と口頭で、自分で書いて、そして具体的に引き継ぎをしていく、形式的な判こを押せばいい引継書とは別に、ち

ちゃんとやっぱり懸案事項、これまでの経過あるいは今後の課題などについてはそれぞれ、特にきょうこちらに座っている管理職の皆さんについては、きちっと引き継ぎをしていくということを口を酸っぱくして申しあげているわけでありますが、そういうことでなかなか意図が伝わっていないということであれば大変申しわけなく思いますし、今後そういうことがないように、さらにいろんな機会を捉えて私のほうから改めて申しあげておかなきゃなんというふうに思っているところであります。

ぜひ、市民の皆さんからの御意見などについては丁寧にお答えをして、できるところは反映させていく。できない部分については、なかなか難しいところについては、その理由なども丁寧に説明をして御理解をいただくという、行政の基本的なところが欠けているんだということになるんであります。ようから、そこら辺は丁寧にこれからも対応していきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 ただいまの質問では、ちょっと私も大変申しあげにくいことを申しあげたわけですが、市長自身も氣にかけていらっしゃるやいなや、やはり市民ときちんと向き合っていると申しますかきちんと接してくださるということで、以前からこのように対応はしっかりするようにと申して下さっているということで、ありがたい言葉をもらったなというふうに思っております。今後もよりよい方向になるように、私も市民の皆さんにはお伝えしたいというふうに思っているところでございます。

ちょっと別の質問に移らせていただきたいと思います。

先ほどのこの審議会等の市民の参加ということで、公募委員も含めて、正直きちんと人選をしていただけないかというような御意見も伺っているところであります。

といいますのも、公募委員の中にはいろんな方がいるとは思いますが、中には現在進めている全体の会議の内容に関係のないお話をされる方もおられると伺っております。こうしたことは、発言されている本人にはわからないことでありますし、会議に出席している方には正直ひとり言にしか聞かれないことになるのではないのでしょうか。

今後も公募委員を募集するのであれば、体裁だけ、形だけではなくて、きちんと人選をしていただきたいというふうに思っております。このことにつきましては、市長はどのようにお考えなのかお尋ねをさせていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 公募委員の制度については、改めて申しあげるまでもないわけではありますが、市民の皆さんの御意見を各団体とか専門職、専門分野の方のみならず、一般市民の皆さんの声も反映させていくというような趣旨でありましたが、できるだけそういう、何年かやってみてそういうような状況もあるやに聞いているところでありますので、我々としてはぜひこの制度本来の趣旨が生かされるような工夫というものもしていかなきゃなりませんし、募集をして公募委員としてなっただく際にも、趣旨などについて十分御理解をいただいていくということが必要なんだろうというふうに思いますので、その辺についてはさらに我々のほうとしても検討させていただいて、制度の趣旨がさらに生かされるような工夫を講じていければというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 前向きな御答弁、ありがとうございます。本当に改善していったら、より中身の濃い、そして充実した会議になればとこのように思っているところであります。

次に、市が関係するこうした会議は、全て日中開催されているわけであります。公募委員の中には、みずから手を挙げて参加したいという方はもちろんおるわけですが、充て職等々になるかもしれませんが、中には自営業や会社員の方もいらっしゃるということで、御商売や仕事をしている中、御自身の仕事の手を休め時間をとって会議に出席してくださっているというふうに思います。

今後、こうしたことへの配慮など何らかの対応などを考えていらっしゃるのか、お尋ねをさせていただきますと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 確かに、今まで平日の日中というのが多かったんだろうというふうに思います。その会議の内容にもよるんだろうとは思いますが、逆に夜のほうがいい、あるいは土日のほうがいいなどということもあろうかというふうに思いますので、その開催の日時の設定などについても十分きめ細かく配慮していくということを考えていきたいというふうに思います。

地域座談会などは夜の7時半からというふうに決まっているわけですが、そういうこともやっぱりいろんな形で交流をしていければというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 夜の開催、土日の開催ということで、これからちょっと検討していただいて、市民が参加しやすいような環境づくりになっていけばというふうに思っております。

市長に対しましては、本当に地域座談会ということで市民の皆さんの意見を聞くには、市民の皆さんが参加しやすいということで、相手の立場に立った時間で開催しているということで、確かにやはり我々議会としても、議会報告会も夜にさせていただいているわけですが、市民の中には土日の開催ということを望まれる方もいらっしゃいますので、そうした御意見に我々も耳を傾けて、しっかりと市民と一緒に市政に参加できるような環境というものを整えていかなきゃいけないのかなというふうに思ったところでございました。ありがとうございます。

ちょっと申しあげにくいことを言いますが、これまで質問で申しあげましたが、行政に対して物を言っても反映をされないという意識が、正直根底にあるのではないかとちょっと私は感じているところであります。こうしたことが市に対して、もちろん我々議会に対してもそうですが、期待していないとの意見にもつながってくるのではないかと感じているところであります。

例えば、市の職員の方に御相談をすると、よく言われる言葉の一つに「前例がない」というようなことで断られることがあるということで、相談した方からしてみれば困り事や改善してほしいとしてお願いしているわけでありますので、お話、相談したその日のうちにすぐ断られるのもどうかと正直思うところであります。

本当に相手のことを考えていけば、こうした言葉が出るのかどうかということになりますけれども、結果として実現できないこともあるとは思いますが、少しでも改善できるよう検討してみますというか、検討していただくという姿勢も大事なことでないのかなというふうに思っておりますので、今後はこのようなことがないようにしていただければというふうに思っております。

私は、市役所はサービス業と考えております。職員はサービス精神を持っていただき、市民に接していただきたいと感じておりますので、今後の対応をよろしくお願いしたいと、こういったことは御要望させていただきたいというふうに思っております。

これまで質問したことについても、積極的に市から情報を発信していくことが大切なことでありま

すので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

いろんな問い合わせ等があった場合、きちんと回答することがとても大事なことで、重要なことだというふうに私は思っております。本当に、私だけが感じていることであれば大変申しわけないのでありますが、市や議会に対する期待感のなさを払拭するためには、我々の行動を人から知っていただくことが大変重要なことだろうというふうに思っております。

現在、市政に携わる我々は、実際に仕事と、こういうことでこういった質問等、行動を起こしているのではありませんけれども、市民の目には見えにくい、またこっちから発信するということが弱いのではないかというふうに思っております。特に、若い世代の目にとまる行動をしていくことが重要ではないのかなというふうに考えまして、提案させていただきたいことは、SNS、ソーシャル・ネットワークキング・サービスを活用して、積極的に若者から市政に参加していただく環境を整えてみてはどうかということでもあります。

現在行っているホームページにパブコメを載せる、先ほどの審議会もそうなんですけれども、そういった程度ではなくて、市民との意見交換をする場と位置づけして、カテゴライズせずにリアルタイムにフリーな意見交換ができる仕組みをつくってみてはいかがかというふうに思っております。

多くの方々から、市に対して御意見や情報提供等が寄せられそれに対してきちんと回答していくことにより、市民と行政との関係性もますますよくなると思いますし、先ほど申しあげましたとおり、カテゴライズしないことによりまして一つのタイムライン上でどのようなやりとりがされたかということを実際に見られることによりまして、情報の共有化にもつながるものと考えております。

具体的に言えば、フェイスブックを活用することをお勧めしたいわけであります。フェイスブックであれば、実名と本人写真の登録が原則であり、お互いが承認しなければつながらないわけでありますので、相手が特定できるからであります。こうしたことにより、責任のない発言はしないと思われましますし、SNSで投稿したことに真剣に対応する行政であるということになれば、若者も関心を持ち、積極的に投稿する人がふえてくると考えられます。

若者が積極的に市政に参加することにより、今後ますますまちの活性化にもつながるというふうに思います。こうしたことも含め、SNSを活用し、まちの活性化につなげる新たな市民参加を促してみてはいかがでしょうか。市長の御見解をお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、行政あるいは政治に対して若い人たちはなかなか関心を持っておらない、表面上は持っておらないというところが大きな課題としてあるわけですね。そういったところを、ぜひ目を向けてもらうということがやっぱりこれからの我々の大きい課題の一つだなというふうに思います。

そういった意味で、御指摘のSNSの活用などというものもそういうことに資していくのではないかというふうに思っているところでありますが、現在、寒河江市ではホームページのほかにメールマガジン、ふるさとだよりによる情報発信、さらにはゆめタネ情報、さらにチェリン情報などについては、フェイスブック、ツイッターなどで情報発信をしているところであります。

県内の自治体の状況なども見させていただきましたけれども、イベント情報を中心に相当な自治体でフェイスブックなども活用してきている、始めているというような状況であろうかというふうに思いますし、ある程度双方向で情報を共有する、あるいはお互い信頼を持てるような情報交換ができる

ということであれば、大変若い人たちも行政あるいは政治に対して目が向いてくるのではないかなというふうに思いますから、ぜひそういった意味で我々もそういう新しいSNSなどの活用というものを積極的にしていくということが必要なんだろうというふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいなと思います。

○鴨田俊廣議長 国井議員。

○国井輝明議員 県内の自治体もフェイスブック等々を活用している自治体、大分ふえてきているというように、市としても少しそういったことにもきちんと、若い人の市政また政治への参加というところで取り組みということを前向きに御検討いただけるような答弁だったというふうに思いますので、ぜひ取り組んでいただければとこのように思っているところであります。

先ほどから何度か申しあげておりますけれども、同じタイムライン上、要はいろんな分野を分けずに一つのタイムライン上に常に若者の意見、SNSというと若い人は大体参加が多くて、40代以下の方が大分多いとは思うんですけれども、そういった方が投稿するということは、若い人たちがだんだん投稿していくわけでありまして、年代を追えば、10年、20年いけばそういった活用できる人間だけが整っていく状況だというふうに思っておりますので、早目にそういった対応をしていく必要があるのかなというふうに思っております。

ただ、これに関してもいろいろルールづくりというものが必要であるというふうに思っております。投稿する例えとして、例えばですけれども、市の職員や議員に対しての批判でもいいというようなことでいいと思います。ただし、発言された人が特定されるようなことは、これはあってはならないわけでありまして、またカテゴライズせず一つのタイムライン上に載せることによりまして、関心を持たない人が福祉、子育て、またイベントということでありまして、一つのタイムライン上にあれば、いろんな情報をそのページを追うことで情報の共有もできるというふうに考えるところであります。

それから、市民の意見をゆがめずにそのまま載せることが重要なのではないかと、このように思っているところであります。

さらに、市に対する悪い意見とかを載せる場を直接設けたり、市の職員からしか見えないような仕組みとか、例えば、あとは別によい意見はタイムライン上に載せて皆さんが見ることもできる、そうしたことができればよいのかなというふうに思っているところであります。何より、市民の意見がきちんと見られるような仕組みにしないといけないのかなというふうに私は考えているところであります。

そうしたことを前置きしまして、寒河江市のホームページをフェイスブックに変えることもよいでしょうし、こうした取り組みはこれからも市内の情報収集することや積極的な情報発信をすることにもつながりますので、検討してみたいかということで、市長から御検討いただけるということでもありますけれども、フェイスブックが大変有効だというふうに思いますけれども、改めて市長はどのようにお考えなのかお尋ねをさせていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたけれども、ほかの自治体の例ばかりを言ってもいかなものかと思いますが、フェイスブックがほとんど多いわけですね。それだけ有効な手段だというふうになっているんだというふうに思いますから、その辺のところも十分踏まえていろいろSNSの活用に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 積極的な活用というような、大変うれしいお言葉を、答弁をいただいたところであり
ます。ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

こちらのほうにもSNSを活用したことに関係するんですけども、5月20日の新聞記事に「政府、
災害被害把握にSNS情報活用へ」との記事が掲載されておりました。この記事によれば、「内閣府
は、南海トラフ巨大地震や首都直下地震に備え、災害時にツイッター、フェイスブックといった会員
制交流サイト」、SNSですね、「に投稿された情報を活用する仕組みを本年度から本格的に検討す
る」とのことです。これにより、「集落の孤立など被害をリアルタイムで把握し、迅速な救援活動な
どにつなげたい」との考えのようです。

ことし2月、記録的な大雪で、各地でなだれや建物、家屋の屋根の崩落、雪で車や電車が立ち往生
し、交通網が遮断された集落では多くの孤立地域が発生し、未曾有の雪害で消防も警察も役所も被害
の実態把握が難航していた中、飛躍的にその役割を担ったのがSNSであったということです。

先にお伺いしたいことに、寒河江市では昨年の7月にあったでしょうか、大雨の際、どれぐらいの
市民の方から、直接電話であったと思いますけれども、電話が何件来て、それに対応した担当者はど
れぐらい時間をとられたのかお伺いしたいと思います。その対応する時間というのは、電話の対応に
追われて本来の業務、仕事ということに、復旧作業とか情報の交換とかということに支障を来してい
ないかという意味でお尋ねをさせていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 昨年の7月18日の大雨でありましたが、市内でも土砂災害、水害が発生をして、さら
には村山広水の供給停止ということで断水があったわけであります。この断水によりまして、最大約
9,000戸、世帯ですね、約2万7,000人に影響が出たところは、御案内のとおりであります。

この大雨の際に市民の皆さんから電話などをいただきましたが、水害あるいは土砂災害等が発生し
た各地区からの状況提供などもされました。約150件の被害情報が寄せられております。また、断水
の際については、断水区域の確認でありますとか復旧の見通し、広報に対する意見などが約1,000件、
1,000件を超える電話があったところでございます。

対応した職員はどうだったのかということではありますが、通常の業務を行いながら電話の対応をし
たわけであります。総務課におきましては、7日間で約4人の職員、水道事業所9日間で10人の職員
が対応をしたということでございます。通常の業務もしながら、そういう電話等に対応してきたとい
うところであります。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 総務課で4名、水道事業所でも10名の職員が、そういった通常の業務を行いながら電
話の対応に当たったというようなことだったと思いますけれども、やはり電話でのやりとりというこ
とで大分その時間に割かれるのではないかなと正直ちょっと感じたところであったんです。ですので、
その電話のやりとりでなくて、すぐ対応できるような対策というものを考えなければいけないのかな
というふうに思いまして、ただその担当者がその情報をとって、次の質問になるんですけども、そ
のやりとりといいますか、その情報に関しまして、大雨時の対応としてなんですけれども、市民や他
の課での被害状況とかいろんな情報を共有できたのかということはどうなのか、お尋ねをさせていた

だきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 情報共有できたかどうかということについては、なかなかその判断が難しいわけでありまして、我々は今までそういうアナログ的な対応が、標準としてそういう対応をしてきたわけでありますので、そういう対応が逆に情報を共有しているという意味での対応になってきているということころがあるかというふうに思います。

いろんな形で地域の市民の皆さんからは、消防団とか町内会の役員の方々からは、巡回パトロールをしていただいたり、あるいは現場の状況などについて連絡をもらったり、それは大体基本的には電話、携帯とかでもらうわけであります。そういった情報を災害の連絡本部などで共有して、いろんな対策を講じていくということにしたところでございます。

特に、あの大雨のところに慈恩寺地区の崖崩れなどがありましたが、田沢川の判断などでは消防団あるいは町内会の皆さんが、地域住民の方に対して住宅への浸水の危険性を伝えて、避難、誘導なども行っていたところでもあります。いろいろ対応などについては課題も振り返ってみますとあったというふうにも、いろんなところであったと思いますけれども、それぞれのいろんな情報機器などを通じて、共有化してきたところでもあります。

また、断水の情報などについては、やはりさきも申しあげましたけれども、その見通しが違うなどということに対して御意見を頂戴したり、給水車についても苦情的なものをいただいたり、広報車などについてもいただいたりというふうなところで、あったというふうには認識をしているところでもあります。そういったところは、反省点としていろいろ、これからいろんな方策を検討していかなくやならんというふうに思っているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 地震や風水害などの自然災害が発生したときに、それぞれの地域が今そこで必要な災害情報を得ることは、極めて困難であります。そのため、被害者の救助、共助がうまく行えず被害が拡大しやすいということではないのかなというふうに思います。また、今日の地域社会では、人間関係の希薄さから安全・安心を確保するための心理的サポートを得ることが困難な状況にあるというふうに思います。

そこで、地域の安全・安心は地域が守るという考え方を基本に、地域住民の人間関係づくりや信頼の醸成を支援し、災害時の救助活動や生活支援に役立つ寒河江市独自の災害防災SNSシステムを確立すべきではないのかなというふうに思っております。

地域防災SNSシステムは、近年普及しつつあるハンディタイプの通信システムを基盤として、地域住民が日常的に活用できる点に特色があります。この防災SNSシステムとは、地域住民が平常時から防災情報を共有、更新することによって防災意識を高める、災害発生時に住民同士の迅速かつ的確な救助活動を支援する、災害後の復旧活動や心理的ケアを支援するということが挙げられます。

気象庁が昨年11月に国民に行ったアンケート調査では、現在の気象情報の入手手段はテレビの一般放送85.7%が最も多く、データ放送25.5%を含むとテレビからの気象情報を取得している人が多いようです。テレビの一般放送に次いで多い情報取得手段が、携帯電話、スマートフォンのエリアメール等の自動配信メール37.6%であります。今後希望する入手手段でも、テレビの一般放送76.8%、エリアメール等の自動配信メール42.3%など、現在利用している手段の利用向上が高いようです。

携帯電話、スマートフォンのメールやツイッター、ライン、フェイスブック、ミクシィなどのSNSは、現在の利用率よりも今後の利用率が上回ると予測されております。特に、40歳以上でその傾向が強いようでありますので、情報をみんなで共有でき、電話よりも時間がかからず把握ができるSNSの導入を考えてみてはいかがでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このSNSについては、先ほど来お話ありましたけれども、東日本大震災の教訓もあって、特に防災、緊急通報を含めて自治体の情報インフラとして活用していこうという機運は大変高まっているところでありますし、国においてもこのSNSを活用する仕組みを本格的に今年度から検討していこうというような動きがあるようでございます。

そういった意味で、今、議員御指摘のように地域に密着した情報が迅速に共有をされて、それによって市民の皆さんの不安が少しでも解消されるということになれば、大変有効な手段だというふうに思っているところであります。

そういった意味で、活用を検討していかなきゃならんというふうにも思いますが、一方でデジタルデバイド、こなす人とこなせないふなれな人との情報格差などということが逆に広がっていくということもありましようし、先ほど来、御指摘ありましたけれども、今までの手段、情報伝達手段というものの、やっぱりそれを望むというんですかね、それを享受している方もいらっしゃる。SNS等の新しい情報手段、伝達手段もさらに若い人たちはそういうものを望むということになれば、行政としては両方、情報発信のものを準備してかなきゃならんというふうなところもあります。ですから、昔のを切って新しいのにというわけにはいかないということがあろうかというふうに思いますので、そういったところをいろいろ検討していかなきゃならんというふうに思います。

御案内のとおり、防災行政無線なども防災対策として準備をさせていただきますから、そういう意味でその効果なども見きわめながら、またSNSの利用などについてはいろいろ課題を整理して、市民の皆さんによりよい安心・安全な情報を伝達できる手段を検討していく必要があろうというふうに思っているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 非常に前向きな、本当に答弁ありがとうございます。ちょっとそのまま質問というふうに思ったんですが、そこまで考えてくださっているということで、ちょっと事例を述べさせていただきたいというふうに思います。

SNSで非常に有名なところでありますけれども、武雄市では平成22年からSNSを活用した防災訓練を行っております。平成22年度9月にツイッターを活用し、武雄市総合防災訓練を実施しており、この訓練ではツイッターアカウントを多用し、市長、市役所、地域集落、消防団、市民有志が参加したものであります。

武雄市の公式資料によりますと、市内では各町、1つの地区ずつ訓練実施地区を設定し、大雨や地震などの災害を想定した避難訓練でありました。この訓練では、ツイッターのハッシュタグと言われる情報共有の機能を利用し、ハッシュタグというのはシャープ、寒河江なら寒河江ということであれば、皆さんがツイットしたときに「#寒河江」とやれば、それを検索したら寒河江の情報が全て出るというようなことなんですけれども、そういったものを使いまして、市長を初め市役所が発信する公式的な発言とは別に、「訓練」という頭文字をつけまして、二重に情報の共有化を図った訓練であり

ました。

この訓練の中で、午前8時25分から開始して、訓練が終了する12時ごろまでにはツイート数にハッシュタグがついているものだけで130ツイート行われた統計によりますと、948人が総合して一連のやりとりに加わったというようなことであります。この数の結果を見ましても、効果が見込まれるのではないかというふうに思うわけであります。

現在の武雄市においては、SNSの環境も変化しており、市、市役所公式ウェブページを全面的にフェイスブックページに切りかえておりますし、閲覧はインターネットで一般市民にも可能であるということで、市役所フェイスブックアカウントのやりとりやコメントをする場合には、フェイスブックアカウントの取得が必要になります。

フェイスブックというのは、先ほど申しあげましたとおり自分の名前と本人写真が原則でありますので、そういったことで発言できますから、正確な情報であるというふうに認識できるのであります。

そのフェイスブックのことなんですけれども、現在、日本におけるSNSの中でフェイスブックのアカウント数は増加傾向でありまして、平成26年5月20日時点で、日本国内に約2,200万人のアカウント取得者がいるとされております。SNS活用の状況を見て、訓練参加者同士の連絡調整など自然発生的かつ合理的な物資調整などを自発的にとり行う際に、SNSが積極的に活用され、情報の精査や発信内容の確認にある程度の人員が当たれば、こうしたこともクリアして実施できるのかなというふうに思っております。

そこで、最後の質問にさせていただきたいんですけれども、やはり災害時には間違いのない情報源というものが必要であるというふうに思っております。これはちょっと実例ですけれども、関東甲信越を襲った記録的な豪雪を通じて、力を発揮したSNSにツイッターがあります。当時の状況としては、玄関から外に出ることができず、家の裏口からやっと出られるという状況であり、国道の様子もわからず、もちろん国道に出ることなどできず、家から国道に続いている路面にすら達することができないほどの積雪であったということです。こうした状況下であり、ツイッターを活用し県内各地のたくさんの人たちが現地の写真とともに積雪状況をツイートしており、そのときに自分が置かれている状況を把握するのに非常に役立ったというものです。

実際に、「救助活動で目覚ましい力を発揮した「SNS」～市民と行政がTwitterで連携、災害対策の新たな可能性」と題した記事を私も拝見しましたが、豪雪でツイッターが果たした絶大な役割が書かれております。

長野県佐久市の柳田清二市長のSNS活用事例は、災害時におけるツイッターの威力を如実にあらわす典型的な例だとも言われております。市長みずからが発信して、間違いのない情報だということで取り上げられたものであります。災害対応で重要な役割を果たさなければならない市長は、ツイッターを活用できるようになれておくべきであると思います。ツイッターは、有用な情報源になりますし、瞬発力にすぐれております。市長みずから発信することにより、市民もすぐ信用できる情報であると認識して、その情報リツイート等、拡散される情報はすぐ広がります。

こうした利便性も考え、佐藤市長におかれましてもツイッターとフェイスブック等の活用を考えてみてはいかがかということを最後の質問にさせていただきたいと思います。市長、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 時間がありませんからお答えをしたいと思います。

東日本大震災の中で、やっぱり行政が市民の皆さんの安全・安心をリードしていく、そういう自治体がやっぱり信頼のあった自治体だというふうになっているようで、結果としてありますよね。

そういう事例がありますから、我々としても行政が先頭に立ってさまざまな問題点をクリアしていく、安全・安心、防災などについてもやはり先頭に立って頑張っていくということで、具体的にそういう形を示していければというふうに思っているところでありますので、いろいろ御指摘、御提案ありましたから十分我々のほうも検討して、前に進めていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 国井議員。

○国井輝明議員 御答弁ありがとうございました。ぜひ検討していただき、可能であれば実現というようにお願いしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散 会 午後2時45分

○鴨田俊廣議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

平成26年第2回定例会
平成26年6月11日（水曜日）第2回定例会

○出席議員（17名）

1 番	鴨 田 俊 廣	議員	2 番	阿 部 清	議員
3 番	遠 藤 智 与 子	議員	4 番	後 藤 健 一 郎	議員
5 番	太 田 芳 彦	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	沖 津 一 博	議員	8 番	工 藤 吉 雄	議員
9 番	杉 沼 孝 司	議員	10 番	辻 登 代 子	議員
11 番	荒 木 春 吉	議員	12 番	新 宮 征 一	議員
14 番	内 藤 明	議員	15 番	高 橋 勝 文	議員
16 番	川 越 孝 男	議員	17 番	那 須 稔	議員
18 番	木 村 寿 太 郎	議員			

○欠席議員（1名）

13 番	佐 藤 良 一	議員
------	---------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	丹 野 敏 晴	副 市 長
渡 邊 満 夫	教 育 委 員 長	兼 子 昭 一	選 挙 管 理 委 員 会 長
高 子 武	農 業 委 員 会 会 長	奥 山 健 一	総 務 課 長（併） 選 挙 管 理 委 員 会 長
月 光 龍 弘	政 策 推 進 課 長	宮 川 徹	財 政 課 長
松 田 幸 彦	税 務 課 長	小 林 友 子	市 民 生 活 課 長
芳 賀 弘 明	建 設 管 理 課 長	森 谷 孝 義	下 水 道 課 長
犬 飼 敬 一	農 林 課 長（併） 農 業 委 員 会 長	秋 場 礼 子	商 工 振 興 課 長
原 田 真 司	事 務 局 長 さ くら ン ぼ	菅 野 英 行	健 康 福 祉 課 長
阿 部 藤 彦	観 光 課 長	工 藤 恒 雄	会 計 管 理 者 （兼）会 計 課 長
阿 部 誠	子 育 て 推 進 課 長	安 孫 子 和 広	病 院 事 務 長
荒 木 利 見	水 道 事 業 所 長	山 田 健 二	学 校 教 育 課 長
荒 木 信 行	教 育 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
安 達 晃 一	生 涯 学 習 課 長		
	監 査 委 員 会 長		

○事務局職員出席者

丹 野 敏 幸	事 務 局 長	佐 藤 肇	局 長 補 佐
山 田 良 一	総 務 主 査	渡 邊 拓 也	総 務 係 長

議事日程第4号

第2回定例会

平成26年6月11日（水）

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例等の一部を改正する条例）
- 〃 2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 〃 3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 〃 4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第1号））
- 〃 5 議第33号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）
- 〃 6 議第34号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 〃 7 議第35号 さがえっこすくすく宣言の制定について
- 〃 8 議第36号 寒河江市市の魚の制定について
- 〃 9 議第37号 寒河江市市のシンボルカラーの制定について
- 〃 10 議第38号 寒河江市市民のまつりの制定について
- 〃 11 議第39号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 12 議第40号 市道路線の変更について
- 〃 13 請願第4号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 14 質疑
- 〃 15 予算特別委員会設置
- 〃 16 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再

開

午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長** 日程第1、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例等の一部を改正する条例）から日程第13、請願第4号手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願までの13案件を一括議題といたします。

質 疑

- 鴨田俊廣議長** 日程第14、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例等の一部を改正する条例）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

承認第2号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

承認第3号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第1号））に対する質疑はありませんか。川越議員。

- 川越孝男議員** 承認1号から3号までは、3月31日に法改正が公布されて議会を招集するいとまがないというのはわかりますけれども、4号のこの関係について事務的にいつの時点で、醍醐の関係、こうなったのかという事実関係、時系列的というか、教えていただきたいんですが。

- 鴨田俊廣議長** 月光課長。

- 月光龍弘政策推進課長** お答えいたします。

これにつきましては、3月19日、3月定例会終了日でございますが、その時点で国から内示がありまして1,000万円の内示を受けたところです。その後、3月27日に交付申請という形になりまして、4月3日に総務文教委員会に御報告、御承認いただいたところでございます。

それで、専決という形でさせていただいて、なお4月7日に議員懇談会において報告、説明をさせていただいたところでございます。以上でございます。

- 鴨田俊廣議長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第34号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第35号さがえっこすくすく宣言の制定に対する質疑はありませんか。那須議員。

○**那須 稔議員** 都市宣言、今回上がってきておりますけれども、さがえっこすくすく宣言ということの都市宣言です。そして、一般的には都市宣言ということは私もいろいろな各市のほうを見せてもらったところ、都市宣言の内容の中に産み育てるという言葉の文言が非常に入っているという傾向があるわけです。そういう意味で、今回の寒河江市が行う都市宣言というのは、ちょっと趣が違っている都市宣言なのかなという感じを持っておったんですけれども、その辺都市宣言をつくるに当たりまして、どのような議論をされているのか。まず今回の都市宣言というのはどのような視点のもとに宣言されるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、もう1点、下の説明理由文には安心して子供を産み育てるということで説明文は、理由文はあるんですけれども、実際にこの文を読みますと文言的には入っていないんですけれども、実際的には少子化の基本である産むという言葉は、実際的にはこの文面からどのように理解したらいいのか、どう入っているのか、2点のお聞きをしたいと思います。

3点目は、平成27年から寒河江市の場合は、子ども・子育て計画ということでスタートをしますけれども、その辺に対して今回の都市宣言はどういう反映をされていくのか。

それから、いま一つは、この宣言をされますけれども、今後どんなイベント、取り組みをされていくのか、その辺4点についてお聞きをしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 月光政策推進課長。

○**月光龍弘政策推進課長** 今、那須議員さんから4点ほどと思いますが、御質問いただきました。

初めに、制定の経過と議論ということでございましたが、これにつきましては、市内各団体から10名の代表の方を推薦いただきまして、その方で選考委員会を立ち上げまして2回の議論を行ったところでございます。

その中でやはり時代を反映して子育てという意味合いの宣言がいいのではないかという話は全体的にまとまったところではございますが、その中で少しダイレクトに子育てということよりも何かちょっと変わった意味で子育てを表現できないかという話で、ちょうど寒河江市教育委員会のほうが主体でさがえっこすくすく10カ条とかそういった動きをやっているものですから、それを推し進める意味ですくすく宣言という形で上がってまいったところでございます。

2点目の産み育てるという、産みの意味合いということでございますが、特段産みというよりも全体的に、社会全体ですくすくと子供を育てていただきたい、いきましょうということで産み育てるの全体的な意味合いを含めた形で我々は捉えているところでございます。

27年からの子ども・子育て計画と関係についてということでございましたけれども、そこにつきましては振興計画も検討していくような状況になりますので、子ども・子育て計画ともあわせまして、さがえっこすくすく宣言を反映させていければなど、具体的にはもう少し詰めさせていただきたいと思っております。

今後のこれに関するイベント等につきましても、もう少し詰めさせていただいて宣言に見合ったイベントを検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 一応話はわかりましたけれども、各地の例を見ますと、産むというところに非常に力点を置いている宣言も結構あるんですね。寒河江市の場合は先ほど言ったように産むも前提にしながら育てる部分、すくすくということで非常に一歩先んじたような宣言かなと思って聞いておったんですけども、その辺のところは全体的に入っているということで、産み育てるという内容の中で宣言されているという理解を私はさせていただきます。

市民にこれからこの部分に対して当然PRといえますが、広報するわけでありますけれども、その辺のところはやはり産むという言葉が入っていないものですから、産み育てるということのある程度重点に置きながら、このような宣言をされたという内容の説明を添えながら市民サイドにも説明すると、PRするということが大事かと思いますので、今後その辺について市報等でPRをされるかと思いますが、その辺の考え方についてお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

議第36号……。月光政策推進課長。

○月光龍弘政策推進課長 ただいま那須議員さんから御指摘いただいた部分を十分考慮しながら、市報等でのPRに努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今提案されているわけでありますけれども、これから委員会審査もあります。そして今那須議員からは、そういう問題意識というか、あったわけですし、これがこのまま議決をして宣言になった場合に、市民に説明をつけ加えながらしないとならないという宣言はいかがなものかと思うんです。

したがって、当局にお尋ねしたいんですが、一旦提案しているわけですので、これを何としても通したいという気持ちはわかります。しかし、少し変更もできるんだったら、後で市報で説明をつけ加えないとならないような、特に重点はこっちもあるんだよなどというような宣言はいかがなものかなと思いますので、十分委員会の中でも審査はしていただきますけれども、当局として、そこら辺少し余裕があるのかどうか、修正できる、見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 月光政策推進課長。

○月光龍弘政策推進課長 この宣言の提案に当たっては、10名の選考委員会の皆さんの御意見で審議いただいた経過もございますので、その辺を尊重させていただきながら、このような形での宣言ということで御理解をいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 そういう説明があったので、検討委員会で検討してもらって答申を受けて、そして今市長が議会に提案しているということまで十分わかった上で、私お尋ねしているんです。そして、教育委員会の一つの方針もあるので、それらをいただきというか、受けてつくったんだということもありました。

市民みんなですていくとなれば、逆に子育てのほうの関係からすれば、ここでも言っているように市民みんなですていくんだということからすれば、那須議員が言っている問題意識というのは極めて妥当だと私思うんです。

そして、これで議決をして宣言をつくり上げて市民に周知するときに説明をつけないとならないと

というのは、それよりもストレートにその意味がわかるような形に修正が当局としてできるのかどうかということ、そういう考えがあるかどうかということ。もちろんこれから総務委員会で審査するわけですが、そういう過程も受けながら、もしそういうことだとすれば、あるいはまた、そういうのは絶対変更ならないというのであれば委員会の審査もそういう形でいくであろうし、いや当局としても少し今の那須議員の指摘もごもっともだなという受けとめがあるんだとしたら、つくることを反対だとか何とか言っているわけでないわけですから、大変結構。しかし、できた後に市民に説明しないと、言いわけしないとみたいな宣言はいかななものかということでもありますので、少しくどういようですが、市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 丹野副市長。

○丹野敏晴副市長 それでは、私から御答弁させていただきたいと思います。

先ほど、月光課長からも検討委員会の中で検討したということでございまして、そちらの文面を今回の議会に提案させていただいたということでもあります。

那須議員おっしゃるように産むという視点も確かに大切だということでありまして、当然提案理由の中にも産むということについては、産み育てるということについてはここに書いてある。それから、川越議員おっしゃるような一々説明を加えなければということも当然私としても理解できることでありますけれども、今回は検討委員会で提案をさせていただいたということでありまして、極力そういった産み育てるところで広報の面で極力市民に理解をしていただけるように、これから心がけてまいりたいということでもありますので、今回こういう提案で御了承方をお願い申しあげたいと思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 検討委員会は検討委員会でわかります。そして、答申をいただいて市長が提案している。議決機関は議会なんだ。承認するかしないか。その中でもっともな指摘があるならば、提案しているのは市長ですからどうですかということ。そして今回はさせてもらうというけれども、宣言途中で改正とかなんかないですよ、宣言というのは。一回したら。

したがって、やはり禍根を残さないような、何も反対しているわけでないわけですから。もっと、精査をしてやったほうがいいんじゃないですかという意見です。これ以上言ってもだめなんだらだめだと思いますけれども、市長、こういうやりとりを聞いて、そして60周年の記念のときにつくる宣言なんです。今回いろいろ指摘もわかりますけれども、今回だけさせてけろという決め方はいかなものかと、そういうことに対して私申しあげているんです。あとは市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この議案のみならず、全ての我々が御提案する議案については、これが最善の提案だということで御提案申しあげているわけでありまして。そういった中で、議会の中でさまざまきょうも含めて御議論をいただいて議決をしていただく。そういう過程の中で、我々としても対応をさせていただくということに御理解をいただきたいなと思います。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第36号寒河江市市の魚の制定について対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第37号寒河江市市のシンボルカラーの制定についての質疑はありませんか。後藤議員。

○後藤健一郎議員　こちら、シンボルカラーについてお伺いいたします。

これまで市で制定したものは、ツツジとかさくらんぼとか今回出ているものの中では神輿の祭典とか非常に具体的なものが制定されているわけなんですけれども、今回シンボルカラーについては、さくらんぼREDと私は初めて聞いた単語でもあるんですけれども、これはあえて抽象的にしているのか。それともこれは、例えばこれが制定された後に運用的に何色とかどういう色と決まっているのか、その点についてお伺いできればと思います。

○鴨田俊廣議長　月光政策推進課長。

○月光龍弘政策推進課長　ただいまの後藤議員の御質問にお答えいたします。

このたびのさくらんぼREDという提案でございますが、これにつきましては、ただいま後藤議員からありましたとおりさくらんぼをイメージしたレッドということで、特段この赤だという指定の仕方は考えていないところです。

紅秀峰とかいろいろ種類によっても色が違うという意見も出されたところでございますので、さくらんぼREDということで、既に市の木としてさくらんぼのほうが制定になっているわけでございますので、それとあわせてダブルで寒河江をPRしていきたいと考えたところでございます。以上です。

○鴨田俊廣議長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第38号寒河江市市民のまつりの制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第39号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第40号市道路線の変更についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第4号手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○鴨田俊廣議長　日程第15、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委 員 会 付 託

○鴨田俊廣議長 日程第16、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付してあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務文教常任委員会	承認第1号、承認第2号、 承認第3号、承認第4号、 議第35号、議第36号、 議第37号、議第38号
厚生常任委員会	議第39号、請願第4号
建設経済常任委員会	議第34号、議第40号
予算特別委員会	議第33号

散 会 午前9時52分

○鴨田俊廣議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成26年6月18日（水曜日）第2回定例会

○出席議員（18名）

1 番	鴨	田	俊	廣	議員	2 番	阿	部	清	議員
3 番	遠	藤	智	与子	議員	4 番	後	藤	健一	郎議員
5 番	太	田	芳	彦	議員	6 番	國	井	輝	明議員
7 番	沖	津	一	博	議員	8 番	工	藤	吉	雄議員
9 番	杉	沼	孝	司	議員	10 番	辻		登代子	議員
11 番	荒	木	春	吉	議員	12 番	新	宮	征一	議員
13 番	佐	藤	良	一	議員	14 番	内	藤		明議員
15 番	高	橋	勝	文	議員	16 番	川	越	孝	男議員
17 番	那	須		稔	議員	18 番	木	村	寿太	郎議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会 会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安孫子和広	病院事務長
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	渡邊拓也	総務 係長

議事日程第 5 号

第 2 回定例会

平成 26 年 6 月 18 日（水）

予算特別委員会終了後開議

再 開

（予算特別委員会付託関係）

日程第 1 議第 33 号 平成 26 年度寒河江市一般会計補正予算（第 2 号）

〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 3 質疑・討論・採決

（総務文教常任委員会付託関係）

日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例等の一部を改正する条例）

〃 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）

〃 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

〃 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 号））

〃 8 議第 35 号 さがえっこすくすく宣言の制定について

〃 9 議第 36 号 寒河江市市の魚の制定について

〃 10 議第 37 号 寒河江市市のシンボルカラーの制定について

〃 11 議第 38 号 寒河江市市民のまつりの制定について

〃 12 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 13 質疑・討論・採決

（厚生常任委員会付託関係）

日程第 14 議第 39 号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について

〃 15 請願第 4 号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願

〃 16 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 17 質疑・討論・採決

（建設経済常任委員会付託関係）

日程第 18 議第 34 号 平成 26 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

〃 19 議第 40 号 市道路線の変更について

〃 20 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 21 質疑・討論・採決

日程第 22 議会案第 3 号 寒河江市議会議員定数条例の一部改正について

日程第 2 3 議案説明

〃 2 4 委員会付託

〃 2 5 質疑・討論・採決

〃 2 6 議会案第 4 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について

〃 2 7 議案説明

〃 2 8 委員会付託

〃 2 9 質疑・討論・採決

〃 3 0 議会案第 5 号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出について

〃 3 1 議案説明

〃 3 2 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

再 開 午前 9 時 5 5 分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

なお、傍聴者より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕

○内藤 明議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、昨日 6 月 17 日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、議会案第 3 号、議会案第 4 号及び議会案第 5 号の 3 案件であります。追加議案の取り扱いについては、日程第 22 で議会案第 3 号を上程した後、日程第 23 で提案者の議案説明、日程第 24 で委員会付託、日程第 25 で質疑・討論・採決を行います。次に、日程第 26、議会案第 4 号を議題とし、日程第 27 で提案者の議案説明、日程第 28 で委員会付託、日程第 29 で質疑・討論・採決を行います。その後、日程第 30、議会案第 5 号を議題とし、日程第 31 で議案説明、日程第 32 で質疑・討論・採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ御報告といたします。

○**鴨田俊廣議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 日程第1、議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。國井予算特別委員長。

〔國井輝明予算特別委員長 登壇〕

○**國井輝明予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）であります。

6月11日、委員16名出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することになりました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、採決に入りましたが、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**鴨田俊廣議長** 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 次に、日程第4、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例等の一部を改正する条例）から日程第11、議第38号寒河江市市民のまつりの制定についてまでの8案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第12、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。沖津総務文教常任委員長。

〔沖津一博総務文教常任委員長 登壇〕

○**沖津一博総務文教常任委員長** 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月11日、委員5名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第1号、承認第2号、承認第3号、承認第4号、議第35号、議第36号、議第37号及び議第38号の8案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例等の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「軽自動車税における特例の改正率が上がったが、その対象となった車は何台か」との問いがあり、当局より、「現在、10年以上経過した車が9,500台程度です。あと2年後に13年を迎える車がどれだけ残るかです」との答弁がありました。

委員より、「法人市民税が下がり、国から交付税として市に交付される分はあるのか」との問いがあり、当局より、「国から交付税措置による話は聞いております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「国保税不足する分、税金を上げるか、基金から持ち出すか、どちらかになるが、国保での話はないか」との問いがあり、当局より、「減額になる措置について、国で減額に伴う財政支援をするという話がありますが、具体的な話はありません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第1号））を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第35号さがえっこすくすく宣言の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「市報などで説明するとのことですが、具体的な内容は」との問いがあり、当局より、「提案理由を強調しながら、審査会で議論された内容としてあらゆる世代という言葉を入れてくださいという話が出ました。産み育てるという言葉も若干出ましたが、最終的には育んでいくという言葉で統一されました」との答弁がありました。

委員より、「いろいろな宣言はあるが、市民に定着するよう展開すべきではないか」との問いがあり、当局より、「私どももどんどんPRしながら政策にも反映させていきたい」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号寒河江市市の魚の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「本来の清流を戻す努力がないと胸を張って言えないと思うが」との問いがあり、当局より、「清流寒河江川の復活を期待するという意味も込めて、清流寒河江川のアユとなったところで」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号寒河江市市のシンボルカラーの制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「さくらんぼREDの色ですが、趣旨はわかるが具体的な色は」との問いがあり、当局より、「さくらんぼの色を大切にしたいので、色を特定しないで寒河江を代表するさくらんぼの色と寒河江の木ということでダブルでPRしていきたい」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号寒河江市市民のまつりの制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「四季のまつり実行委員会のまつりで桜まつりやつつじまつりなどがあるが、それらは市民の祭りではないということになるのか」との問いがあり、当局より、「審査会でそのような話もありましたが、市民から盛り上がってきた市民で神輿をつくっている祭りということで、市民という言葉がついたものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、承認第1号、承認第3号及び議第35号を除く、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第1号））、議第36号寒河江市市の魚の制定について、議第37号寒河江市市のシンボルカラーの制定について及び議第38号寒河江市市民のまつりの制定についての5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長の報告は、いずれも承認及び可決であります。

5案件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第2号、承認第4号、議第36号、議第37号及び議第38号は原案のとおり承認及び可決されました。

次に、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例等の一部を改正する条例）について、起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、議第35号さがえっこすくすく宣言の制定についてを起立または挙手により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手全員であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 次に、日程第14、議第39号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について及び日程第15、請願第4号手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願の2案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第16、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。阿部厚生常任委員長。

〔阿部 清厚生常任委員長 登壇〕

○**阿部 清厚生常任委員長** 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月11日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第39号及び請願第4号の2案件であります。順を追って、審査の内容を申し上げます。

議第39号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「中学校3年生までの医療費無料に関しては、3月議会の中で予算に盛り込まれていたと思うが、財源的にどれくらい想定していたのか」との問いがあり、当局より、「当初予算の中で、900万円ほど一般財源として予算化しております。また、県では外来については、現時点では未就学児までですけれども、7月から小学校3年生まで対象を拡大するという動きがあります」との答弁がありました。

委員より、「県に対して、外来についての年齢の補助部分の拡大をしていくよう要望すべきと思うがどう考えているのか」との問いがあり、当局より、「住んでいる市町村で格差があるということは、適当でないと考えています。このたび、県に提出した重要事業の要望事項の中でも、国の制度としてやっていただきたい旨の要望をしております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

質疑、意見等の内容を申しあげます。

委員より、「手話は、障がい者の言語として意思疎通の手段である。平成24年6月に障害者総合支援法が制定されたが、3年の期間で見直す附帯事項がついている。障害者総合支援法を見直すという観点から、手話言語法制定もあり得ると思うので、請願内容については妥当であるということで賛成したい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号が採択されましたので、担当書記による意見書案朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見等の内容を申しあげます。

委員より、「文書中に「手話言語法（仮称）」と出てくるが、タイトルに「（仮称）」もつけるべきではないのか」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって、一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第17、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第39号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について及び請願第4号手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願の2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長の報告は、いずれも可決及び採択であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第39号及び請願第4号は原案のとおり可決及び採択されました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第18、議第34号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第19、議第40号市道路線の変更についての2案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の

審査の経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第20、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。杉沼建設経済常任委員長。

〔杉沼孝司建設経済常任委員長 登壇〕

○杉沼孝司建設経済常任委員長 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、6月11日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第34号及び議第40号の2案件であります。一旦休憩し、市道路線の変更に係る現地調査を行った後、会議を再開し、審査に入りました。順を追って、審査の内容を申し上げます。

初めに、議第34号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「国庫支出金の変更に伴う調整とは、どういう理由で変更になったのか」との問いがあり、当局より、「これまで社会資本整備総合交付金で実施していた事業ですが、今回、補助となります汚水処理施設整備交付金のほうが、市の要望額に対する充当率が高く、計画的な下水道整備ができるためです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号市道路線の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第21、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第34号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議第40号市道路線の変更についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第34号及び議第40号の2案件は、原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第22、議会案第3号寒河江市議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第23、議案説明であります。

議会案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。新宮議員。

○新宮征一議員 おはようございます。

このたびの議会案第3号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、提出者を代表し、提案理由の説明をいたします。

この問題は、議会改革検討委員会において、慎重にしかも十分に検討なされましたが、委員会では合意には至らず、両論併記の形で去る5月21日、議長へ答申なされました。

その内容によれば、委員長を除く7名の委員のうち、過半数の4人が2名減、1名が1減とするもので、7割以上が定数減を主張されており、現行どおりとする2人の委員の数を大幅に上回るものであり、この実態を重く受けとめるべきと判断いたしまして、同条例平成14年市条例第36号で定める18人の定数を16人に改め、次の一般選挙から適用しようとするものであります。

これも、議員定数には市民の声が市政に反映されなくなるとの理由で反対されている方もおりますが、そうした懸念は全くありません。

なぜならば、今社会情勢の変革によって、議員は地域の代表あるいは集落の代表であるとの従来の意識ではなく、議員は全市的な活動が求められ、移動手段の効率化や情報社会の進展により、行動範囲の拡大や情報収集は極めて容易にできる時代となっているのであります。

さらには、市の人口も減少傾向で推移しており、当分は人口増加に転ずる要素はなかなか見つからないのが現状であります。こうした人口動態も考慮すべきと考えます。このような観点から、市民の声が市政に反映されなくなるとの御指摘はいささかも心配する必要はありません。それよりも、むしろ市民の方々は、数は少なくとも議員の資質の向上を強く望んでいる声が聞かれるのであります。

さらにもう一つ、理由として申しあげるならば、行財政改革の面からも考えなければなりません。今の本市の財政状況を見ましても、必ずしも余裕のある状況とは言えないのではないのでしょうか。限られた財源を有効に活用することが強く求められております。こうした厳しい財政環境の中にあつては、幾らかでも議会の歳費を削減することも行財政改革の一端であると考えてるのであります。

以上、提案理由の説明を申しあげましたが、議員の皆様には篤と御理解の上、全会一致で御可決されますよう御期待を申しあげ、提案理由の説明を終わります。

委 員 会 付 託

○鴨田俊廣議長 日程第24、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいまの議題となっております議会案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、起立または挙手により採決いたします。

議会案第3号について、委員会付託を省略することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議会案第3号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第25、質疑・討論・採決に入ります。

議会案第3号について質疑はありますか。川越議員。

○川越孝男議員 4点ほどお尋ねをしたいと思います。

1つは、寒河江市議会では、議会改革の一環として寒河江市議会基本条例を制定をし、平成24年7月1日から施行されています。その基本条例の第19条第2項で、議員発議による議員定数あるいは議員報酬の問題については、市民の意見を十分聞くように定められています。そして、この基本条例が制定される以前、平成18年の議員定数の改正時には、町会長連合会など7団体との話し合いも行っています。

今回は、町会長連合会とだけ話し合いが持たれましたけれども、その場でも参加した町会長の方からは、これでは不十分だという指摘もされているわけであります。したがって、基本条例第19条第2項によれば、もっと市民とのコンセンサスを得て、議員定数削減条例といいますか、定数の一部改正条例を提案すべきだと思いますが、この点についての見解をひとつお尋ねをしたいと思います。

2つ目です。この間、職員が減少しているという話もあります。確かに、正職員数は減っていますが、実数はどうなっているのか。また、職員の条例上の職員定数というのは、何名になっているのか。変化しているのかも含めて、この点についてお尋ねしたいと思います。

3点目。人口の推計が示されています。2030年には3万8,808人という数や、2035年には3万7,641人になるという推計が出されています。

地方自治法が改正される前、人口規模で議員の定数枠が定められていました。しかし、今は人口規模による定数枠はありません。自己決定、自己責任という形の中で、それぞれの議会がみずから議員の定数を決める、こういう状況になっているわけであります。

これまで同様、これからも寒河江市の人口が減少することが想定されているわけですから、削減を続けるのか。それとも、その歯どめ的なものを考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

このことは、住民との合意を得る極めて重要な視点だと思いますが、見解をお聞かせをいただきたい

と思います。

それから4点目であります。これまで私も議員になって、3回の議員定数削減条例の改正に参画をしてきました。そのときも同じように、市民の負託を得るために少数精鋭でということ、行財政改革の視点で取り組むべきだということなどが出されてきたわけでありますけれども、議会に対する信頼を確立をするために、定数を減らして少数精鋭主義でこれまでやってきたわけでありますけれども、達成されていると御判断されているのか。

市民の声は今回も極めて厳しい声があるわけでありますけれども、その原因について提案者はどのように捉えているのか。以上、4点お尋ねをいたします。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ただいまは、川越議員から4点について質問を受けました。

まず申しあげますけれども、正直申しあげまして、川越議員も議会改革検討委員会の委員であります。委員でありました。したがって、その改革検討委員の川越議員からこの場でこういう質疑を受けるということは、私は非常に残念であります。まずもって申しあげておきます。

ただし、質問でありますのでお答えを申しあげます。

まず、第1点目の市民の意見を聞いていないのではないか、足りないのではないか。こういう質問でありますけれども、これは前回は、町会長連合会という団体から、議員報酬の減額あるいは議員定数の削減を求める要望書が提案された、そういう実態があったと記憶をいたしております。

それから、冒頭にも今私申しあげましたように、検討委員会でもこの件については十分に検討しましたが、結果的には結論的にはしかも改革検討委員会のみならず議員懇談会などでも、改革検討委員会での一連の協議の内容、経過等には逐次説明をしてきたところであります。そして、最終的には5月21日に私ども検討委員会として最終的な答申として先ほど申しあげましたような両論併記といえますか、必ずしも定数削減というものではなかったことは事実でありますけれども、それを議長に報告書を提出し、そしてその後において5月26日議員全員でもって、市長連合会の役員の方との懇談会を持って、その結果を踏まえて最終的に議会でどうするかということになりましたけれども、これは議長の進め方であったわけですが、それほど、いろんな意見はありましたけれども、このままの状況でいいのではないかと考えたことは事実だと認識をいたしております。

それから、2点目の職員数、これは条例上の問題はどうかということでもありましたけれども、これは市の職員の数とかそういったものも検討委員会の中でも出されました。しかし、条例上どうなるかということもあって、それをあえて取り上げるべき問題ではないという認識で、検討委員会ではそういった見解を見たという認識をいたしております。

それから、3番目の人口減少、いわゆる人口動態によつての判断を先ほど提案理由の中で申しあげました。確かに、2030年あるいは2035年には、3万8,000何から3万7,000何がしというように、これはあくまでも予測でありますけれども、こういった問題が出ておりますが、これを総合的に今後それをどこまでも人口が減れば議員定数を削減するのか、こういった御指摘であったと思いますが、何年か後のそういったことまで今回我々はそのまで範疇とするつもりは全くございません。これは歯どめをかけるかかけないか、その時点で判断すべきものとこのように理解をいたします。

それから、4番目のこれまで川越議員も3回条例改正などについてやってきたということでありましたけれども、これはこれまでの経過はこれまでの経過として、今回は先ほども申しあげましたいわ

ゆる大きな問題としては社会情勢の変革、これが最も大きなものであると思います。

確かに、議員定数を減らして少数精鋭主義でその効果はあったのか、こういうことでありましたけれども、それはそれぞれの判断によって私はある程度の効果はあったと、私個人としては理解しております。ただしこれはそれぞれの御判断に委ねる以外にはございません。

以上、4点について御答弁を申しあげました。よろしくお願いします。

○**鴨田俊廣議長** ほかに質疑はありませんか。

内藤議員。

○**内藤 明議員** 今の川越さんの質問と少しダブりますが、端的にお尋ねをしたいと思います。

私もこの議会基本条例の19条、非常に重要なことであると踏まえております。そこでもう少し市民とのコンセンサスを得るということで、町会長連合会の皆さんとの懇談会等の中で話し合いをなされたことも承知をしております。

しかし、先ほど川越さんが言ったようにそれで十分とは私は言えないのではないかと踏まえておるわけでありまして、1つは、なぜそう急がれるのか。もう少し委員会等に付託をしながらそうした場を設けて、市民の意見を聞く場を設けてしてもいいんじゃないかなと思うんですが、そうした点についての提案者の見解を伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 新宮議員。

○**新宮征一議員** ただいま内藤議員からの御質問に対してお答え申しあげますが、先ほども申しあげましたように市民とのコンセンサス、これについても必ずしも十分ということではないかもわかりません。しかし、この問題を協議する前段で、長期休暇をとられる議員の報酬の削減についての課題がありまして、このときはパブリックコメントを行って市民の声をお聞きした経過がございます。

しかし、その結果としては、もっと削減幅を高くすべきでないかという、そういった意見が私はかなり強くあったと受けとめております。

しかし、そのパブコメの結果を踏まえて検討委員会で検討なされたわけでありますけれども、これは意見は意見として聞いて、結果的には検討委員会で示した原案を踏襲すべきだと、こういう結論になったわけですね。

その間、いろんな人から、いろんな人といってもそんなに数多くの人から意見を聞いたわけではありませんけれども、形だけのパブリックコメントをやっても、結局はあなた方議員が決めることなんでしょう、そんな形だけのものだったらやらないでほしいという強烈な意見も受けております。これは、私だけでなく同僚議員もそういった趣旨の市民の意見も聞いているやに伺っております。

それから、5月21日に先ほど申しあげましたように、議長に両論併記の形で報告書を提出したわけでありますけれども、その翌日5月22日の山新の朝刊でこの記事が報道されました。しかも、その内容としては、今後6月定例会で議長に今回答申された内容で、6月定例会で可決される見通しなのではないかという意味合いの報道がなされたわけでありますけれども、その後市民からの声としては、よく頑張った、そうしてくれ、そうした2名削減という、これに対する市民の反応は非常に良好だったと受けとめております。

なぜならば、何で減らすんだという意見は、私だけでなく同僚の皆さんにもお聞きしたところ、そういった意見はほとんど受けていないというのが実情であります。

したがって、完全に市民とのコンセンサスはなされたという強い意思は持っておりませんけれども、

ある程度は理解されたものと、このように考えておるところでございます。

以上で、答弁とさせていただきますが、まだ何か質問したいことがあるのであれば、お答えしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 あのですね、もう少し時間をかけてもいいんじゃないかということを申しあげたいわけでありすけれども、そういう前の長期欠席議員の条例制定の際の報酬減額のお話も出ましたので申しあげますが、パブリックコメントはつまりこの公聴会や参考人制度にかわるものとして理解してもいいと私は思います。ただ、結果がそのとおりやられたから今回もそういうふうにしてもいいということには私はならないと思います。

つまり、そういうことを踏まえる、プロセスですね、過程を大事にするということがこの基本条例の視点だと私は思いますので、これまでも例えばこうした議員定数の削減に当たっては、何回前かは忘れましたけれども、6月か9月定例会で現行どおりというものを決めながら、12月議会で急遽そうした条例案が提案されて、次の選挙に間に合わせたこともありました。そうした経過なんかを踏まえますと決してそんなに急ぐことはないのじゃないかなと思います。もちろん、それは次に新しく出られるであろう候補者のことを考えてのことだろうと理解はしますけれども、しかしそれがあっても、もう少し市民のコンセンサスを得るような過程を踏んでほしいと私は思いますが、その点について改めて御見解をいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 重複するような質問でありますけれども、まず先ほども申しあげましたように、この流れについて検討委員会の結論を出す前に議員懇談会等でその都度中間的な報告もしてきました。そして、最終的には検討委員会でもって、議会改革検討委員会の結論としていわゆるパブリックコメント、あるいは公聴会、あるいは意見を聞く会、そういったものも意見としては出ましたけれども、先ほどのような理由などもありまして、まず今回はそれはやらなくてもいいだろうというのが検討委員会の結論であった。同時に5月21日の議員懇談会でも、議長が開催された議員懇談会でも私も説明しましたがけれども、そのときの状況でも町会長連合会とのこれまでの意見交換会、懇談の中ではある程度期待を持たせているのではないかと。町会長連合会とだけは、まず話し合いをするべきではないかという非常に前向きな強い御意見があったためにそれを5月26日に実行したわけであります。

したがって必ずしも、今内藤議員からは、12月議会に提案しても何ら問題ないのではないかと、こういった御意見もあったわけですが、これは議会改革検討委員会の中でとにかく次の選挙に向けて立候補するや否やいろいろ考えている人もどうなるかというものを非常に気にしている、そういう面もあるだろうということで、できるだけ6月議会に提案できないかということで検討を進めて、しかもこれまでのペースを速めて、この問題に対する結論について議論をしてきたわけであります。したがって市民とのコンセンサスどうのこうのというのも、手続的には議会改革検討委員会での結論、そして議員懇談会で議員全員が納得した上でのことである、こう私は考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ちょっと、今のと見解が異なりますので申しあげますが、議員懇談会の中で議員全員が理解をされたということを申されましたので、申しあげますけれども、それで納得しているわけではありません。

つまり、私は議会基本条例の19条第2項でうたわれているとおり、そういうものを踏まえるんだろうなと理解をしておりました。そしてまた、これは提案者に申しあげますけれども、私は12月議会に提案してもいいんじゃないかと言っているわけではありません。過去にそういう経過があったということを申しあげているのでありますから、誤解のないようにしていただきたいと思います。

もう一つ、町会長連合会との懇談会の中で、町会長連合会長さんも申されておりましたが、この催しで、つまり全面的に理解したと思ってもらっては困るよと申されておったことは私は記憶しておりますが、それで町会長さんの集まりも余りよくなかったですね。評議員が25名いるそうですが、11名でありました。そんな中でそれが理解を得られた、それが例えばパブリックコメントにかわる、あるいは参考人制度にかわる、公聴会制度にかわるという考え方はいかななものであろうかと私は思います。

そうした点について改めて見解を求めておきたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 新宮議員。

○**新宮征一議員** 12月議会でもいいのではないかということをお願いしたのではないと、今先ほどの発言を内藤議員は否定されましたけれども、我々聞くほうから見れば、前にはそういったこともあったんだということは、要するにまだ6月議会でなくてもそれでもいいのではないかという言葉の違いだけであって、意図するものは全く変わらないというのが私は理解したところであります。

それから、町会長連合会との話し合いの中でも数が少なかった。これも確かに指摘をされました。しかし、これは町会長連合会から承認を得なければならないという問題では全くありません。その意見交換会の中でもある町会長からありました。急な連絡であったために、出席者も少ない。したがって町会長連合会としては、今議会からその説明を受けても、それを認めたということにはなりません。冒頭にそういった発言があったんですけれども、私は何も町会長連合会から承認をもらわなければならないという筋合いのものでは全くありません。と同時に、何回も申しあげておりますけれども、パブリックコメント、あるいはさまざまな意見を聞く場所をもっと多くすべきではなかったかということでもあります。先ほどありました議会基本条例の19条、これも19条にはもちろん市民とのコンセンサスを強調した部分がありますけれども、何々を、パブリックコメントを、あるいは公聴会を必ずやらなければならないという決まりではございません。活用するものとする、ということでもありますので、先ほどから申しあげておりますように必ずしも完璧ではないというのは私も自覚しておりますけれども、そういったことの手続上いろんなことがあって、市民からも先ほど申しあげましたようなあるいは議会報告会などでも、この問題に対して市民に問いかけて、意見をもらおうとしても全く出てこなかったのが実情なんですね。そういったことを踏まえて最終的な判断ということになったので、御理解をいただきたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

賛成討論ですか、反対討論ですか。（「賛成です」「反対です」の声あり）川越議員は。（「反対です」の声あり）那須議員は。（「賛成」の声あり）後藤議員は。（「賛成討論です」の声あり）

じゃあ、初めに反対討論について、遠藤議員の発言を許します。

〔遠藤智与子議員 登壇〕

○遠藤智与子議員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

私は、日本共産党を代表し、議会案第3号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、反対の討論を行います。

寒河江市議会は、どこまで議員定数を減らすのでしょうか。理解に苦しむばかりです。昭和62年4月、それまで30人いた議員を4名減らして26人にとすると、平成11年4月にはさらに2名減らして24人に、そして平成14年9月定例議会では、地方自治法改正による議員定数をそれまでどおり24人とするのを全会一致で可決したのにもかかわらず、半年もたたない平成15年3月定例議会で、選挙を1カ月後に控えた時期にさらに3名を減らす21人という定数が可決されました。それにとどまらず、平成19年4月からは、さらに3名減らして18名となり、現在に至っています。

30名いた議員が18名になって、議会は前よりよくなったのでしょうか。私はこの間、以前の議会会議録を読んでみましたが、立場の違いはあれ、堂々と意見を述べ議論を交わし、気骨のある発言をする議員がたくさんおられたことに目をみはる思いがいたしました。文字どおり、議員同士が切磋琢磨している様子が見えるのです。

多様な議員がそれぞれのパイプを通して、市民のさまざまな思いを市政につないでいく、そのプロセスに活気を感じます。多様な議員が多様な要望意見を酌み上げることがとても大切なことだと考えます。議員の数が減ることでパイプ自体も確実に減っていく。これは市民にとっても決してプラスにはならないと確信するものです。

また、議会の任務である行政に対するチェック機能も低下するおそれがあります。少数精鋭の時代だという声もありますが、少数の目では見落とす危険も大きくなり、1人の議員の背負う責任は、はかり知れないものになります。

現在の18名を2名減らして16名にするというのは、30名のときから比べると約半分も減ることになり、議会の本来持っている基本的な、1つは市民の要望を市政に反映させる、2つは市政をチェックする機能などを弱体化させることになりかねません。

現に、常任委員会は4つが3つに縮小され、議会の審議も1人の議員が担当する範囲が拡大して負担が増大しています。16名に削減されたら、常任委員会は2つだけになってしまいます。4万を超える寒河江市の議会がこれでいいのでしょうか。

また、議員に当選するための得票数も上昇し、少数者の声を代弁する市民が立候補してもなかなか議席に届かなくなっていくます。

この間、議会改革検討委員会は、30数回の会議を経て、その結果を議長に答申しました。本来、全会一致が基本の会議を多数決で決めたものであり、私はこの定数削減に強く反対するものです。その立場を表明し、討論を終わります。ありがとうございました。

○鴨田俊廣議長 次に、賛成討論について杉沼議員の発言を許します。

〔杉沼孝司議員 登壇〕

○杉沼孝司議員 皆さんこんにちは。

私は、このたびの寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

寒河江市議会は、平成24年8月21日より議会改革検討委員会で、議長より諮問された27項目の議会

改革案について、各会派より選出された8名の委員により37回にわたり検討を重ねてまいりました。27項目のうち最後に残った議員定数と報酬についてを含め、議論と検討を重ね、平成26年5月21日に議長に答申されました。

議員定数について、アメリカやヨーロッパの議員は、ごみやロード問題、住民税の徴収など3つのことを主体にやっているということを伺っておりますが、我が国の地方行政は、ごみやロード問題はもちろんのこと、住民福祉と名のつくことを全てやっており、議員の数をどこまでも削減すると行政への監視機能が少なくなるという心配があるようです。住民の要求に応じて削減すれば、際限がなくなるという人もいます。

しかし、日本創成会議の発表によると、我が市においても2040年の将来人口予測が、3万2,000人弱で24.6%減と大幅な人口減少が予測されております。また、寒河江市では行財政改革に取り組んでおりますが、予測どおりの人口減少などが続くとなると財政の悪化なども懸念されます。

このようなことから、ことし4月の議会報告会の際には、議会改革検討委員会において、議員定数と報酬について検討、議論されたことを報告し、参加者より意見を聞くなど、議会の活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高め、説明責任を果たしてきた経過があります。また、5月26日には、寒河江市町会長連合会との意見交換会を開催してまいりました。市内町内会長の代表者との意見交換会は、市民の意見を十分に活用したものであると考えます。

その上で、今回の議員定数2人減の条例改正の提案に至ったものであり、行財政改革の面からは、議員報酬にもかかわってくるものと思いますが、将来人口の減少も考え、市民の理解を得るためにも、議員定数の2人減に賛成するものであります。

以上で私の討論を終わります。

○**鴨田俊廣議長** 次に、反対討論について川越議員の発言を許します。川越議員。

〔川越孝男議員 登壇〕

○**川越孝男議員** 私は、社民党市民連合の一員として、議会案第3号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について反対の立場から討論をいたします。

そしてまず最初にであります、先ほど提案者に質問の際に私も検討委員会の一メンバーでありました。検討委員会メンバーが質問したりするのは非常におかしいという趣旨の答弁発言があったわけでありすけれども、検討委員会として一致した回答がされているんでないんです、答申が。先ほど提案者の説明にもあったように。したがって、私は一人の議員としていろんな立場で発言が許されるものと思っていることをまず最初に申しあげたいと思います。（「反対することがだめだとは言っておられません」の声あり）反対の質問です。言います。反対の立場で討論を行います。

提案の内容は、次の市議会議員の選挙から、一般選挙でありますから、議員定数を18名から16名に2名削減するというものであります。

その理由は、地方分権時代における市議会の行財政改革並びに最近の社会情勢に鑑み、議員定数を減少するというものであります。

寒河江市議会は、市民の負託に応えるべく努力を続けています。その一環として、最高規範としての寒河江市議会基本条例を制定し、平成24年7月1日より施行しております。今の18名の現在の議員全員で、満場一致でつくり上げた条例であります。そして、その中では議会や議員の活動の原則が定められ、議会の活動や運営は、その基本条例に基づいて行うことを内外に議会として宣言したもので

あります。

今回提案されている2名を削減する案には、私はその立場から賛成することができません。その理由は、1つには、議会基本条例第19条第2項では、「議員が提案する議員定数または議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度などを十分に活用するものとする」と定められているのであります。

議会基本条例が制定されていなかった平成18年の改革時に行われた7団体との話し合いなども今回はなしで進めるやり方、これは私は問題だと思うんです。議員が定めたものを議員みずから破るといふ、この批判は市民の批判は避けられないと思います。これでは市民の議会に対する信頼が失墜することにはほかなりません。

2つには、市議会は議院内閣制と異なり、二元代表制です。大統領制のようなものであります。したがって、首長には制度上絶大な権限が付与されています。したがって、本来議会は議会としての権能を発揮するためには、機関対立主義に基づくよい緊張感を持った対等の力関係が必要であります。ところが議員定数削減を減らし続けることによって、議会の力が弱まることが最も心配されるのであります。

3つには、職員の減少に合わせた削減すべきという考えも市民の中にもあるそうであります。市が取り扱う行政事務は、分権改革によって国や県から移譲されたものに加え、新たに介護保険、後期高齢者医療制度や保健、医療、福祉、介護、子育て支援など多岐にわたって増加しています。議会についても、議会基本条例の制定によって議会事務局の事務量はふえています。したがって、条例上の市の職員定数は、OA機器の導入などを勘案しても、平成7年までふえ続けてきた定数条例は、最高の状態で今も変わっていないのであります。市長部局423人、一般職員278人、病院145人、水道事業18人、議会事務局6人、選管2人、農業委員会8人、教育委員会101人、合計560人です。財政削減で正規職員は減っても、臨時、パート、民間委託や指定管理者への指定などで対応されていますが、市議会には臨時の議員とか嘱託の議員とかあるはずがないわけであります。

そして4つには、人口減少による考え方についてであります。これまで4回の定数削減が行われてきました。最初は昭和58年12月30名から26名、平成10年9月さらに2名減らして24名、平成15年3月さらに3名減らして21名、平成18年3月にさらに3名減らして18名になっています。自治法改正前、人口による議員定数枠がなくなった平成14年9月から現在までを見ると、人口は1,658人減少し、議員定数は8名減っています。市民1,837人に1人の議員が議会に参画する数であったわけでありましたが、1人の議員の数が1,837人から2,358人に現在なっています。さらに、16人になると2,653人に1人の議会に参加できる枠になるわけでありまして。住民参加、議会への参加という観点からすれば、明らかに縮小なっているわけでありまして。さらに2030年には3,888人、先ほど申しあげたように減少するものであります。

そこで、この人口減少に伴って議員削減するやり方を続けるものか、それとも寒河江市議会が議会の権能を果たすために、議員定数について基準を市民とともにつくることが今先決だと思うのであります。この基準づくりは、まさに議会基本条例に基づき市民と一緒に取り組むべき課題であり、これを軽視する今回の条例の一部改正には賛成できないのであります。これまで同様問題の先送りになることを指摘し、私の反対討論といたします。

○鴨田俊廣議長 賛成討論について、後藤議員の発言を許します。

〔後藤健一郎議員 登壇〕

○後藤健一郎議員 私は、ただいま上程されました議会案第3号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

市議会は、市民の声を市政に反映し、二元代表制のもとで市政に対するチェック機関という重要な役割があります。また、地方分権の進展に伴い、国や県から多くの権限が市に移譲される中、今後ますます市議会の、そして市議会議員の果たすべき役割は大きくなっていくと考えられます。

議員定数は、議員制度の根幹をなすものであり、議会としての本来の役割を果たすためには、一定の議員数は確保しなければならないと考えます。

しかしながら、地方議会の議員定数の法定上限値は撤廃され、全ての市民が納得する基準は現在のところなく、何人の議員定数が妥当なのかという客観的な根拠は、全くない状態であります。

では、寒河江市議会の議員は何人が適切なのか。これについては、先ほど委員長であられる新宮議員からも説明がありましたが、議会改革検討委員会でさまざまな意見が出され、定数は何人が適切なのか、削減するべきかどうか、削減によるメリット・デメリットについて議論を重ねてまいりました。その結果、2名を減ずるという意見が過半数を占めました。

近年、市民の価値観やニーズが多様化していることは周知の事実ではありますが、携帯電話やファクス、特にインターネットなどの情報通信網の普及により、議員が審議する上で最低限必要な情報が収集できやすくなったと同時に行政や議会、また市が行う具体的な事業について住民自身が情報を収集できやすい環境となりましたので、以前のような「自分たちの集落から議員1人は出しておかないと情報は上がらないしおりてこない」という状況ではなくなったと思われます。（「そのとおりだ」の声あり）

また、景気低迷による税収の減少や少子高齢化による社会保障費の増加など、今後の本市の財政状況を考慮すると歳出の削減は課題であり、議会費は歳出全体の1%程度とはいえ、議会においても何らかの対応が求められていると考えられます。

この2つが大きな理由ではありますが、私が賛成する理由のもう一つに、相反するように聞こえるかもしれませんが、寒河江市議会の活性化があります。定数の削減により住民の意見が反映されづらくなるという意見もあるかと思いますが、議員が住民の意見を収集できるかどうか、議会が活性化するかどうかは、人海戦術によるようなレベルのものではなく、本質的に人数には直接関係なく、議員のおのおの日ごろの活動と姿勢が問われているものだとは私は考えます。

市民から議会、あるいは議員に寄せられる代表的な意見に「議員の活動が見えない」、「議員の顔が見えない」という声があります。市民が本当に求めているのは、財政的見地から見た報酬の削減や定数の削減ではなく、この意見に集約されていると私は思います。

定数2名削減というのは、これから迎える厳しい時代に先んじて議会が痛みを受け、今よりも狭き門となるわけですが、このことにより各議員がそれぞれ今以上に考え行動し、会派や個人として情報を発信して住民に活動をしっかりと伝え、一層の研さんに努めれば、おのずと議員の顔と活動が市民に見えるようになり、議会は活性化するのではないのでしょうか。

現在の寒河江市の議員定数は決して多くなく、県内他市と比べた場合、人口対比で見ても多いわけではありませので、2名を減じて定数を16にするというのは、審議上非常に厳しいぎりぎりの人数

になるかと思います。しかしながら、情報通信網の発達と今後の財政予測、そして市民が本当に求めている顔の見える・活動の見える議員・議会にするため、近隣の自治体の動向や流れを見てではなく、寒河江市議会が先んじてみずからの手で自主的に改革に臨む姿勢を示す議会案第3号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について賛成いたします。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申しあげ、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○鴨田俊廣議長 ほかに討論はありませんか。那須議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。（「賛成」の声あり）反対討論ありませんか。那須議員、賛成討論許します。

〔那須 稔議員 登壇〕

○那須 稔議員 私は、議会案第3号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、新清・公明クラブを代表し、賛成の立場から意見を申しあげます。

議員定数については、これまで、地方自治法によって人口規模に応じて定められていましたが、行財政改革の一端として平成23年に法律の改正が行われ、議員定数の上限数の制限が廃止されました。これは、議員定数には絶対的な数やそれを示す明確な根拠がなく、あくまで有権者との信頼関係、相互理解のもとに成り立っていることを示しており、議員定数問題は議会人にとって、有権者から納得いただけるような解決案を見出すことは大変難しい問題であります。

本市においては、長引く経済情勢の低迷の中、行財政改革指針に基づき、行政組織のスリム化と効率的な事務事業の執行に積極的に取り組んできています。言うなれば、行財政改革は市民の総意であり、市民の参画によって、行政と市民がともに汗をかき、無駄をなくし、市民本位のまちづくりを希求することであり、まさに後世に負の財産を残さないためのチャンスでもあります。

当然のことながら、議会も行財政改革の実現に最大に努力をすべきであり、執行部に対して行革を求めるだけでなく、みずからも行革を推し進める責任を有することは言うまでもありません。

今後の市民からの定数削減の要求がなくなるものではないと思います。それは市民からの議員定数削減の要求が監視機能や審議内容の充実だけではなく、議会活動・議員活動の実態と実績が市民に感じられないところから発生するものであるからです。

議会は、一昨年に最高規範となる議会基本条例を制定しました。これは議会改革のスタートであり、この条例に沿って、活動原則を確実に取り組むことがそれらを払拭する取り組みであり、議員に課せられた使命であると考えます。基本条例の前文にも、市民の意思を的確に反映し得る市民参加の議会づくりがうたわれております。今こそ、市民の意思である定数削減という決断を下すことによって、議会も行財政改革に真剣に取り組んでいることを市民に理解してもらえる契機となり、議会と市民の相互信頼が高まっていくのではないかと思います。

もちろん、私も議員はこれまで以上に議員としての研さんを積み、みずからの資質向上を図るとともに、市民の声を市民の代表として市政に反映すべく、議会の活性化に向けて最大の努力を払うことが求められます。また、議員数が減ることは、議会が市民の皆さんの広範な意見を吸い上げることに支障を来すあるいは市民の皆さんからかゆいところに議員の手が届かなくなるのではなどの事案も承知しております。私は議員活動の質と量を高めることにより、その事案に対して十二分に補うことができると考えるところです。

今回、条例の一部改正によって議員定数が16という案について、数の多少にかかわらず本意ではな

い議員もいると思います。しかしながら、議会制民主主義が議会が議決機関・決定機関として位置づけているからには、結論を導き出すために合意形成を図らなければ、その責任を果たすことを放棄したことになります。このたびの条例改正に当たっては、議員相互間の議論は十二分に尽くされ、それぞれが断腸の思いを抱きながら、勇気を持って決断した結果と捉えなければなりません。そして、10カ月後に控えた市議会議員選挙は狭き門となります。しかし、あえてみずから厳しい選択をすることが、改革に対するたゆまぬ努力を惜しまない議会の姿勢を示すことにもなります。

以上のことから、議員定数現行18を2人減らし、16とする議会案第3号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について賛成するものです。

市民の皆様方の御理解と多くの議員の皆さんの御賛同をお願い申しあげ、賛成の立場から討論いたします。

○鴨田俊廣議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより、議会案第3号寒河江市議会議員定数条例の一部改正についてを起立または挙手により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、11時45分といたします。

休 憩 午前11時32分

再 開 午前11時45分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正の申し出

○鴨田俊廣議長 なお、内藤議員から発言訂正の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。

内藤議員。

○内藤 明議員 先ほど、議会案第3号の質疑の際に、私の勘違いを、大分前のことでありますから勘違いをしまして、議員定数の削減について12月議会で決定したことがあったと申しあげましたが、遠藤さんが討論で申されたとおり、3月議会で決定されたことがあるということの誤りでありますので、訂正しておわびをしたいと思います。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第26、議会案第4号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第27、議案説明であります。

議会案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。内藤議員。

○内藤 明議員 議会案第4号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明を申しあげます。

分権時代における議会の行財政改革並びに最近の社会情勢の変化に鑑み、市民の視点に立ち、本議会の議員報酬を減額しようとするものであります。

なお、附則の条例の施行日について、平成26年11月1日としたことについてつけ加えて申しあげます。提案者としては、本議案が最善のものと考えておりますが、議会における最高規範とする議会基本条例に議員定数と議員報酬について定められ、第19条に「議員が提案する議員定数と議員報酬の改定に当たって、市民の意見を聴取するために、公聴会制度、参考人制度を十分に活用するものとする」と規定されております。

しかし、本定例会の会期は、本日18日までとなっております、実質的にこうしたことをきょう1日でなすことは不可能であります。

したがって、本議案を総務文教常任委員会に付託の上、継続審議とされ、閉会中の審議においてこうした公聴会、または参考人制度を設けるなど市民の意見を聴取して結論を出され、9月定例会あるいは臨時議会等で議決されることを望んでのことです。

議員各位には御理解を賜り、慎重に御審議の上御可決くださいますよう申しあげる次第でございます。

委 員 会 付 託

○鴨田俊廣議長 日程第28、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、起立または挙手により採決いたします。

議会案第4号について、委員会付託を省略することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、議会案第4号については、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○鴨田俊廣議長 日程第29、質疑・討論・採決に入ります。

議会案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。杉沼議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。（「反対討論」の声あり）後藤議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。（「反対討論」の声あり）ほかに討論ありませんか。

初めに反対討論について、杉沼議員の発言を許します。

〔杉沼孝司議員 登壇〕

○杉沼孝司議員 私は、このたびの寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正に反対する立場から討論をさせていただきます。

寒河江市議会では、平成24年8月21日より議会改革検討委員会で、議長より諮問された27項目の議会改革案について、各会派より選出された8名の委員により37回にわたり検討を重ねてまいりました。

27項目の最後に残った議員報酬と定数についてを含め、議論と検討を重ね、平成26年5月21日に議長に答申されました。議員報酬については、二元代表制なのになぜ市長と議長の報酬の額が違うのか、おかしいのではないかという問題提起をしている研究会もあるようです。議員報酬については、職業人としての議員報酬の確定がなく、所得補償もない。議員の若者、40代の参加促進が必要ではないか。会社を起業するにも、経営するにも、やはり若い力が必要ではないかと考えられます。人口減少がそれについても同じことが言えると思います。子育て世代でも活発な議員活動ができるような議員報酬が必要なのではないかと思います。

そのようなことから、議会改革検討委員会の検討、議論の中では、若い世代の活力を生かす観点から、むしろ引き上げるべきではないかという意見もありました。しかし、市民の理解を得るために現状維持という結論になったものだろうと思います。

そのようなことから、議員報酬の削減はすべきでないと考え、議会案第4号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についての反対の討論といたします。

○鴨田俊廣議長 賛成討論はありませんか。

では続きまして、反対討論について後藤議員の発言を許します。

〔後藤健一郎議員 登壇〕

○後藤健一郎議員 私は、ただいま上程されました議会案第4号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

私は、議会案第3号の賛成討論において、今後の本市の財政状況を考慮しなくてはならないとお話をいたしました。

そのため、議員1人当たりの報酬を削減しようとするこの案については一定の理解ができます。

しかしながら、議員報酬の月額36万円は本当に高額なのでしょうか。確かに、36万円と金額だけを聞けば高額だと思います。私も4年前までサラリーマンをしておりましてので、そのときの給与と比べると約10万円ほど多いのも事実です。しかしながら、サラリーマンもしくはよく引き合いに出される自治体職員と大きく違うのは、その36万円で全てを賄わなければならないという点であります。

私は、サラリーマン時代中間管理職でしたので、会社の財政についてもある程度理解をしておりますし、ごく一般的に言われていることですので、皆さんも御存じかと思いますが、会社は従業員に払う給料の2倍の費用をその人のために使っていると言われております。つまり、給料総額が25万円の従業員には、会社は50万円のお金を使っているということです。それは給料以外の見えないところ、例えば健康保険や厚生年金などといった会社負担の社会保険料や各種手当、その他交通費などの経費などさまざまな費用がかかっているためです。

議員を専門としている場合、これらの金額は全て議員報酬から捻出することになります。また、議員活動を行う上で、さまざまなところに顔を出せば出すほど経費がかかりますし、自分自身の活動を皆さんに知っていただくための市政報告書などを出せば出すほど経費もかかります。これらの金額も全て議員報酬から捻出されるものでありますので、どこにも顔を出さず何もしなければ議員報酬は多く手元に残り、議員活動を頑張れば頑張るほど手元に残る報酬は減るという矛盾もございます。

市民の方からは、「議員は専門でなくてもいいのだから、別なところから給料をもらったり、農業をしている人もいるのではないか」という意見をいただくこともございます。しかしながら、兼業することが前提となる報酬になってしまうということは、幅広い住民の意思を議会に反映できるような若年層や働き盛りの市民が議員になることを制限してしまうことにつながると私は思います。

先日、NHKにて市議会より報酬の少ない町村議会の現在についても番組がありました。平成5年の全国都道府県ごとの町村議会議員の平均年齢は、ほとんどが50代で、60代という都道府県はわずかに5県だけでした。しかし、昨年は46都道府県中45都道府県が60代となってしまう、その際に放送されていたまちの人の意見は「議員報酬で生活ができず、仕事を休むような余裕もない」というようなことでした。また、我が寒河江市議会もそうですし、周辺自治体を見ましても平均年齢はやはり60代であります。全てが全てではありませんが、60代といえは子育てが一段落した、あるいは定年を迎えた世代の方々です。子育て現役世代あるいはばりばりと働いている世代の方々が余り選挙に出ないという現状に、この議員報酬削減はさらに拍車をかけるのではないかと私は想像できます。

また、これから厳しい時代に向かうに当たり、今後議員に対する市民ニーズがさらに高まることが予測されます。これにより、議員の見識、専門知識の向上が今以上に要求され、なおかつ各議員の活動範囲が拡大することにより、議員の専門化が一層進むことが考えられます。

これらのことにより、議員活動を行うためには相応の報酬が必要であり、報酬を削減すると議員活動への影響が懸念され、さらに顔が見えなくなるので市民からの意見が出て、さらに報酬削減、それによりさらに活動制限と負のスパイラルに落ち込むことが容易に想像できます。

高い報酬をいただくことが議員を志した理由ではありません。しかしながら、次代を担う若年層や働き盛りの世代がさらに少なくなることや議員の活動が今以上に制限されることを考えると、私はこの議員報酬削減には反対で現状維持が妥当であると考えます。

以上の理由により、議会案第4号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について反対いたします。

○鴨田俊廣議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより、議会案第4号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを起

立または挙手により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手少数であります。

よって、議会案第4号は否決されました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第30、議会案第5号手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第31、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○鴨田俊廣議長 日程第32、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第5号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議会案第5号手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後0時03分

○鴨田俊廣議長 これにて、平成26年第2回定例会を閉会いたします。
大変御苦勞さまでした。

平成26年6月11日（水曜日）予算特別委員会

○出席委員（16名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	14番	内藤明	委員
15番	高橋勝文	委員	16番	川越孝男	委員
17番	那須稔	委員	18番	木村寿太郎	委員

○欠席委員（1名）

13番	佐藤良一	委員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	月光龍弘	政策推進課長
宮川徹	財政課長	芳賀弘明	建設管理課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	秋場礼子	商工振興課長
菅野英行	健康福祉課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
荒木利見	教育長	荒木信行	生涯学習課長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	渡邊拓也	総務 係長

予算特別委員会議事日程第1号 第2回定例会予算特別委員会
平成26年6月11日（水） 本会議終了後開議

開 会

日程第 1 議第33号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）
〃 2 議案説明
〃 3 質疑
〃 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前10時05分

○**國井輝明委員長** ただいまから予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○**國井輝明委員長** 日程第1、議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議 案 説 明

○**國井輝明委員長** 日程第2、議案説明であります。

お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○**國井輝明委員長** 日程第３、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って、質疑、答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

初めに、議第33号第１表中歳入全部について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第２款及び歳出第３款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第７款及び歳出第８款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第10款及び歳出第11款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第33号第２表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○**國井輝明委員長** 日程第４、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務文教分科会	議第３３号第１表中歳入全部、歳出第２款、歳出第１０款、第２表
厚生分科会	議第３３号第１表中歳出第３款
建設経済分科会	議第３３号第１表中歳出第７款、歳出第８款、歳出第１１款

散 会 午前１０時０７分

○**國井輝明委員長** 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成26年6月18日（水曜日）予算特別委員会

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	13番	佐藤良一	委員
14番	内藤明	委員	15番	高橋勝文	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	月光龍弘	政策推進課長
宮川徹	財政課長	芳賀弘明	建設管理課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	秋場礼子	商工振興課長
菅野英行	健康福祉課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
荒木利見	教育長	荒木信行	生涯学習課長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	渡邊拓也	総務 係長

予算特別委員会議事日程第2号 第2回定例会予算特別委員会
平成26年6月18日(水) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第33号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- 〃 2 分科会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務文教分科会委員長報告
- (2) 厚生分科会委員長報告
- (3) 建設経済分科会委員長報告
- 〃 3 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

- 國井輝明委員長 おはようございます。
- ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。
- 出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 國井輝明委員長 日程第1、議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

- 國井輝明委員長 初めに、総務文教分科会委員長の報告を求めます。沖津総務文教分科会委員長。
- 〔沖津一博総務文教分科会委員長 登壇〕

○**沖津一博総務文教分科会委員長** おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は6月11日、委員4名出席し、開会いたしました。

本分科会に分担付託されました案件は、議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第10款及び第2表であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第33号第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「11款分担金、2目の農地と施設での負担率は」との問いがあり、当局より、「分担率ですが、農道、水路に関しては10%、農地は20%で白岩、谷沢の合計11カ所に係るものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「全部で61分館あるが、全体でどれくらい対象となる分館があるか。また、総額幾らになるか」との問いがあり、当局より、「61分館中耐震化の対象となる分館は18です。これにつきましては、平成25年度までに16分館、26年度に2つの分館全て簡易診断が終了しています。全体額は把握しておりません。今は4つの分館で話が出ており、当初予算から2つの分館、今回は高屋と白岩中町分館です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第33号第2表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。阿部厚生分科会委員長。

〔阿部 清厚生分科会委員長 登壇〕

○**阿部 清厚生分科会委員長** 厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は6月11日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第33号第1表中歳出第3款であります。

それでは、審査の内容を申し上げます。議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「生活保護者の仮想積立について教えていただきたい」との問いがあり、当局より、「勤労収入のある生活保護受給者の方で収入認定を受けた収入のうち、最大30%を仮想的に積み立

てるもので、勤務就労により生活保護を廃止するときに、その廃止前6カ月分をこの仮想積立分から支給するものです。また、その支給の意図は、生活保護から脱却しますと税とか社会保険料等の負担が生じますので、その分のおおむね3カ月分程度をこれで見てもらう趣旨があります」との答弁がありました。

委員より、「この制度に係るソフトは全国共通なのだから、国がつくって市町村に配付することにより経費の削減になると思う。市町村独自にそれぞれ改修等の契約をしないとだめなのか」との問いがあり、当局より、「国では、簡易のシステムをつくって配付することになっています。市町村によっては別個の生活保護システムを入れているところもあり、国で配付する統一のものは使えません。ただ、これは国の制度によりますので、経費については県の補助が100%となるため、市町村の持ち出しはありません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。杉沼建設経済分科会委員長。

〔杉沼孝司建設経済分科会委員長 登壇〕

○**杉沼孝司建設経済分科会委員長** おはようございます。

建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は6月11日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第33号第1表中歳出第7款、歳出第8款及び歳出第11款であります。審査の都合上、議第33号第1表中歳出第8款の審査終了後に歳出第11款の審査を行い、その後歳出第7款の順で審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、「地域経済活性化基金を利用して測量設計するということだが、この方法のほう率がいいのか」との問いがあり、当局より、「少しでも一般財源を抑えるため、地域経済活性化基金を利用するものです。ただ、財政課では辺地債のほうが有利なため、辺地債に該当すればそれに切りかえていく予定だと聞いております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、「ミニポスターのデザインはどのようなものか」との問いがあり、当局より「寒河江産の美味しいお酒で乾杯という文字の表記が主なもので、短冊形のポスターを考えているところで

す」との答弁がありました。

委員より、「箸袋は1軒当たり2,500袋くらいの積算のようだが、もし足りなくなったら追加するのか。それとも一旦これで終わりという予定か」との問いがあり、当局より、「現在は、予算の範囲内での対応と考えております。今後については効果などを見ながら考えていきたいと思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明委員長** 日程第3、質疑・討論・採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時43分

○**國井輝明委員長** 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 國 井 輝 明